

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業

ヤングケアラー支援ガイドライン（仮称）の
策定に向けた調査研究
報告書

令和7年（2025年）3月

有限責任監査法人トーマツ

目 次

第1章 事業概要	1
1. 背景と目的	1
2. 事業要旨	2
3. 事業内容	3
(1) 検討委員会の設置・開催	3
(2) 作業部会の設置・開催	4
(3) 基礎調査（パイロットスタディ）の実施	6
(4) アンケート調査	6
(5) インタビュー調査	6
(6) 試行運用	6
(7) ヤングケアラー支援ガイドラインの完成・公開	6
第2章 基礎調査（パイロットスタディ）	7
1. 調査目的	7
2. 調査概要	7
(1) 調査対象	7
(2) 調査時期	7
(3) 調査方法	7
(4) 調査項目	7
3. 調査結果	9
(1) 兵庫県神戸市	9
(2) 東京都港区	11
(3) 愛知県豊橋市	14
4. 考察	17
第3章 アンケート調査	18
1. 調査目的	18
2. 調査概要	18
(1) 調査対象	18
(2) 調査時期	18
(3) 調査方法	18
(4) 調査項目	18
(5) 回答状況	20
3. 調査結果	21
(1) 基本情報	21
(2) 18歳以上のヤングケアラー支援状況	32

4.	考察	35
第4章	インタビュー調査	37
1.	調査目的	37
2.	調査概要	37
(1)	協力自治体の決定	37
(2)	調査時期	38
(3)	調査方法	38
(4)	調査項目	38
3.	結果	41
(1)	市区町村インタビュー結果	41
(2)	都道府県インタビュー結果	48
4.	考察	51
第5章	試行運用	53
1.	試行運用目的	53
2.	試行運用概要	53
(1)	協力自治体の決定	53
(2)	試行運用時期	54
(3)	試行運用方法	54
(4)	試行運用における確認依頼事項	54
(5)	試行運用結果（協力先となった自治体からのフィードバック）	55
第6章	まとめ	57
1.	ガイドラインの作成について	57
2.	考察	57
(1)	ガイドラインを活用しやすくするための工夫	57
(2)	任意の記名式等による実態把握	58
(3)	サポートプランの作成	59
(4)	こどもに対しての直接のアプローチ	59
3.	今後の課題	60
(1)	18歳以上のヤングケアラーへの支援の充実	60
(2)	「ヤングケアラー」の正しい理解の促進	60
(3)	サポートプランの作成事例	61
(4)	地域づくりの推進	61
第7章	結果の公表方法	62
付録	資料編	63

第1章 事業概要

1. 背景と目的

令和3年5月に取りまとめられた「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」においては、ヤングケアラーを早期に発見し適切な支援につなげることが明記され、こども家庭庁では、ヤングケアラー支援体制強化事業の開始・拡充等の取組が進められている。

令和6年4月から全国展開が進んでいるこども家庭センターは、ヤングケアラー支援に対するサポートプランの作成に加え、学校等と連携したヤングケアラーの発見も、より一層求められるようになった。こども家庭センターは、ヤングケアラー本人や家族の状況に応じた必要な支援につなげるうえで、各自治体や地域における支援の導線を整理する重要な役割を担う。

さらに、令和6年度の通常国会では、子ども・若者育成支援推進法において、国・自治体等が各種支援に努めるべき対象に「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」が明記された。この法律の下、18歳以上のヤングケアラーも支援対象として含められることになった。

しかし、ヤングケアラー支援に対する認識や取組については、自治体間で格差が生じている。こうした状況を受け、本事業は、各自治体のこども家庭センターが取り組むヤングケアラー支援における、「気づく」、「情報集約」、「支援調整/具体的支援」、「地域での見守り」等の各段階において、活用することのできるヤングケアラー支援ガイドライン（仮称）の策定を目的として実施した。

2. 事業要旨

本事業においては、(1) 検討委員会の設置・開催、(2) 作業部会の設置・開催、(3) 基礎調査(パイロットスタディ)の実施、(4) アンケート調査、(5) インタビュー調査、(6) 試行運用、(7) ヤングケアラー支援ガイドラインの完成・公表、といった7つの活動を行った。

基礎調査(パイロットスタディ)では、ヤングケアラー支援に関するガイドラインを策定している自治体に関する情報を収集した後、特に積極的な支援を実施していると考えられる自治体における課題感等を把握することを目的として、インタビュー形式で、基礎調査を実施した。その後、基礎調査の結果も踏まえ、調査項目を精緻化し、対象を3自治体から8自治体に広げたうえでインタビュー調査を実施した。

また、インタビュー調査と並行して、試行運用先を検討することを主目的として、自治体に対してアンケート調査を実施した。アンケートでは、試行運用への参加意向のほか、ガイドラインの検討にも資するよう、18歳以上のヤングケアラーへの支援における、18歳未満への支援との相違などについても尋ねた。

そして、基礎調査(パイロットスタディ)、アンケート調査及びインタビュー調査結果を基に、「ヤングケアラー支援ガイドライン」の素案を作成した。その後、ガイドラインが支援に役立つものになるよう、支援の現場での意見等を踏まえて内容を更に精査するために、ガイドライン素案を用いた試行運用を実施した。なお、試行運用はアンケート結果を基に、4自治体に協力を依頼した。

ガイドライン素案を用いた試行運用の後、「ヤングケアラー支援ガイドライン(仮称)」を完成させた。

3. 事業内容

(1) 検討委員会の設置・開催

ヤングケアラーの支援に関する状況、課題等の知見を有する学識経験者及び自治体職員、計 11 名で構成する検討委員会を設置し、会議を年 3 回実施した。

検討委員会では、アンケート、インタビュー調査の調査設計及びガイドライン案に関する議論等を行った。以下に検討委員会の委員名簿を示す。

図表 1-1 検討委員会委員名簿（五十音順、敬称略）

委員名簿 ○印： 座長	青砥 恭	NPO 法人さいたまユースサポートネット 代表
	石田 淳子	府中市 こども家庭部 こども家庭支援課長（兼） 子育て世代包括支援センター所長
	石山 麗子	国際医療福祉大学大学院 教授
	小原 眞知子	公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会 副会長 日本社会事業大学社会福祉学部福祉援助学科 教授
	蔭山 正子	大阪大学高等共創研究院 教授
	後藤 寛貴	豊橋市 こども若者総合相談支援センター 副センター長
	○澁谷 智子	成蹊大学文学部現代社会学科 教授
	福阪 圭輔	京都府健康福祉部家庭・青少年支援課 参事
	持田 恭子	一般社団法人ケアラーアクションネットワーク 協会 代表理事
	吉田 展章	NPO 法人日本相談支援専門員協会 事務局 NPO 法人藤沢相談支援ネットワーク・ふじさわ基幹 相談支援センターえぽめいく 所長
	吉永 恵子	埼玉県教育委員会 スクールソーシャルワーカー・ スーパーバイザー

※ オブザーバー：こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省

検討委員会の開催概要を以下に示す。

図表 1-2 検討委員会開催概要

開催概要	第1回検討委員会 日程：令和6年8月30日（金） 議事： 1 全体計画の確認 2 基礎調査（パイロットスタディ）の報告 3 アンケート調査計画の検討 4 インタビュー調査計画の検討
	第2回検討委員会 日程：令和6年12月2日（月） 議事： 1 アンケート調査結果の報告 2 インタビュー調査結果の報告 3 ヤングケアラー支援ガイドライン（仮称）案の検討 4 試行運用計画の検討
	第3回検討委員会 日程：令和7年3月14日（金） 議事： 1 試行運用結果の報告 2 ヤングケアラー支援ガイドライン（仮称）案の検討 3 事業報告書案の検討

（2）作業部会の設置・開催

ヤングケアラー支援の知見を有する自治体関係者、支援団体関係者及び学識経験者、計7名で構成する作業部会を設置し、会議を年3回実施した。

作業部会では、ガイドラインの構成や内容の検討、試行運用結果のマニュアルへの反映内容の検討等を実施した。作業部会の委員名簿を以下に示す。

図表 1-3 作業部会委員名簿（五十音順、敬称略）

委員名簿 ○印： 座長	海野 美奈子	静岡市 子ども未来局 青少年育成課 子ども若者相談センター
	河野 珠希	別府市 こども部 こども家庭課 ヤングケアラー・コーディネーター
	黒光 さおり	尼崎市教育委員会事務局 教育総合センター こども教育支援課 スクールソーシャルワーカー
	後藤 寛貴	豊橋市 こども若者総合相談支援センター 副センター長
	○澁谷 智子	成蹊大学文学部現代社会学科 教授
	田中 悠美子	一般社団法人ケアラーワークス 代表理事
	宮崎 やよい	府中市 子ども家庭部 子ども家庭支援課 相談担当主査

作業部会の開催概要を以下に示す。

図表 1-4 作業部会開催概要

開催概要	第1回作業部会 日程：令和6年10月7日（月） 議事： 1 全体計画の確認 2 インタビュー調査結果の報告 3 ヤングケアラー支援ガイドライン（仮称）の骨子の検討
	第2回作業部会 日程：令和6年11月7日（木） 議事： 1 アンケート調査結果の報告 2 ヤングケアラー支援ガイドライン（仮称）案の検討 3 試行運用計画の検討
	第3回作業部会 日程：令和7年2月19日（水） 議事： 1 試行運用調査結果の報告 2 ヤングケアラー支援ガイドライン（仮称）案の検討

(3) 基礎調査（パイロットスタディ）の実施

詳細については、「第2章 基礎調査（パイロットスタディ）」を参照。

(4) アンケート調査

詳細については、「第3章 アンケート調査」を参照。

(5) インタビュー調査

詳細については、「第4章 インタビュー調査」を参照。

(6) 試行運用

詳細については、「第5章 試行運用」を参照。

(7) ヤングケアラー支援ガイドラインの完成・公開

試行運用結果を受けて、作業部会で内容を再検討し、検討委員会での最終協議を経て、「ヤングケアラー支援のガイドライン（仮称）」を最終化し、公開した。詳細については、「第6章 まとめ」を参照。完成したガイドラインは、別添「ヤングアラー支援のガイドライン（仮称）」を参照されたい。

第2章 基礎調査（パイロットスタディ）

1. 調査目的

ガイドラインを策定している自治体を中心に現場の課題感等を把握し、アンケート調査項目及びインタビュー調査項目等を検討する際の参考とすることを目指した。

2. 調査概要

(1) 調査対象

ヤングケアラー支援に係るガイドライン等を策定している自治体等の情報を収集し、ガイドラインの公表が確認できた29の自治体から、ヤングケアラー支援に積極的であると考えられる3自治体を選定し、ヒアリングを実施した。

〔協力自治体〕

- 1) 兵庫県神戸市
- 2) 東京都港区
- 3) 愛知県豊橋市

(2) 調査時期

令和6年7月26日（金）～8月2日（金）（約1週間）

(3) 調査方法

オンラインインタビュー（約60分程度）を実施した。

(4) 調査項目

調査項目を以下に示す。

図表 2-1 調査項目

【現状の支援体制・状況について】

1. ヤングケアラー支援の体制（主な担当窓口（こども家庭センターの役割等）含む）
2. ヤングケアラー支援の取組状況（「発見・把握」、「アセスメント・支援方針の検討」、「支援の実施」、「フォローアップ」の各段階における対応）
3. ヤングケアラー・コーディネーター（YCC）の役割
4. ヤングケアラー支援における課題（過去に課題であった点も含む）及びその対応
 - ① ヤングケアラーの捉え方（要支援・要保護等）が分かりづらく、多機関連携が進まない等はないか
 - ② 要支援等として要対協の枠組みで捉える場合、虐待対応の差異で対応に苦慮する点はないか
 - ③ 多機関連携時の個人情報保護で苦慮する点はないか
 - ④ 支援の緊急度や要支援、要保護の境界等、判断に迷う場合、どのように決定を下しているか
 - ⑤ その他
5. 医療機関との連携の有無とその内容、課題
6. 18歳以上のヤングケアラーへの支援の実施有無とその内容、課題

【ガイドライン等の策定について】

7. ガイドライン等の策定経緯
8. ガイドライン等の策定において工夫や意識をした点
9. こども家庭センターにおけるガイドライン等の活用状況
10. ガイドライン等において改定が必要と考えられる点（ガイドライン策定後の関係機関の反応含む）
11. ガイドラインを検討する上で留意すべき点（盛り込むべき内容等）

3. 調査結果

調査結果（サマリ）は以下のとおり。なお、YC はヤングケアラー、YCC はヤングケアラー・コーディネーターを示す。

(1) 兵庫県神戸市

神戸市		
現状の支援体制・状況について	1. 支援体制	① 令和3年6月、こども・若者ケアラー相談・支援窓口（専用窓口）を開設。18歳未満のYCは各区の支援室で対応し、専用窓口は18歳以上の若者ケアラーもしくは年齢が分からない場合の支援を担当（実際には、専用窓口への相談は18歳以上の若者ケアラーよりも18歳未満のYCからの相談が多い）。 ② 区のこども家庭センターでもYC対応を実施している。ただし、<u>区ではなかなかYC支援まで手が回らないのが実態。</u> ③ 虐待等との重複ケースの場合、区と専用窓口の両方が担当するが、ケースの状況によっては専用窓口が主になって動くこともある。
	2. 支援状況	① 各種様式類は作成しているが、専用窓口の職員の支援経験の豊富さなどから、実際にはそういったものを使うよりも、<u>ケース会議で処遇方針を決定している。</u> ② <u>公的資源の導入によって、全てのケアラーに対して、ケアの量的な負担が軽減されるものではないが、まずは、関係機関をつなぎ、ケアラー支援の視点を持ってもらうことが第一である。</u> ③ 区としては、優先度の高いケースから介入するとなれば<u>虐待事案優先</u>となるため、YC対応は市の専用窓口が補完している。
	3. YCC の役割	① 個別支援会議の開催や、関係機関との調整の実施。 ② （関係機関から相談のあったこどもなどについて）区の情報収集を<u>補完する意味で専用窓口が情報収集を担う。</u> ③ 収集した情報を基に、関係機関に（こどもなどへの）アプローチ方法を提案。

神戸市	
4.YC 支援における課題	① 生活保護、介護、障害など関係領域の職員の YC 理解が進んでいないため、これまで 100 回以上の研修を実施。毎年重点的に取り組む分野を定め、事例検討を通して理解促進につなげている。 ② 各行政区で YC 支援まで手が回るか疑問。神戸市では専用窓口が進んで支援を行っている。 ③ (本人、家族の) 同意を取得できないケースのほうが多く、匿名でも相談を受けている。必要な場合は、要支援として YC 支援窓口が個人情報を受け取り、支援につなげる場合もある。 ④ 緊急度の判断は担当者 1 人ではなく、<u>上司が助言を行う</u>。二月に 1 度は<u>有識者による助言</u>も受けている。 ⑤ 相談件数の増加を望む。予算に見合うパフォーマンスができているかは絶えず考える。待ちの姿勢ではだめ。
5. 医療機関との連携	① (福祉など関係領域を対象とした) 研修の実施により、医療機関経由での相談があった。 ② 各市町村は市町村内の主な医療機関とはつながりがあるだろうから、ケアラーに関する周知を医療機関へ直接してもよいかもしれない。 ③ 医療機関への直接のアプローチのほかに、精神保健福祉士会といった団体へのアプローチも必要。
6. 18 歳以上の YC への支援	① 2024 年 5 月頃から <u>30 歳以上の若者ケアラーも支援対象に加えた</u> (それ以前は 20 代までを対象)。具体的な支援策はないものの、若者ケアラーの場合、彼らから直接相談がくるので、介護保険サービスも含め、他法他施策が使える。 ② <u>有効なのは就労支援</u>。一般企業に協力してもらって若者ケアラーを中間的就労へとつないでいる。これにより、なかなか家から出られなかった若者ケアラーが社会的なつながりを持つことができた。

神戸市		
ガイドライン等の策定について	1. 策定経緯	① 関係機関がケアラーを発見した際にどのように動くべきかを広く知ってもらうために作成。
	2. 策定の工夫等	① 活用してもらうためには <u>シンプルなほうがよい</u> ので、各機関の動きなど基本的なところを押さえられるようにしている。
	3. ガイドライン等の活用状況	① マニュアルを作成し3年経ち、専用窓口での <u>支援体制はおおむね確立</u> 。マニュアルに立ち返るというより、区のこども家庭センターも <u>内容は頭に入っている</u> と思う。
	4. 改定が必要と考えられる点	① 法的根拠のない段階で作成したので、 <u>法的根拠や個人情報</u> の取り扱いについては追加しなくてはならない。
	5. ガイドライン検討時に留意すべき点	① <u>実態調査</u> について、 <u>記名式の実施は難しいだろう</u> 。学校関係を介して行う場合のハードルは非常に高いのではないかと懸念している。教育委員会から不要な個人情報の収集とみなされる可能性もある。

(2) 東京都港区

港区		
現状の支援体制・状況について	1. 支援体制	① YC の情報集約は <u>2つの経路</u> がある。 ② 学校等関係機関からの情報：YC 支援コーディネーターが対応。 ③ <u>地域住民や本人等からの相談</u> ： <u>子ども家庭支援センター</u> の相談支援係（要保護児童を含め子育て全般に対応）に連絡してもらった上で、YC 支援コーディネーターと情報共有しながら連携して支援。 ④ YC の支援体制はこども家庭センター設置後もこれまでと今年4月以降もそれまでと変わらない。
	2. 支援状況	① アセスメントでは「こどもの権利が守られているか」、「家族の状況」、「YC 自身の状況」、「ケアラー自身の意向」の4点を区独自のヒアリングシートを用いて把握し、関係機関とのケース会議で支援計画を策定する。

港区		
		② 学校との連携は普段からしており、気づいた点があればすぐに当方へつないでいただくよう依頼しているものの、 <u>相談は少ないが、教員の意識はかなり高く、継続的に見守りをしてもらっている</u> 。その点には課題を感じていないが、 <u>問題が潜在化しているのではないか</u> 。
	3. YCC の役割	① <u>アセスメントの際の本人の意向確認。</u> ② 関係機関等から情報が寄せられた場合、コーディネーターが支援内容や進め方等を決める。 ③ 福祉、医療等の関係機関に限らず地域住民も対象として意識啓発を実施（年 50 回以上のアウトリーチ活動）。
	4. YC 支援における課題	① 同じ建物に子ども家庭支援センターと児童相談所があり、日頃から意見交換・情報共有が可能。他部署、他機関とのネットワークも構築している。 ② <u>YC 支援は虐待対応と比べて緊急度が落ちるがコーディネーターを配置し、YC 支援にも対応できる体制としている。</u> ③ 支援ケースがまだ少なく、実際に支援したケースは全て要対協ケースであったため、個人情報の壁により支援が進まないということはなかった。 ④ 判断に迷う場合は関係機関とのケース検討会議などの場を活用する。 ⑤ 情報が入ってこない、また入ってきても支援につながらないことが課題。引き続き地域に出向き、YC について知ってもらう機会を増やしたい。今年度からは地域住民を対象とした YC 支援サポーター養成講座を開催。
	5. 医療機関との連携	① 少しずつ医療機関との連携をしている状況で、情報共有や意識啓発のアプローチをとっている。具体的には患者が退院後に YC になりうる場合には相談窓口としてヤングケアラー支援コーディネーターに連絡してほしいと周知を行ったり、診療報酬改定による入退院支援加算の対象になる場合があることを伝えたりしている。

港区		
	6. 18 歳以上の YC への支援	① 現在は 18 歳以上の YC への支援を行っていない（配食支援などの支援をしている場合には、18 歳になった年度の末日まで支援の期間を延ばして対応している）。 ② 18 歳以上の YC については相談自体が寄せられていない。もし相談があれば話を聞いた上で、可能な支援先につなぐという対応しかできないという状況である。
ガイドライン等の策定について	1. 策定経緯	① 令和 4 年度に実施した実態調査で様々な課題が把握されたため、令和 5 年 4 月にヤングケアラー支援体制検討委員会を設置し、ガイドラインの作成を開始。
	2. 策定の工夫等	① 地域の関係機関の声を聞きながら作成。 ② 教育など分野ごとにヤングケアラーに気づくための <u>チェック項目</u> を設けた。
	3. ガイドライン等の活用状況	① <u>活用状況は今後把握していきたい。</u> また、サポーター養成講座ではガイドラインをテキストとして活用している。
	4. 改定が必要と考えられる点	① <u>法改正で支援の対象が拡大</u> されたため、どのような体制を整えて支援をしていくのか、必要に応じて見直したい。
	5. ガイドライン検討時に留意すべき点	① 支援の目的を明確にすると、関係者間で共通の認識の基に支援を進められる。 ② ページ数としては 30 ページ程度で、イラストや表などもあるとよく、事例が掲載されているなどイメージがわきやすい構成が重要。

(3) 愛知県豊橋市

豊橋市		
現状の支援体制・状況について	1. 支援体制	① 保健所が母子保健機能を有しており、場所は分かれているが、一体となつてこども家庭センターとして設置されている。 ② ココエール（豊橋市こども若者総合相談支援センター）には児童福祉機能があるため、YC 支援に関しては従前と同じ体制のままで現在も対応中。
	2. 支援状況	① 愛知県のモデル事業の枠組みで、次の4つの柱で YC 支援を実施。 ② 「知る」：研修、フォーラムなど。 ③ 「相談する」：居場所支援、教育委員会等との定期的な情報交換。 ④ 「見つけて支援をする」：ガイドブックの周知、家事支援の実施など。 ⑤ 「寄り添う」：居場所での声かけやコミュニティサロンの運営など。 ⑥ YC 支援コーディネーター（社会福祉士）と巡回相談員（元教員）を配置し、2人1組で学校を訪問。
	3. YCC の役割	① 巡回相談員と2人1組で学校へのアウトリーチ（コーディネーターを配置することで学校へのアウトリーチを任せられる点が非常によい）を実施。 ② 家事支援等の実施の調整、事業全体の進捗、ケースの進捗状況の確認。
	4. YC 支援における課題	① YC の状況把握においては学校の教員にはこどもの声を受け止めてほしいと伝えている。家族に支援が入っている場合、支援対象の枠がハードルとなりこどもの視点に立ったサポートへの弊害が生じやすい印象。関係機関の YC 視点は不十分。 ② YC の状況はすぐに解決されるものではないので、要対協の管理となった場合はゴール設定やアセスメント評価が難しい。こどもの意向を把握することが重要。 ③ こどもや家庭の同意取得は難しいが、関係機関等からケースの概要を教えてもらい、間接支援を行ってい

豊橋市		
現状の支援体制・状況について		る。 ④ 判断に迷う場合は協議により方針を検討。重層的支援体制とも適宜連携。 ⑤ こどもからの相談はゼロで、こどもに YC への意識を持ってもらうことが課題。学校での温度感も高めたいが、教員も多忙。
	5. 医療機関との連携	① 市民病院等の基幹病院があるので、医療相談室と YC 支援の必要性といったスキームを共有している。 ② 入退院支援加算等についてはココエールではあまり意識できていない状況である。
	6. 18 歳以上の YC への支援	① 18 歳以上の YC への支援は、過去から継続的に関わっており、中でもきょうだいが非常に多いケース（年長者が 18 歳を超えても下にきょうだいがいる場合、支援を継続）に対応している。自立の際に家財道具が足りないというような場合には物資を届けたりしている。 ② 18 歳に達すると支援のメニューが非常に減る。また、自立した場合には所属先がなくなり、状況把握がしにくくなるため、自立前に連絡先等を確認しておくことが重要。
ガイドライン等の策定について	1. 策定経緯	① YC に気づくための視点、対応などをまとめた資料（令和 4 年度）と、YC 向けの福祉サービス等ガイドブック（令和 5 年度県のモデル事業で実施）の 2 種を作成。
	2. 策定の工夫等	① 気づく視点を持ってもらうことに加えて正しく YC を理解してもらうことを目的に、なるべく簡単な内容で作成。
	3. ガイドライン等の活用状況	① ガイドブックに対する反応はあまりないが、家事支援に関しては利用の相談がある。既存のサービスだと手が届かない領域のサービスなのだろう。
	4. 改定が必要と考えられる点	① 法改正に伴った YC の定義や年齢幅の変更を受けた改定が必要。
	5. ガイドライン検討時に留意すべき	① 支援者に響くような印象的なメッセージを考えてもよいと思う。 ② こどもを尊重した丁寧な関わり方が重要であること

豊橋市		
	点	を強調するとよい。支援者側もプレッシャーや焦りもある。定量的な評価は非常に難しい。 ③ 母子保健の機能を担う職員にも YC 支援が伝わる内容もあるとよい。 ④ YC 支援に特化したサポートプランの様式があれば、現場の混乱が少なくなる。

4. 考察

- 自治体間の取組格差が指摘される中で、①相対的に取組が進んでいる自治体と、②これから取組を強化していく自治体とでは、おかれている状況が異なり、抱えている課題等にも違いがみられると考えられる。このような仮説の下、基礎調査では、ガイドラインを策定している自治体のうち、①相対的に取組が進んでいる自治体を対象としてインタビューを実施した。
- ヤングケアラー支援において、相談窓口を設置しても、相談件数が増えないことを課題とする自治体が多い中、基礎調査の協力自治体では、こどもと接する機関への働きかけが重要と考える様子がうかがえた。例えば、神戸市では、毎年重点的に取り組む分野を定め、事例検討を通してヤングケアラー支援に対する理解促進を図るなど、様々な工夫を行っており、相談件数も徐々に増加している。予算の規模に対して十分な成果が出ているか、検証を続ける姿勢が大事であると指摘している。
- また、協力自治体では、虐待対応の担当者とヤングケアラー支援の担当者が分けられていた。これにより、虐待対応を行う中でも、ヤングケアラー支援が後回しにならないよう配慮されていた。
- 一方で、協力自治体においても、いくつかの課題が明らかになった。例えば、豊橋市では、ヤングケアラーの状況はすぐに改善できるものではなく、要対協の管理となった場合は、ゴール設定やアセスメント評価が難しいといった課題や、こどもを尊重した丁寧な関わりが重要である一方、支援者側がプレッシャーや焦りを感じることで、支援の効果を定量的に評価することが難しいといった課題が指摘された。
- また、18歳以上のヤングケアラーへの支援については、就労支援が効果的であることが示唆されたものの、それ以外の支援メニューが18歳未満と比較して少なく、また学校などの所属先を離れることで、本人の状況把握が難しくなるといった課題が明らかになった。
- 上記の結果及び委員からの助言を受け、後に行うインタビュー調査においては、相談件数の増加を見据え、「こどもとの直接的な関わりを持つ取組の有無及びその内容」や、「ヤングケアラー支援における自治体の目標設定」等の項目を追加したほか、ガイドラインの検討の際にも基礎調査結果を参考として活用した。

第3章 アンケート調査

1. 調査目的

試行運用の協力先を検討するため、ヤングケアラー支援の取組の状況等に関する情報を把握することを目指した。

2. 調査概要

(1) 調査対象

都道府県及び市区町村の児童福祉部門の担当者（悉皆：1,788 所）

(2) 調査時期

令和6年9月上旬～9月中旬（約2週間）

(3) 調査方法

インターネットによるアンケート調査を実施した。なお、調査の依頼方法は、こども家庭庁担当課より、都道府県及び市区町村の児童福祉部門に対して、電子メール等により調査専用サイトの URL を記した依頼状を送付し、依頼状を受け取った対象に、インターネット上でアンケートに回答することを求めた。

(4) 調査項目

調査項目を以下に示す。なお、SA は単数回答、MA は複数回答、FA は自由回答、NU は数値回答、YC はヤングケアラー、YCC はヤングケアラー・コーディネーターを示す。

図表 3-1 アンケート調査項目

	内容
1. 基本情報	Q1_1 自治体種別 (SA) (Q1_2 は市区町村のみ) Q1_2 こども家庭センターの設置状況 (SA) (Q1_3～5 はこども家庭センターを設置している自治体のみ) Q1_3 こども家庭センターの設置数 (NU) Q1_4 こども家庭センターの類型 (MA) Q1_5 こども家庭センターの設置経緯 (MA) (Q1_6～8 は市区町村のみ) Q1_6 18 歳未満の YC の相談窓口の担当部署 (MA) Q1_7 18 歳以上の YC の相談窓口の担当部署 (MA) Q1_8 YCC の配置状況 (MA) (Q1_9～11 は都道府県のみ) Q1_9 18 歳未満の YC の相談窓口の担当部署 (MA) Q1_10 18 歳以上の YC の相談窓口の担当部署 (MA) Q1_11 YCC の配置状況 (MA) (Q1_12～13 は YCC を配置している自治体のみ) Q1_12 YCC の役割 (MA) Q1_13 YCC の取組の中で最も効果的だと考える取組 (SA) (Q1_14～15 はこども家庭センターを設置している自治体のみ) Q1_14 要保護・要支援児童として受理したケースのうち、YC 支援を目的としたサポートプランの作成実績 (SA) Q1_15 要保護・要支援児童には至っていないケースのうち、YC 支援を目的としたサポートプランの作成実績 (SA)
2. 18 歳以上の YC への支援状況	Q2_1 18 歳以上の YC への支援実績 (SA) Q2_2 18 歳未満の場合と比較した際の相違点 (FA)
3. 試行運用への参加意向及び照会先	Q3_1 試行運用への参加意向 (SA) Q3_2 自治体名、担当課名、担当者名、連絡先 (FA)

(5) 回答状況

自治体種別での回答状況は以下のとおり。

図表3-2：アンケート回答状況

		回答数	%
全体		1,266	70.8
自治体種別	都道府県	40	85.1
	政令指定都市	13	65.0
	中核市	47	75.8
	特別区	20	87.0
	一般市町村	1,146	70.0

3. 調査結果

【アンケート結果の記載に係る留意点】

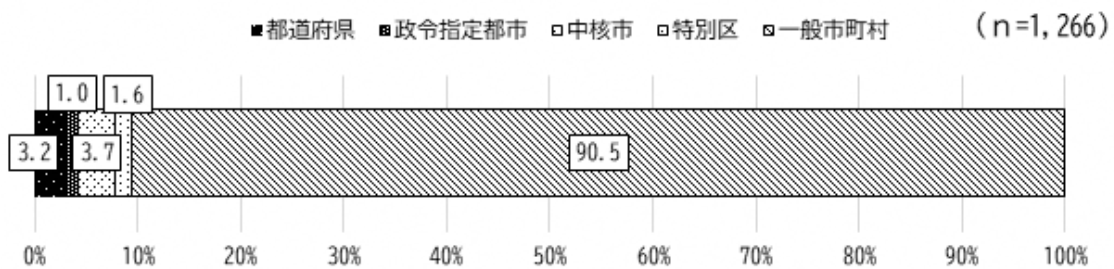
- 第3章のアンケート結果では、全体像を捉える上で特に記述したいと考えた内容を抜粋して掲載している（アンケート結果の詳細については資料編を参照）。

(1) 基本情報

アンケート結果は以下のとおりである。

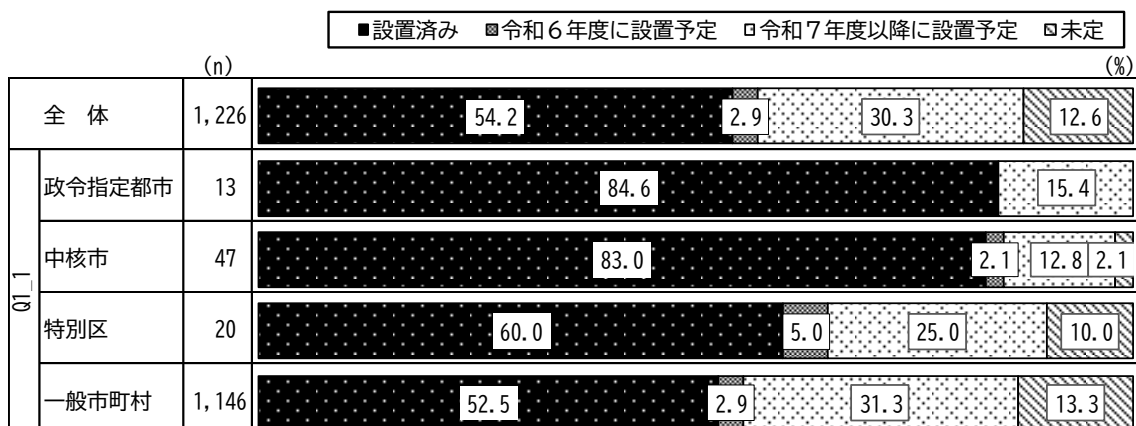
Q1_1 自治体の種別（SA）

図表 3-3 自治体種別



Q1_2 2024年9月1日時点でのこども家庭センターの設置状況（SA）

図表 3-4 こども家庭センターの設置状況（Q1_2×Q1_1自治体種別）



(回答条件：こども家庭センターを設置している自治体のみ)

Q1_3 設置しているこども家庭センターの数 (NU)

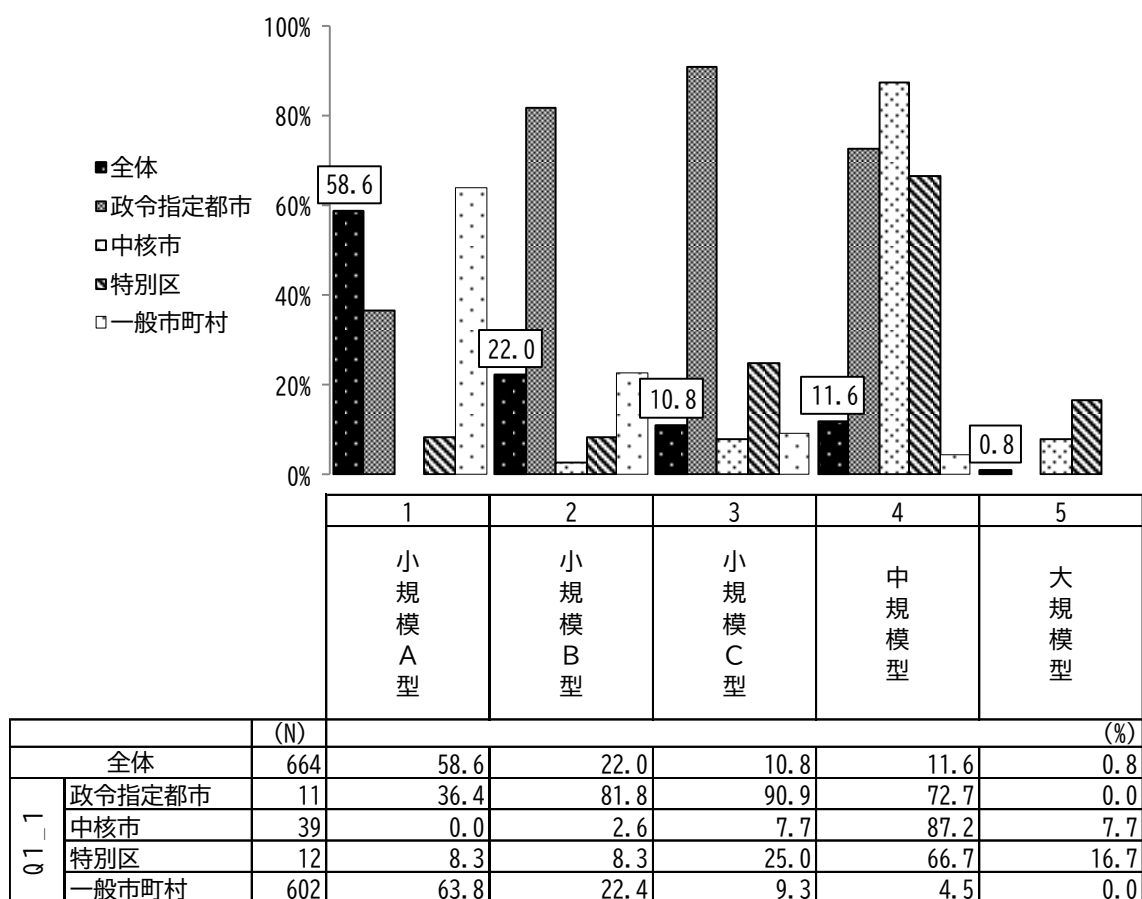
図表 3-5 設置しているこども家庭センターの数 (N=664)

平均値	1.2
最小値	1.0
最大値	24.0

(回答条件：こども家庭センターを設置している自治体のみ)

Q1_4 設置しているこども家庭センターの類型 (MA)

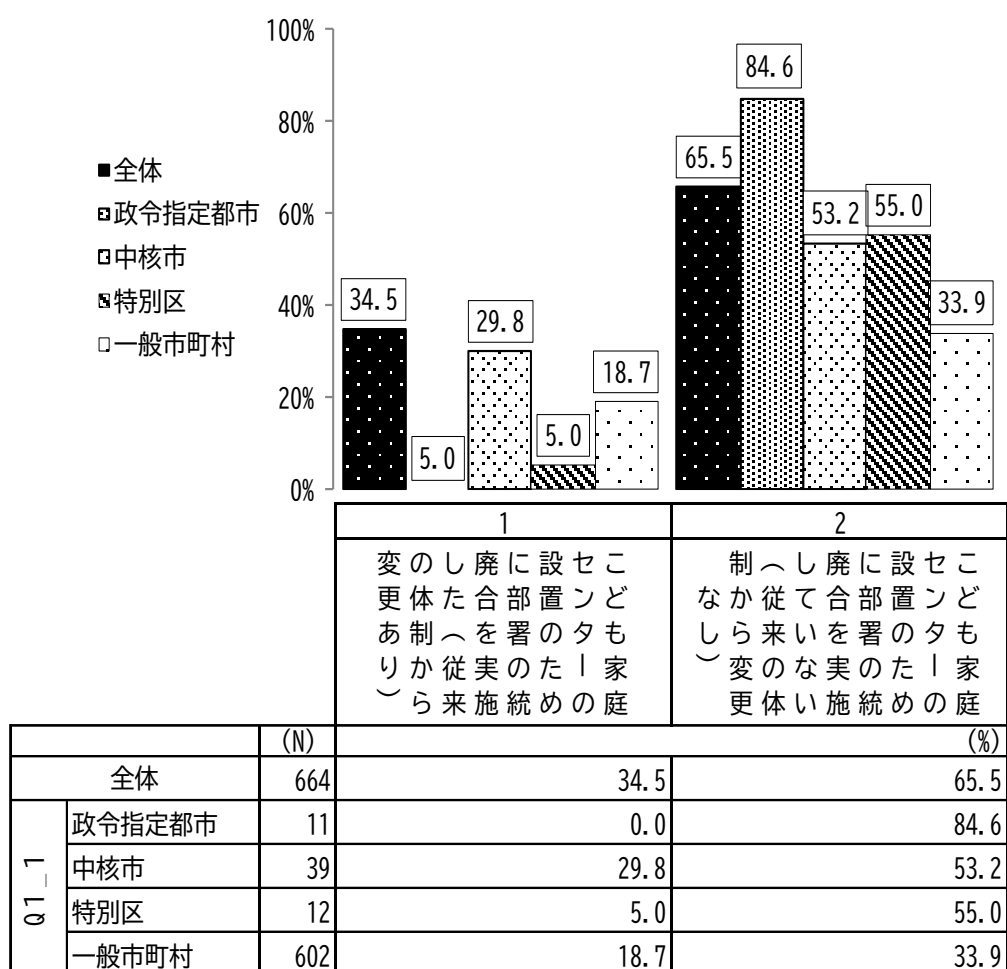
図表 3-6 こども家庭センターの類型 (Q1_4×Q1_1自治体種別)



(回答条件：こども家庭センターを設置している自治体のみ)

Q1_5 設置しているこども家庭センターの組織体制 (MA)

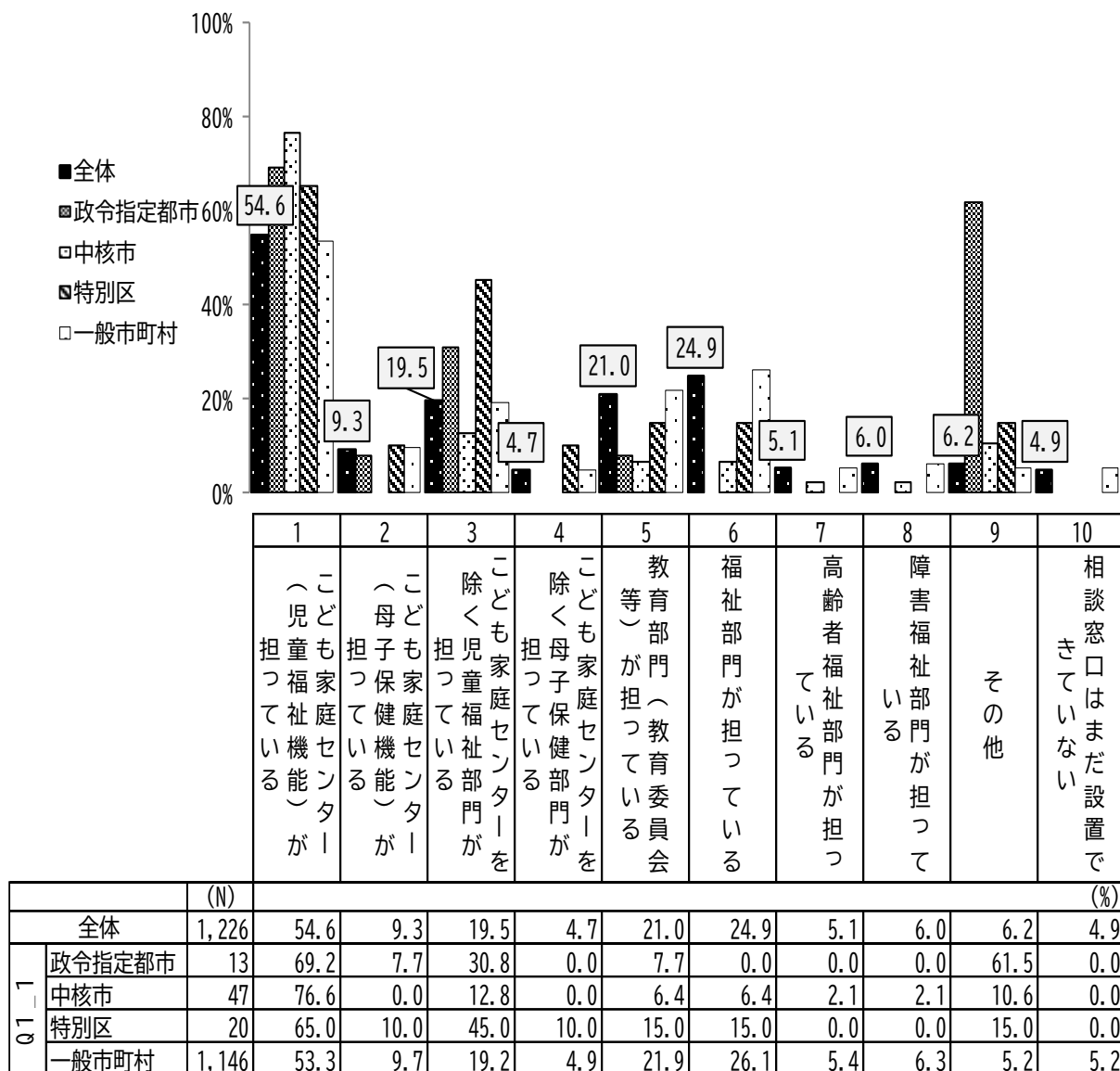
図表 3-7 こども家庭センターの組織体制 (Q1_5 × Q1_1 自治体種別)



(回答条件：市区町村のみ)

Q1_6 18歳未満のヤングケアラーの相談窓口の担当部署 (MA)

図表 3-8 市区町村_18歳未満のヤングケアラーの相談窓口の担当部署 (Q1_6×Q1_1自治体種別)



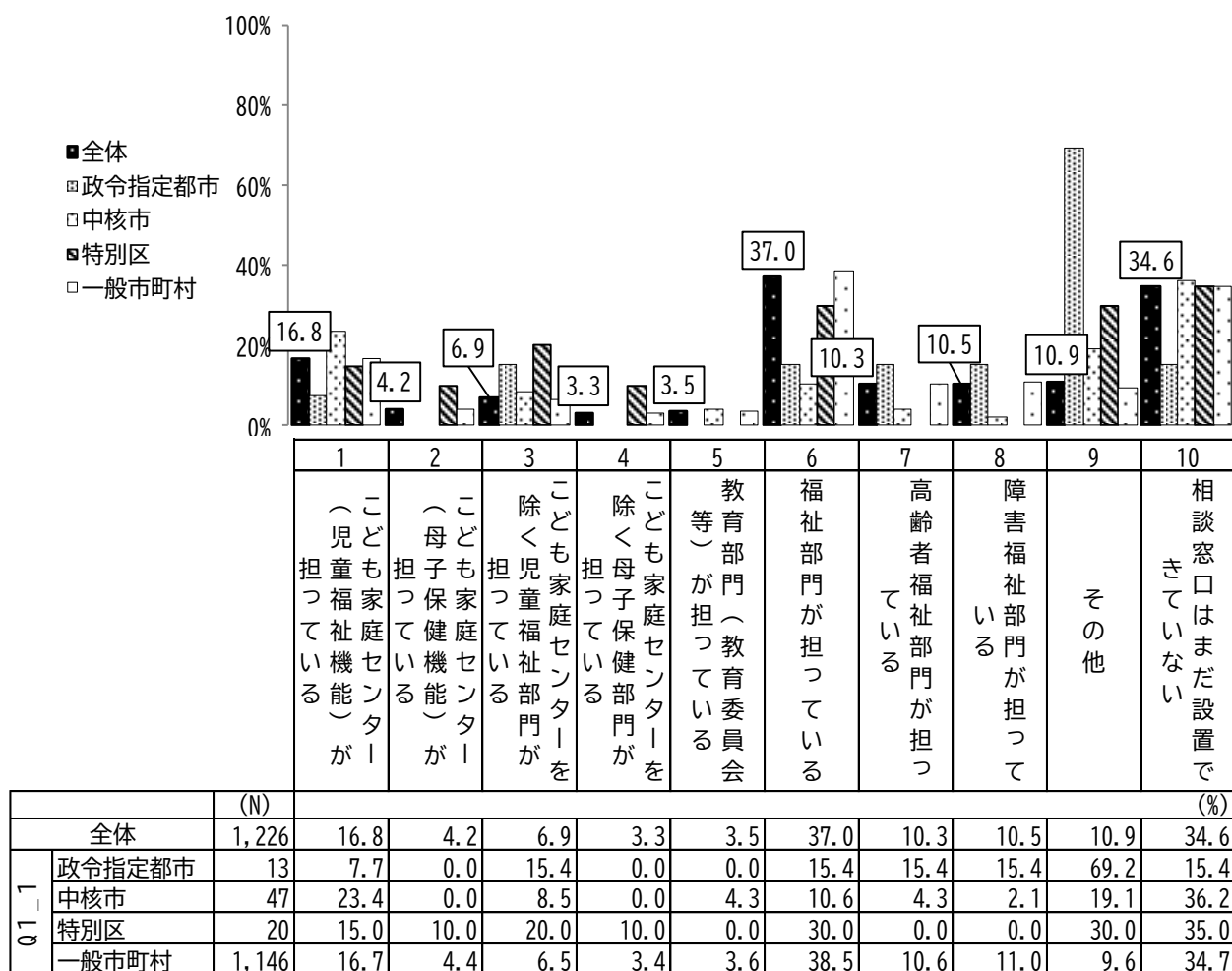
【「その他」の主な自由記述】

- ・ 業務委託により実施
- ・ こども家庭総合支援拠点对応している
- ・ 子ども・若者総合相談センター など

(回答条件：市区町村のみ)

Q1_7 18歳以上のヤングケアラーの相談窓口の担当部署 (MA)

図表 3-9 市区町村 18歳以上のヤングケアラーの相談窓口の担当部署
(Q1_7×Q1_1自治体種別)



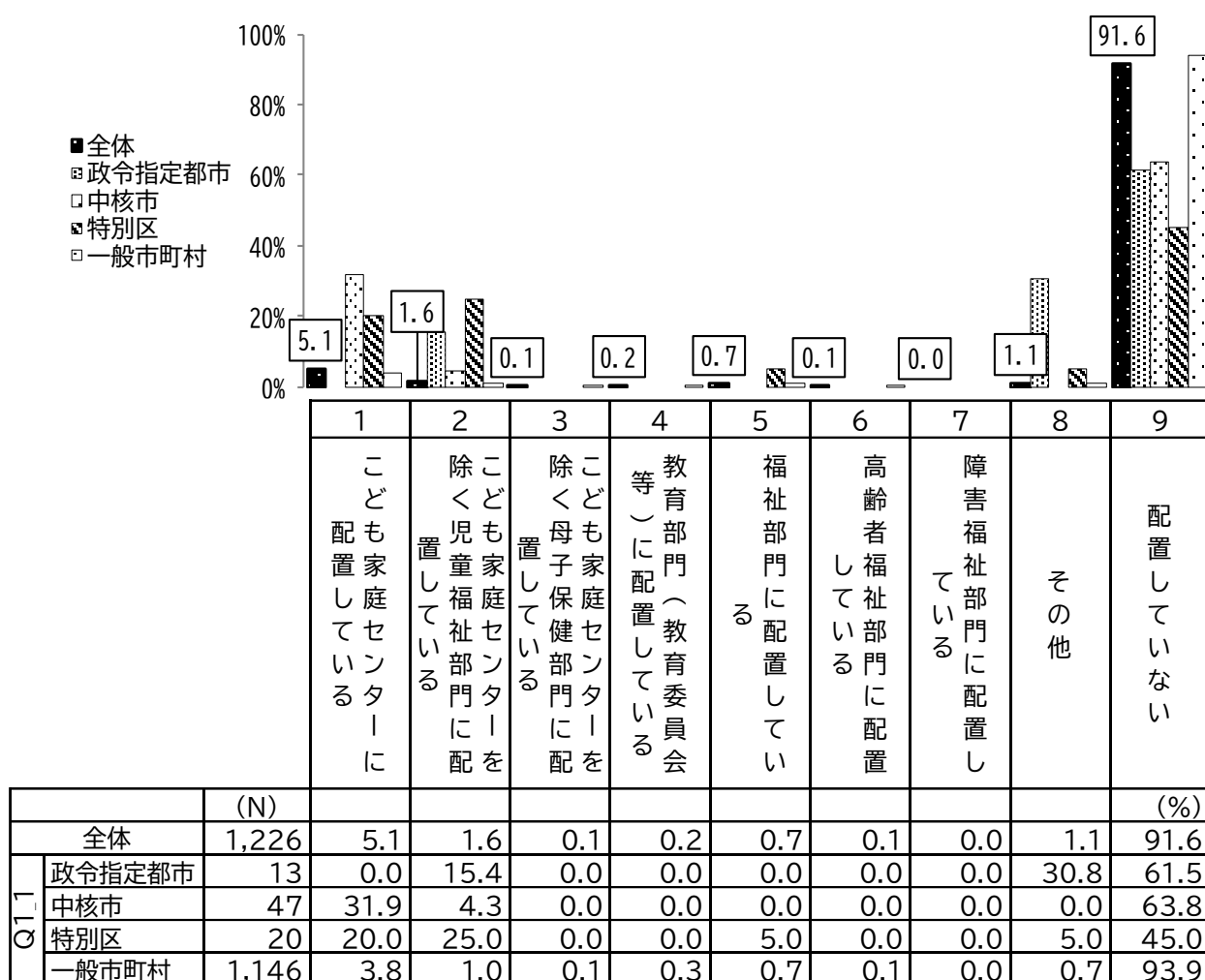
【「その他」の主な自由記述】

- ・ 業務委託により実施
- ・ 事案によって担う窓口が異なる
- ・ 若者支援部署、子ども・若者総合相談センター等の機関が担っている など

(回答条件：市区町村のみ)

Q1_8 ヤングケアラー・コーディネーターの配置状況 (MA)

図表 3-10 市区町村 ヤングケアラー・コーディネーターの配置状況
(Q1_8×Q1_1自治体種別)



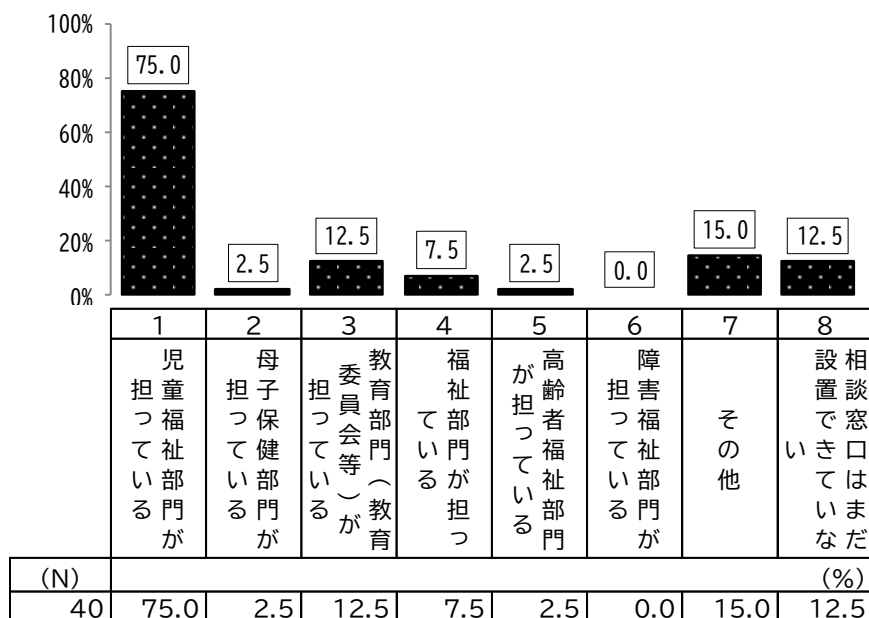
【「その他」の主な自由記述】

- ・ 外部委託先に配置 など

(回答条件：都道府県のみ)

Q1_9 18歳未満のヤングケアラーの相談窓口の担当部署 (MA)

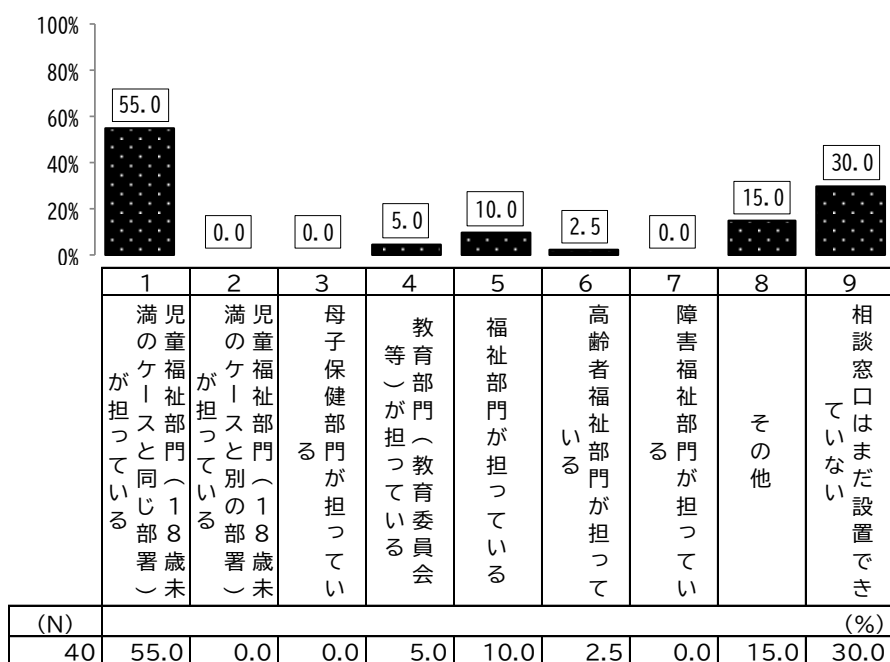
図表 3-11 都道府県_18歳未満のヤングケアラーの相談窓口の担当部署



(回答条件：都道府県のみ)

Q1_10 18歳以上のヤングケアラーの相談窓口の担当部署 (MA)

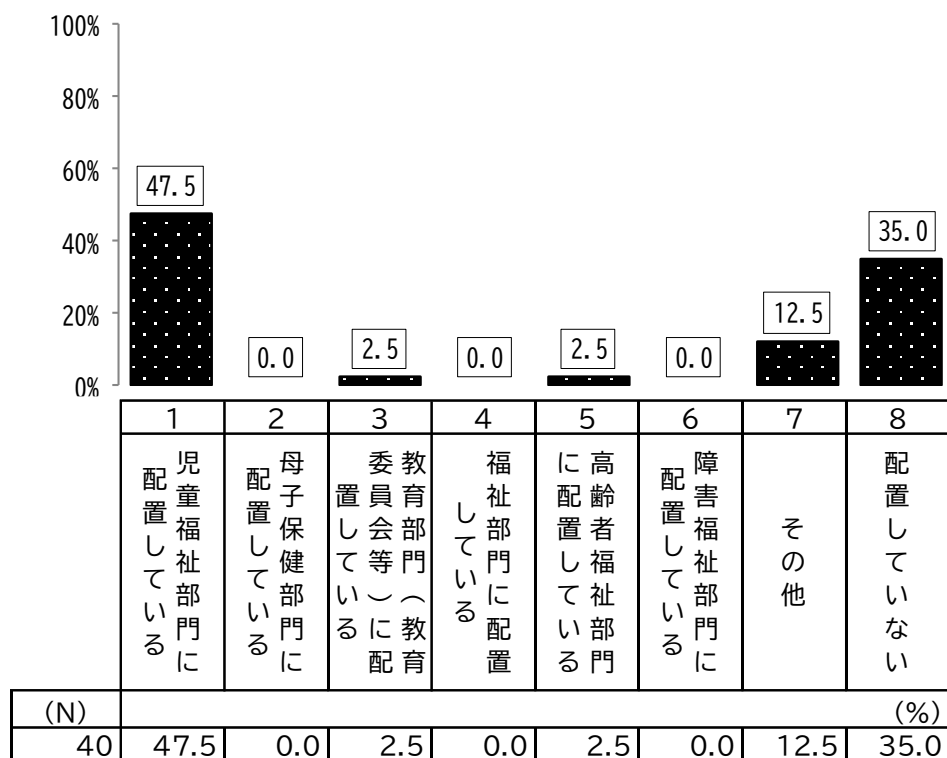
図表 3-12 都道府県_18歳以上のヤングケアラーの相談窓口の担当部署



(回答条件：都道府県のみ)

Q1_11 ヤングケアラー・コーディネーターの配置状況 (MA)

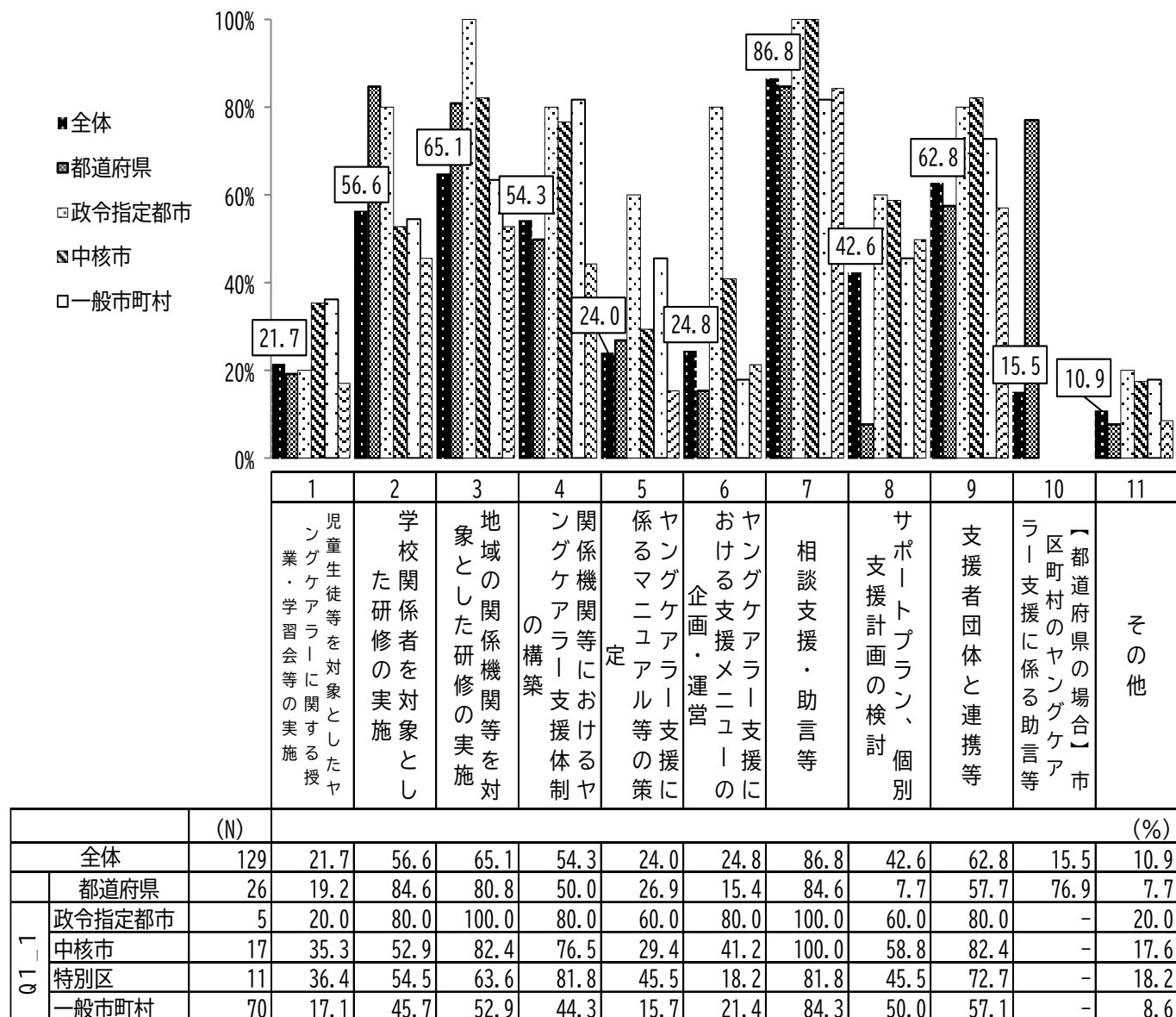
図表 3-13 都道府県 ヤングケアラー・コーディネーターの配置状況



(回答条件：ヤングケアラー・コーディネーターの配置がある自治体)

Q1_12 ヤングケアラー・コーディネーターが担う役割 (MA)

図表 3-14 ヤングケアラー・コーディネーターが担う役割
(Q1_12×Q1_1自治体種別)

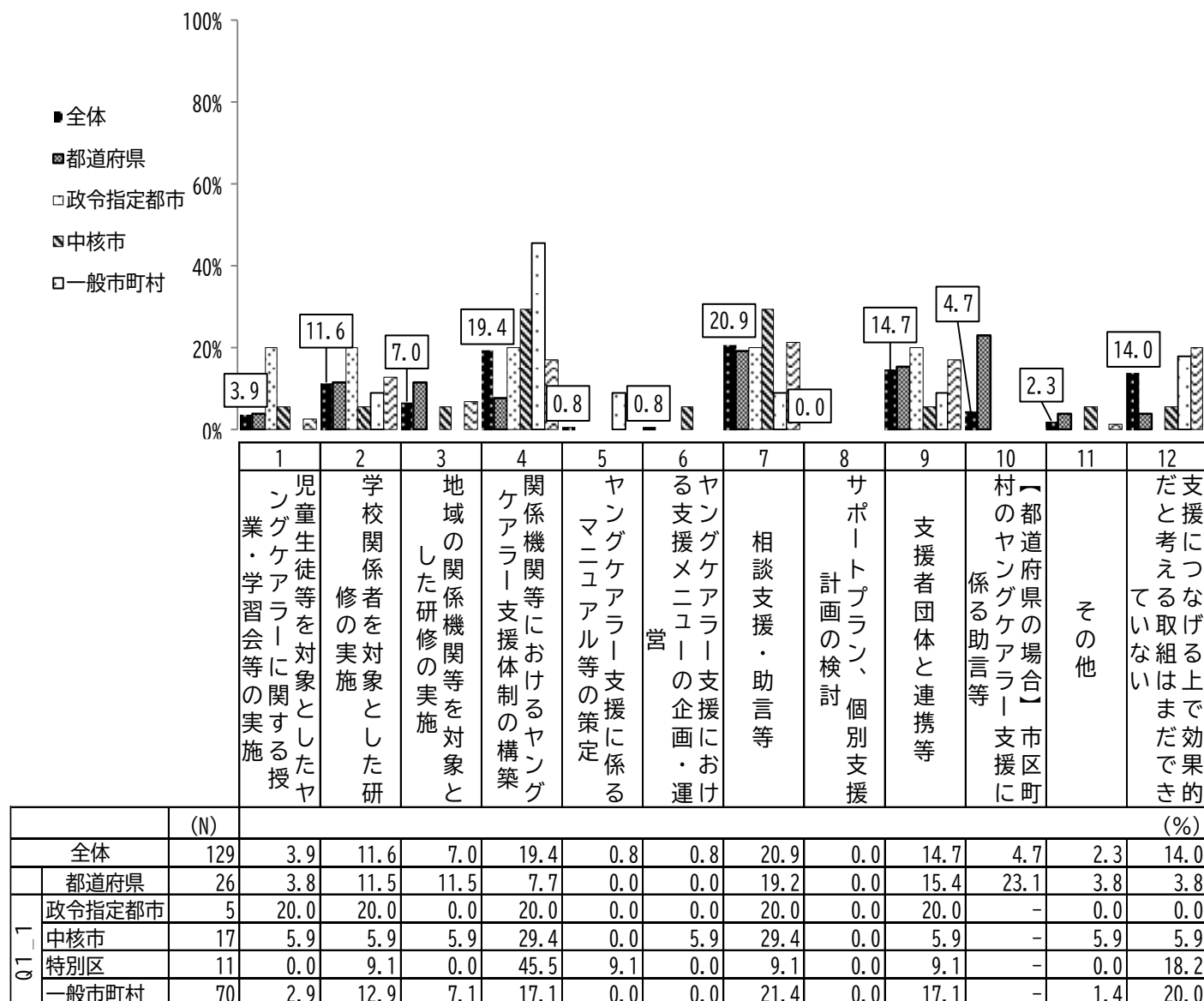


※地域の関係機関等を対象とした研修の実施は学校関係者を除く。
 ※関係機関等におけるヤングケアラー支援体制の構築とは多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル等を活用し、ヤングケアラーを支援するための体制の構築などを指す。
 ※相談支援・助言等は地域における関係機関等からの相談に対する助言や適切な福祉サービス等へのつなぎなどを指す。

(回答条件：ヤングケアラー・コーディネーターの配置がある自治体)

Q 1_13 ヤングケアラー・コーディネーターの取組の中で、ヤングケアラーを支援につなげる上で最も効果的だと思う取組 (SA)

図表 3-15 最も効果的な取組 (Q 1_13×Q 1_1 自治体種別)

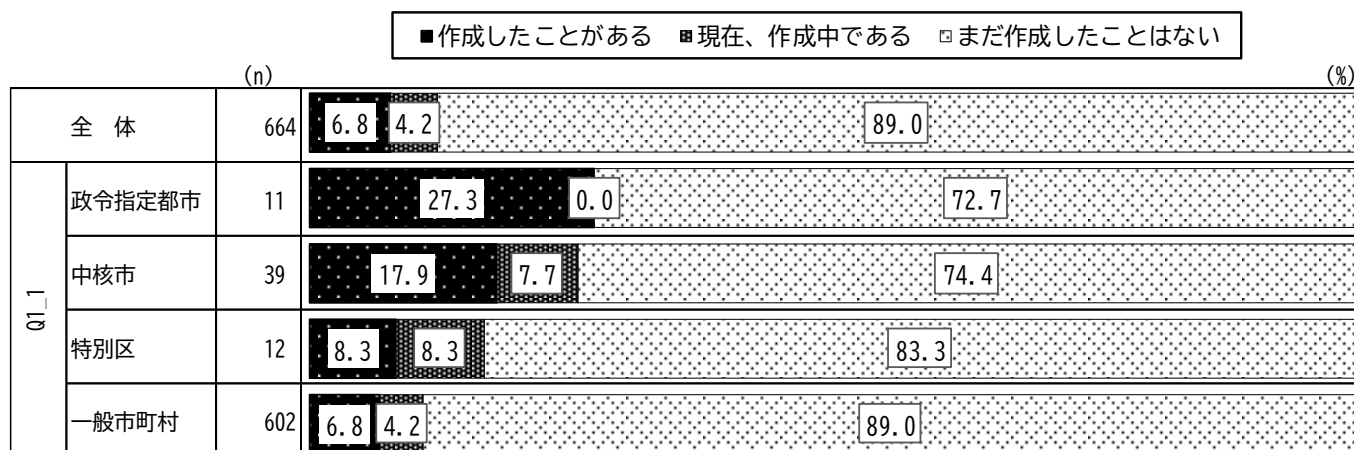


※地域の関係機関等を対象とした研修の実施は学校関係者を除く。
 ※関係機関等におけるヤングケアラー支援体制の構築とは多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル等を活用し、ヤングケアラーを支援するための体制の構築などを指す。
 ※相談支援・助言等は地域における関係機関等からの相談に対する助言や適切な福祉サービス等へのつなぎなどを指す。

(回答条件：こども家庭センターを設置している自治体のみ)

Q1_14 要保護・要支援児童として受理したケースのうち、ヤングケアラー支援を目的としたサポートプランの作成の有無 (SA)

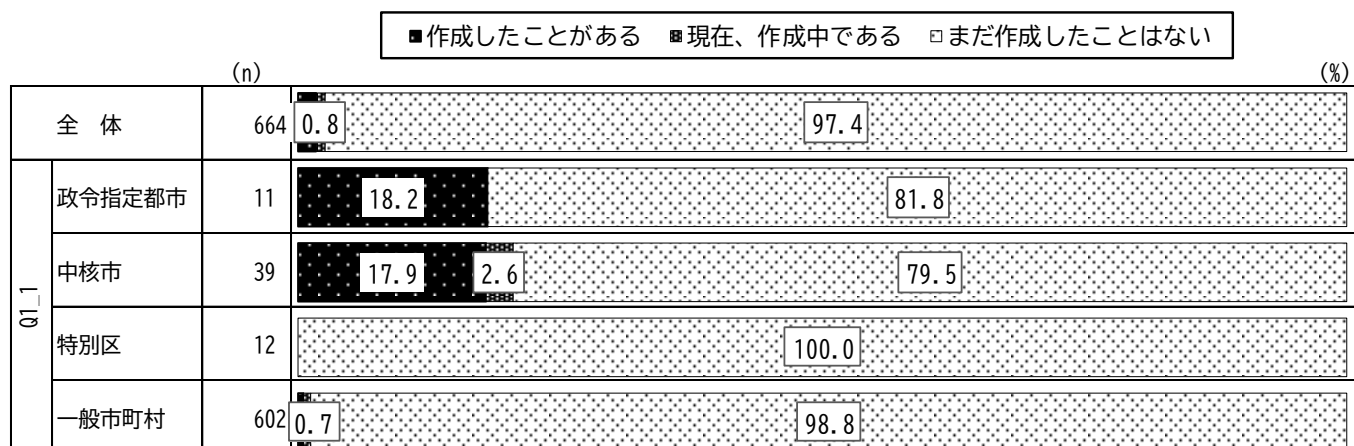
図表 3-16 要保護・要支援児童として受理したケースへのサポートプランの作成の有無



(回答条件：こども家庭センターを設置している自治体のみ)

Q1_15 要保護・要支援児童として受理には至っていないケースのうち、ヤングケアラー支援を目的としたサポートプランの作成の有無 (SA)

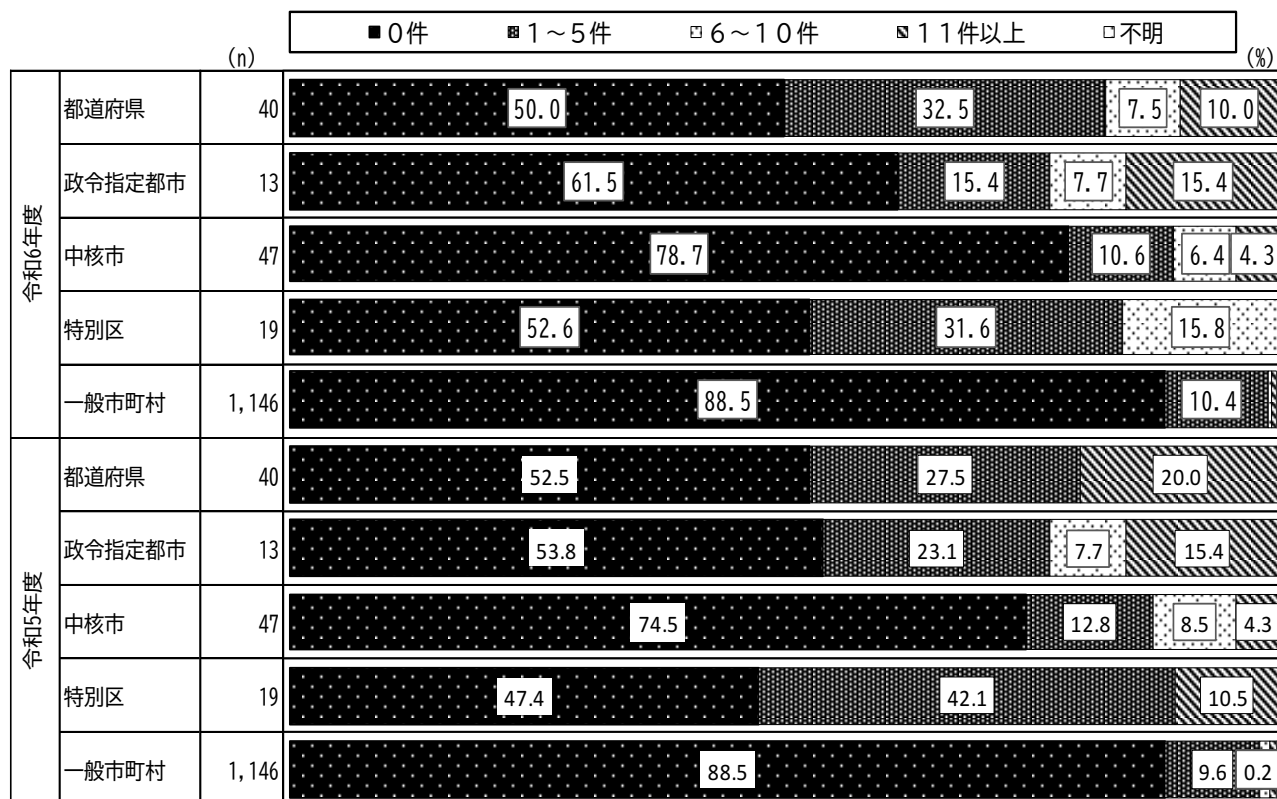
図表 3-17 要保護・要支援児童として受理したケース以外へのサポートプランの作成の有無



(2) 18歳以上のヤングケアラー支援状況

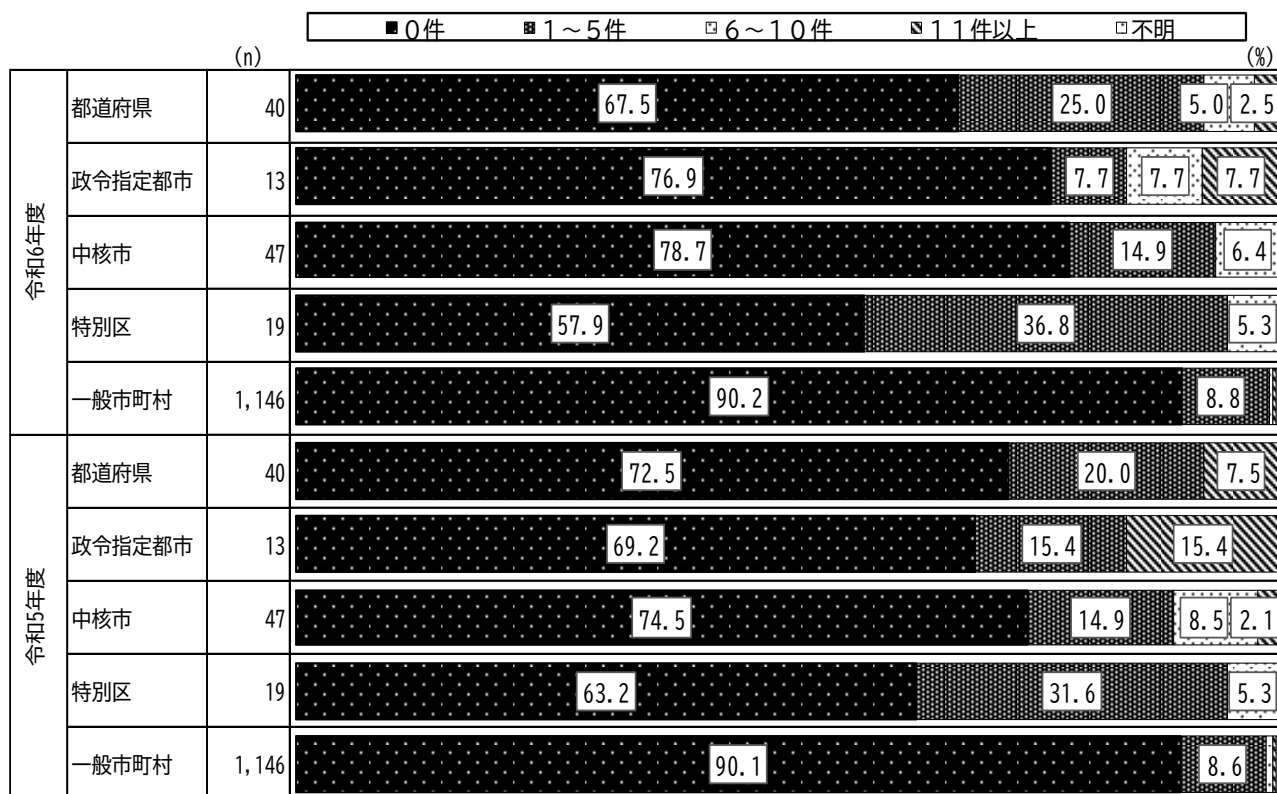
Q2_1_1 相談受付件数（SA）※他機関からの相談を含む。

図表 3-18 相談件数



Q2_1_3 個別支援件数（SA）

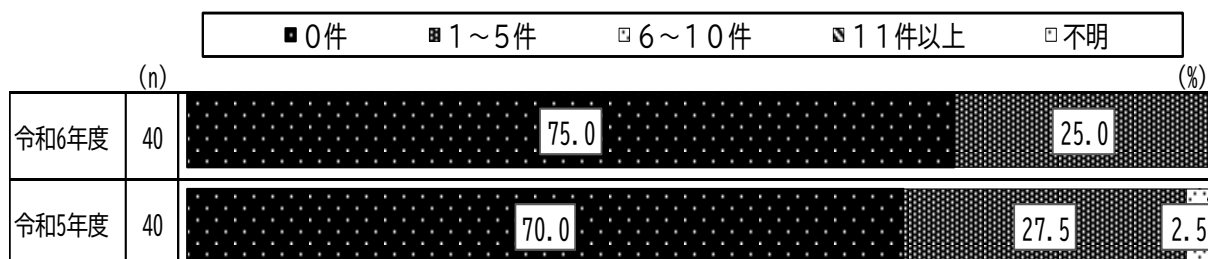
図表 3-19 個別支援件数



（回答条件：都道府県のみ）

Q2_1_2 市区町村につないだ件数（SA）

図表 3-20 市区町村へつないだ件数



Q2_2 18歳未満の場合と比較した際の相違点（FA）

※主に Q2_1 で 18 歳以上への支援実績のある自治体の回答

		内容
1	支援・把握	・ 要介護者、障害者を支援する事業所等関係機関との連携による情報共有 ・ 18 歳までは所属（学校）があることが多く、そのつながりやすい。18 歳以上は自ら支援につながりにくく把握しにくい ・ 18 歳未満から支援しているケースが多い ・ ヤングケアラーの支援フォーム等からの本人からの相談が多い
2	アセスメント・支援方針の検討	・ 関係機関でケース会議を開催 ・ 年齢の違いを加味して判断する必要 ・ 就労や就業支援が必要となる場合には公共職業安定所等との連携が必要 ・ 支援の介入の根拠として、児童福祉の対象ではなくなるため、ヤングケアラーの当事者に過度の負担がかかっており、日常生活に支障をきたしていても、法的な根拠（児童虐待等の場合の対応と比較し）が弱い ・ 特に変わらない
3	支援の実施（支援のつなぎ先を含む）	・ つなぎ先は保健師等、つなぎ先の支援機関がない ・ 本人への支援やフォローが届きにくい ・ 大学生の場合、居住地と住民票登録他が異なることもあり、他自治体との調整が必要 ・ 選択肢として自宅を出て居住支援、生活支援等も必要 ・ 就業については公共職業安定所等との連携が必要 ・ 特に変わらない
4	フォローアップ	・ つなぎを行った他課へフォローを依頼している ・ 成人している場合のフォローアップを行政としてどこまで支援するか等、判断が難しい ・ 本人や家族の同意が得られず、所属がないケースはフォローが難しい

4. 考察

- 令和6年4月から全国展開されているこども家庭センターの設置主体は市区町村であり、回答のあった市区町村のうち、54.2%がこども家庭センターを設置済みであった。また、組織体制について尋ねたところ、「こども家庭センターの設置のために部署の統廃合を実施していない（従来の体制から変更なし）」という回答が65.6%であり、既存の体制のまま、こども家庭センターの機能を付加する形で設置している自治体が多いことが明らかとなった。
- また、18歳未満のヤングケアラーの相談窓口を「こども家庭センター（児童福祉機能）」と回答した市区町村は54.6%と過半数を超えている。一方で、18歳以上の相談窓口を「こども家庭センター」と回答した市区町村は16.8%にとどまり、担当部署として最も多かったのが「福祉部門」で37.0%であった。なお、「相談窓口はまだ設置できていない」という回答が、18歳未満の場合が4.9%であったのに対し、18歳以上では34.6%であり、18歳以上のヤングケアラーの相談窓口の整備はこれからという市区町村が少なくない様子がうかがえた。
- 都道府県においては、18歳未満の場合は「児童福祉部門」が75.0%であり、18歳以上については、「相談窓口はまだ設置できていない」という回答割合が30.0%であるものの、「児童福祉部門（18歳未満の担当部署と同じ）」が55.0%と、年齢に関わらず同じ部署が担当するケースが過半数であり、切れ目ない支援が行いやすい体制になっていることが示唆された。
- ヤングケアラー・コーディネーターの配置率は、市区町村で8.4%、都道府県で65.0%であった。市区町村においては、ヤングケアラー・コーディネーターの配置が低調である一方で、配置している市区町村のヤングケアラー・コーディネーターは様々な役割を担っていることが明らかとなった。その中で、最も効果的だと思う取組は、「相談支援・助言等」（20.9%）が最も多く、次いで、「関係機関等におけるヤングケアラー支援体制の構築」（19.4%）、「支援者団体との連携等」（14.7%）という結果であった。ヤングケアラーへの相談支援・助言等に加え、支援者団体を含む関係機関等との連携体制の構築においても、ヤングケアラー・コーディネーターが重要な役割を果たしていることが明らかとなった。支援者側が待ちの姿勢では相談件数が伸び悩むことが指摘される中で、ヤングケアラー・コーディネーターが、関係機関等に主体的に働きかけることで、支援につなげられる点が、配置による大きなメリットと考えられる。

- アンケート調査は、試行運用の協力先を検討することを主目的としたものであるが、上記のほか、アンケート結果で得られた知見については、ガイドラインの検討の際にも活用した。

第4章 インタビュー調査

1. 調査目的

ガイドラインを策定している自治体を中心に現場の課題感等を把握し、パイロット版ガイドラインの検討に資する情報を収集する。

2. 調査概要

(1) 協力自治体の決定

協力自治体の選定においては以下の視点を優先して実施するとともに、自治体種別やこども家庭センター類型、地域に偏りが生じないように配慮した。

視点1	(市区町村のみ)こども家庭センターを設置しており、こども家庭センターにてヤングケアラーの支援を行う
視点2	自治体独自でガイドライン等の策定を行う等、ヤングケアラー支援に積極的な姿勢がうかがえる
視点3	視点2のガイドライン等の対象に18歳以上のヤングケアラーを含めるなど、若者支援にも積極的な姿勢がうかがえる
視点4	委員からの推薦

選定の結果、以下自治体（市区町村6所、都道府県2所）の協力を得た（基礎調査対象の1）～3）には基礎調査時から追加された項目の照会を行った）。

図表 4-1 インタビュー対象

自治体名	こども家庭センター類型
1) 兵庫県神戸市	大規模型
2) 東京都港区	中規模型
3) 愛知県豊橋市	中規模型
4) 群馬県高崎市	未設置
5) 神奈川県海老名市	小規模C型
6) 岩手県北上市	小規模B型
7) 山梨県	
8) 埼玉県	

(2) 調査時期

令和6年9月

(3) 調査方法

オンラインインタビュー（約60分程度）を実施した。

(4) 調査項目

インタビュー項目は以下のとおり、市区町村用と都道府県用を作成した。なお、YCはヤングケアラー、YCCはヤングケアラー・コーディネーターを示す。

図表 4-2 市区町村向けのインタビュー項目

現状の支援体制・状況について	- YC支援の体制（主な担当窓口（こども家庭センターの役割等）含む） - YC支援の取組状況（「発見・把握」、「アセスメント・支援方針の検討」、「支援の実施」、「フォローアップ」の各段階における対応） <u>こども家庭センター（もしくはYC支援部署）が直接的にこども・若者と接点を持つ取組の有無及びその内容（出張授業等でこども家庭センターの仕事内容を伝える取組を含む）</u> - YCCの役割 - YC支援における課題（過去に課題であった点も含む）及びその対応 <u>上記2の支援の段階別の課題</u> - YCの捉え方（要支援・要保護等）が分かりづらく、多機関連携が進まない等はないか - 要支援等として要対協の枠組みで捉える場合、虐待対応の差異で対応に苦慮する点はないか - 多機関連携時の個人情報保護で苦慮する点はないか - 支援の緊急度や要支援、要保護の境界等、判断に迷う場合、どのように決定を下しているか - その他（現時点で関わっている関係機関との連携の課題等を含む）
----------------	--

	6. <u>YC 支援における自治体の目標設定</u> 7. 医療機関との連携の有無とその内容、課題 8. 18 歳以上の YC への支援の実施有無とその内容、課題
サポートプランについて	9. <u>(こども家庭センターガイドラインのひな形に対して) YC 支援におけるサポートプランに追加すべき項目、不要な項目</u> 10. <u>プライベートな項目を確認する際にこども・家庭に配慮すべきこと</u>
ガイドライン等の策定について	11. ガイドライン等の策定経緯 12. ガイドライン等の策定において工夫や意識をした点 13. こども家庭センターにおけるガイドライン等の活用状況 14. ガイドライン等において改定が必要と考えられる点（ガイドライン策定後の関係機関の反応含む） 15. ガイドラインを検討する上で留意すべき点（盛り込むべき内容等）

※ 太字下線は基礎調査結果等を踏まえて追加された項目

図表 4-3 都道府県向けのインタビュー項目

18 歳以上の YC への支援状況について	1. 18 歳以上の YC への支援体制（主な担当部署を含む） 2. 18 歳以上の YC への支援状況（把握した人数、支援した人数、行った支援内容、つなぎ先等） 3. YC 支援における、市区町村（YC 担当部署、こども家庭センターや要対協等）との連携状況 4. 18 歳以上の YC への支援における課題（過去に課題であった点も含む）及びその対応 5. YCC の役割 6. こども家庭センターへの期待 7. 18 歳未満も含め、都道府県において直接的にこども若者と接点を持つうえで効果的だと考える取組
ガイドライン等の策定について	1. ガイドライン等の策定経緯 2. ガイドライン等の策定において工夫や意識をした点 3. ガイドライン等において改定が必要と考えられる点（ガイドライン策定後の市区町村を含む関係機関の反応等） 4. ガイドラインを検討する上で留意すべき点（18 歳以上の YC への支援について盛り込むべき内容等）

3. 結果

インタビュー調査の結果（サマリ）は以下のとおり（抜粋）。

(1) 市区町村インタビュー結果

1. 支援体制
・（神戸市）18歳未満のYCは各区のこども家庭支援室で対応し、市の専門窓口は18歳以上の若者ケアラーもしくは年齢が分からない場合の支援を担当（専門窓口では若者よりもこどものYCからの相談が多い）。区のこども家庭センターでもYC対応を実施している。 ・（港区）YCの情報集約は2つの経路がある。 A. 学校等関係機関からの情報：YC支援コーディネーターが対応 B. 地域住民や本人等からの相談：子ども家庭支援センターの相談支援係（要保護児童を含め子育て全般に対応）に連絡してもらった上で、YC支援コーディネーターと情報共有しながら連携して支援 ・（豊橋市）保健所が母子保健機能を有し、ココエール（豊橋市こども若者総合相談支援センター）には児童福祉機能がある。YC支援に関しては従前と同じ体制のままで現在も対応中。 ・（高崎市）令和4年4月に高崎市教育委員会学校教育課にYC支援担当を新設し、現在、YCの支援に携わっている。教育委員会の中にあるが、教員ではなく、行政職で過去に児童福祉や生活保護などの福祉業務に携わった経験のある職員が配置されている。こども家庭センターは未設置。 ・（海老名市）主な担当窓口は大きく2つ。教育現場からの相談は、教育委員会の中の教育支援センターで対応し、教育現場以外からの通告は、子育て相談課のこども家庭相談室が担当窓口として対応している。 ・（北上市）要対協の調整担当がYC相談先の窓口となり対応をしている（虐待ケースとYCケースで担当分けはしていない）。
2. 支援状況
・（神戸市）区としては、優先度の高いケースから介入するとなれば虐待事案優先となるため、YC支援まで手が回らない。区と市のどちらが主になるか明確には決まっていないが、動けるところがしっかり動いていくというように調整している。 ・（港区）学校との連携は普段からしており、気づいた点があればすぐに当方へつないでいただくよう依頼しているものの、相談は少ない。教員の意識はかなり高く、継続的に見守りをしてもらっている。その点には課題を

感じていないが、問題が潜在化しているのではないか。

- ・（豊橋市）今年度は、高校の生徒に向けて、元 YC による講義を予定している。経験者本人が直接こどもに訴えかける言葉が一番心に響くものと考えている。
- ・（高崎市）令和4年9月から令和6年の8月31日現在で、サポーターを派遣した件数は50件。発見・把握には大人の気づきが一番大切であろうということで、大人の気づきという部分についての周知活動に力を入れている。また、学校においては1か月に一度、生活アンケートを行っており、その中に「学校以外の困りごともしくは家庭での困りごとはないですか」という項目を設けている。加えて、私たちは教育委員会に籍があるので、不定期ではあるが、様々な学校に担当職員が出向いて、心配なこどもはいないか尋ねるという体制も取っている。高崎市の場合は、教育委員会に私たち福祉の経験者が入っていることで、教育と福祉が融合している形を取れている。
- ・（海老名市）現状、海老名市内で YC に対応したという実績がまだない状態である。関係機関向けに YC 支援に関する研修会を毎年開催。市内の関係機関向けに YC 支援対応ガイドライン、リスクアセスメントシートを作成、配布している。その他、ヤングケアラー当事者を相談員とする LINE 相談窓口を開設している。
- ・（北上市）相談につながっているケースは1件。関係者向けに虐待防止研修会や、小・中学校の生徒指導主事の教員の会議にて啓発。

3. こども家庭センター（もしくはヤングケアラー支援部署）が直接的にこども若者やその保護者と接点を持つ取組の有無及びその内容

- ・（港区）令和5年度に PTA 向けの研修及び区民向け親子フォーラムの開催、令和6年度は区民向けに映画上映会のイベントを予定している。
- ・（高崎市）直接、こどもや保護者に YC についての話をするといったような取組は現在行ってはいないが、全世帯に配布する広報誌「広報高崎」で YC についての特集を組んでもらったり、YC の啓発動画を作り、高崎市ホームページで公開したり、こどもが集まる高崎駅周辺的大型モニターで放映したりなど、広く YC を知っていただくような取組を行っている。
- ・（海老名市）庁内に YC の支援のための対応連絡会を設置しているが、関係機関から民間で開催する医療的ケア児と YC を対象としたイベントを紹介してもらい、連絡会がイベントにブースを出して、接点を持つためのきっかけ作りとして参加をしている。
- ・（北上市）出張という形での取組みはない。マンパワーがないこともある

が、(ノウハウがないため、)人がいれば実施できるわけではないと感じる。

4. ヤングケアラー・コーディネーター（以下、YCC）の役割

- ・ （神戸市）（関係機関から相談のあったこどもなどについて）区の情報収集を補完する意味で専用窓口が情報収集を担い、収集した情報を基に、関係機関に（こどもなどへの）アプローチ方法を提案。
- ・ （港区）福祉、医療等の関係機関に限らず地域住民も対象として意識啓発を実施（年 50 回以上のアウトリーチ活動）。
- ・ （豊橋市）YC 支援コーディネーター（社会福祉士）と巡回相談員（元教員）を配置し、2 人 1 組で学校を訪問。（コーディネーターを配置することで学校へのアウトリーチを任せられる点が非常によい。）
- ・ （高崎市）YCC は配置していない。ただし、福祉に携わった経験がある職員たちそれぞれがコーディネーターの役割を担えるスキルを持っている。
- ・ （海老名市）海老名市では配置していない。（相談件数が多いことも踏まえ）今後配置するかどうかを検討している段階である。（数年前に検討した際は）人を探すこと等が難しいので、県に配置してもらい、派遣してもらうよう依頼した。ある程度の規模でないと、市に配置することは難しいと思う。研修会で講師を招く際も県のコーディネーターに依頼している。
- ・ （北上市）現在は議論自体ができていない。マンパワーの問題もある。YCC に何をしてもらえばよいか、イメージが湧いていない。また、YCC の専門性を考えると YCC のような人材を採用することは難しいと思う。

5. YC 支援における課題

- ・ （神戸市）生活保護、介護、障害など関係領域の職員の YC 理解が進んでいないため、これまで 100 回以上の研修を実施。毎年重点的に取り組む分野を定め、事例検討を通して理解促進につなげている。
- ・ （神戸市）（本人、家族の）同意を取得できないケースのほうが多く、匿名でも相談を受けている。必要な場合は、要支援として YC 支援窓口が個人情報を受け取り、支援につなげる場合もある。
- ・ （神戸市）相談件数の増加を望む。予算に見合うパフォーマンスができていないかは絶えず考える。待ちの姿勢ではだめ。
- ・ （神戸市）「フォローアップ」後、ケース対応の「終結」をどうしていくか。ケアラー要因の消失、転居等で現在は「終結」としているが、単にケアラー要因が無くなったとしても元ケアラーとしての支援が必要な場合もある。悩ましい課題。

- ・（港区）情報が入ってこない、入ってきても支援につながらないことが課題。引き続き地域に出向き、YC について知ってもらう機会を増やしたい。
- ・（豊橋市）YC の状況はすぐに解決されるものではないので、要対協の管理となった場合はゴール設定やアセスメント評価が難しい。
- ・（豊橋市）こどもや家庭の同意取得は難しいが、関係機関等からケースの概要を教えてもらい、間接支援を行っている。
- ・（豊橋市）判断に迷う場合は協議により方針を検討。重層的支援体制とも適宜連携。
- ・（豊橋市）こどもからの相談はゼロで、こどもに YC への意識を持ってもらうことが課題。学校での温度感も高めたいが、教員も多忙。
- ・（高崎市）相談を受けて、私たちが調査を行い、その後、保護者やこどもに接触をしなければいけないが、そこへのつながりという部分がやはり非常に難しい。接触までに時間がかかってしまったり、話ができるようになるまでに何度も家庭訪問をすることもある。
- ・（高崎市）支援を考える際に、その家庭を支援している関係機関の担当者が集まるワーキングチームという会議がある。それぞれの関係機関が保有する個人情報を持ち寄って、その家庭にどのような支援が必要かを検討する会議なのだが、会議自体に守秘義務を課し、書類の取り扱いについても注意喚起した上で会議を進めている。
- ・（海老名市）関係機関との連携が課題となる面がある。関係機関ごとで YC の捉え方、考え方が異なるといったことがあるため、リスクアセスメントシートやガイドラインを活用して観点の共有を図っている。また、支援の入り方は今後支援をしていく上で難しい点だと考えている。
- ・（北上市）庁内でも YC 支援の理解に差がある。関係機関の理解を促進していかないと、なかなか支援の進み具合は難しいと感じる。もう少し普及啓発の研修や勉強会ができればよいと思うが、開催する余力がない。

6. YC 支援における自治体の目標設定

- ・（神戸市）件数把握、支援数の件数等、何を支援とするのか、どこまでを支援とするのか、「終結」の考え方とも併せて検討していく必要があると考える。
- ・（豊橋市）定量評価は困難であると考えている。市として目標設定はない。YC 認知度も一つの指標となり得るかもしれない。支援ケースについて、終結したケースをカウントしていくのが一つの指標となるのか、考え方はいろいろあると思う。
- ・（高崎市）目標設定はなかなか難しく、私たちもどの程度 YC がいるのか、

家庭内のことなので、やはりまだ見えない部分は多いと思う。なお、YC の可能性のあるこどもの数を 60 人と想定して予算を取っている。

- ・（海老名市）関係機関の YC に対する理解の深まりを目標の 1 つとしている。
- ・（北上市）現在のところ目標値としての定めはない。アウトリーチの必要性は感じるが、YCC の活用の仕方についてイメージができていない。

7. 医療機関との連携

- ・（神戸市）医療機関への直接のアプローチのほかに、精神保健福祉士会といった団体へのアプローチも必要。介護保険制度における、「在宅医療・介護連携支援センター」を通じて在宅医療の医療機関へのアプローチができるのではないかと、神戸市内の各機関に窓口が研修講師の派遣をする旨の案内をしている。
- ・（港区）診療報酬改定による入退院支援加算の対象になる場合があることを伝えたり、患者が退院後に YC になりうる場合には相談窓口として港区に連絡してほしいと周知を行ったりしている。
- ・（豊橋市）市民病院等の基幹病院があるので、医療相談室と YC 支援の必要性といったスキームを共有している。
- ・（高崎市）医療機関から依頼を受けて、我々が出向いて YC について話をしたり研修の講師をするということはもちろんあるし、MSW とやり取りをすることによって、入院や外来で心配な家庭があった場合に YC 支援担当に連絡してもらったりというやり取りはできている。市役所の隣にある高崎総合医療センターに要対協にも入ってもらっている。

8. 民間団体等との連携

- ・（神戸市）㈱チャーム・ケア・コーポレーションとは中間就労支援など若者ケアラーに対しての支援策を連携し、日本イーライリリー株式会社とはケアラー認知の向上策を一緒に検討している。今年度は市内民間企業への認知向上策として、仕事が終わった後の夜に映画会を上映する予定。
- ・（港区）子ども食堂ネットワーク会議で YC に関するミニ講座を実施したり、配食支援で見守りを行っていただいたりしている。
- ・（豊橋市）ピアサポーターの活用について、まだまだ支援の幅を広げていくための重要な資源になり得ると考える。似たような経験をした者同士でしか分かり合えない、共感し合えないことがあると思う。
- ・（高崎市）地域では民生委員、主任児童委員、社会福祉協議会等との連携において都度やり取りをしている。連携円滑化という部分では、直接出向

いて話をしているということが一番かなと思う。

9. 18 歳以上への支援

- ・（神戸市）具体的な支援策はないものの、若者ケアラーの場合、彼らから直接相談がくるので、介護保険サービスも含め、他法他施策が使える。有効なのは就労支援。一般企業に協力してもらって若者ケアラーを中間的就労へとつないでいる。
- ・（港区）現在は 18 歳以上の YC への支援を行っていない。また、相談自体が寄せられていない。
- ・（豊橋市）18 歳に達すると支援のメニューが非常に減る。また、自立した場合には所属先がなくなり、状況把握がしにくくなる。
- ・（高崎市）本市の YCSOS 事業は高校生までを対象にしているので、まだ 18 歳以上の YC への支援は実施していない状況である。どのような支援を考えるのかによって窓口は変わってくる。児童に対する支援と 18 歳以上に対する支援というのは、内容は異なると考える。18 歳以上への支援を考えると、就労の関係であったり、他にもどのようなことが必要なのか考えなければいけないと思う。
- ・（海老名市、北上市）18 歳以上の YC への対応は今後の課題。

10. サポートプランについて（追加すべき項目/不要な項目）

- ・（港区）YC は、複雑な家族背景、心理的負担を抱えていることが多い。そのため、既存のサポートプラン（学齢期）では、障害者支援、生活保護、高齢者支援等のサポートが必要な場合に、項目が不足していると感じる。
- ・（豊橋市）「～すること」だけではなく、家庭が持ち備えている強みを引き出せるよう「～できていること」も聞けるとよい。
- ・（豊橋市）「身近で頼りになる人（している人）」を追記できるとよい。→一番に寄り添える人と、支援者がつながることで、より一層の支援策を引き出せる可能性も出てくるのではないかと。
- ・（豊橋市）こども自身の夢（進学・就職など）を聞けるとよい。→必要な準備過程や情報提供を適切に行えるようにするため。保護者にも理解を得るため。
- ・（豊橋市）日常的なケアを強いられてきている環境下であるため、各質問項目に「いつから～」といったような期間的確認要素も含めるとよいのではないかと。そのような環境について、どの程度依存的になっているか、生きがい・拠り所となっているか確認できるとよいのではないかと。

11. ガイドライン等の策定について（盛り込むべき内容等）

- ・（神戸市）活用してもらうためにはシンプルなほうがよいので、各機関の動きなど基本的なところを押さえられるようにしている。実態調査について、記名式の実施は難しいだろう。学校関係を介して行う場合のハードルは非常に高いのではないかと懸念している。教育委員会から不要な個人情報の収集とみなされる可能性もある。
- ・（港区）支援の目的を明確にすると、関係者間で共通の認識の基に支援を進められる。ページ数は 30 ページ程度で、イラストや表などもあるとよく、事例が掲載されているなどイメージがわかりやすい構成が重要。
- ・（豊橋市）こどもを尊重した丁寧な関わり方が重要であることを強調するとよい。支援者側もプレッシャーや焦りもある。定量的な評価は非常に難しい。また、母子保健の機能を担う職員にも YC 支援が伝わる内容もあるとよい。また、YC 支援に特化したサポートプランの様式があれば、現場の混乱が少なくなる。
- ・（高崎市）（相談対応や支援においては）電話で済ませられることもあると思うが、なるべく会うことを心がけている。電話では表情が分からないし、言葉だけになってしまうということもある。自分の家に「サポーターを入れてほしい」というのはとても勇気がいることだと思う。保護者からも「迷惑をかけて申し訳ない」と言われることもあるが、迷惑ではないと伝えるなど、きちんと話ができる関係性を作ることがよい支援につながっている。利用者、支援者という立場ではあるが、保護者、子どもに寄り添い、こどもに信頼できる大人はいること、大人に相談して大丈夫だということを伝えていけるような取組になっていくとよいと思う。
- ・（海老名市）当事者の講演や話を聞く中で共通していると感じるのは、支援が押し付けにならないようにするということがポイントの 1 つだと思う。
- ・（海老名市）当事者の講演や話を聞く中で共通していると感じるのは、支援が押し付けにならないようにするということがポイントの 1 つだと思う。
- ・（北上市）YC 支援は基本的な点において児童虐待とは異なる視点だと思っている。視点が違うということは国の資料や調査研究の報告書でも記載されてはいるが、本人や家族の心情に十分配慮しながら関わっていかなければいけないことも引き続き記載いただけるとありがたい。支援者によっては、すぐに強く介入し解決すべきという意見の場合もあるが、YC の支援は本人や家族の心情に配慮しながらというところが当然ある。その部分については記載すべき事項に入ってくると思う。

(2) 都道府県インタビュー結果

1. 18 歳以上の YC への支援の体制について
・（山梨県）県全体でどこがしっかり 18 歳以上の YC の支援を行っていくかは協議中である。 ・（埼玉県）18 歳未満と 18 歳以上で所管は分けておらず、地域包括ケア課で YC も含めケアラー全般について所管している。
2. 18 歳以上の YC への支援状況について（把握した人数、支援した人数、行った支援内容、つなぎ先等）
・（山梨県）基本的にはこどもやその保護者を中心に SNS や電話で相談を受けている状況で、なかなか国で想定している 18 歳以上の YC の支援状況等を把握することは困難である。 ・（埼玉県）具体的な支援人数については情報として持っていたり、整理していたりということはない。
3. 18 歳以上の YC に関する実態調査について
・（山梨県）取組としてはこれからである。介護や障害といった相談支援機関等に聞き取りしつつ、（件数が）どの程度あるか、どのような施策が必要かについて、これから進めようとしているところ。 ・（埼玉県）第二期埼玉県ケアラー支援計画の策定に向けて令和 5 年度に、県内にキャンパスを有する大学・短大の学生約 11 万人を対象に調査を実施した。
4. YC 支援における、市区町村との連携状況について
・（埼玉県）市区町村との連携は大きく 3 つ。1 つ目が人材育成（支援関係機関等の職員向けの研修の実施）、2 つ目は組織作り（市区町村の組織体制の強化のためのアドバイザー派遣等）、3 つ目が県に配置した YCC を経由した連携である（県の LINE 相談からの市町村連携）。
5. 18 歳以上の YC への支援における課題及びその対応について
・（埼玉県）課題は大きく 2 つ。1 つ目は進学や就職に伴う転居時の市町村間の情報連携。2 つ目は就職や進学などのキャリア支援ニーズへの対応。2 つ目の課題に対しては、県で実施する LINE 相談の対象を 18 歳以上にも拡大し、就職等のキャリア相談も対応できるようにしている。

6. YCC の役割について ・（山梨県）配置により、どこが相談を受けるのかという流れを決めることができる。県内で支援するに当たって、市町村のコーディネーターにまずは相談できるというところで、実績については今年度に入って聞き取りをしており、複数支援につながったというケースも聞いている。 ・（埼玉県）大きく4つの役割を期待している。1つ目が市区町村への助言、2つ目が市区町村の状況把握や事例の収集、3つ目が研修等による情報の発信や周知、4つ目が県のLINE相談に寄せられた相談のうち、市区町村との連携・調整が必要な案件について、支援のコーディネートを行う。
7. こども家庭センターへの期待について ・（山梨県）18歳で区切るというのも難しさがあると思うので、それぞれのYCについて、幼少期からといったところは切れ目なく（支援）できるようにという趣旨を踏まえれば、できればこども家庭センターで引き続き支援できるような体制を組めるのが適当と考えている。 ・（埼玉県）市区町村においては、ヤングケアラーの所管が明確でない場合も多いので、こども家庭センターがヤングケアラー支援の中心的役割を担っていただきたい。
8. 18歳未満も含め、都道府県において直接的にこども若者と接点を持つうえで効果的だと考える取組について ・（山梨県）なかなか相談に来ることができないこどもがかなり多いと思う。潜在的にはYCはかなりいると我々も考えている。まずは、周りの大人や自治体に頼むということを啓発することが大事だと思っている。我々も過去に学校訪問やピアサポート事業を実施してきたが、そういった啓発も含め、支援につなげることができることを大人も含め啓発することである。また、相談後、市町村や支援機関につなげることができる仕組みを整えることが非常に重要だと思っている。 ・（埼玉県）LINE相談やオンラインサロンなどは、都道府県で実施することが効果的だと思われる。大事なのは、LINE相談やオンラインサロンで把握した人を市区町村へつなげていくことである。
9. ガイドライン等の策定について ・（山梨県）国で想定している子ども・若者（支援）地域協議会は県で過去に設置しており、そこで施策を検討していく流れにはなっているが、市町村も含めなかなか機能していない実態があり、ほぼ活動していない状況で

ある。そういったところも含めて、実務的なガイドラインもそうだが、現状本県では機能しておらず、各自治体に設置してもらうのも現実的ではない。そういったところを想定して、ガイドラインにおいてどのように手続きの流れを規定したり、具体的な支援内容を盛り込むかについてご検討いただきたい。

- ・ （埼玉県）18 歳以上の YC への支援について、途切れないようにということは盛り込むべき。個々のケースで、転居に伴って市区町村をまたがる場合には、市区町村同士での綿密な連携が必要になるということも記載されているとよい。18 歳以上のキャリア支援については、労働部局など、雇用関係の部門との連携も必要となってくるかと思うので、18 歳以上に向けたガイドラインには盛り込む必要があると考えている。

4. 考察

- 先行研究において、YC 支援では、こどもや家族が支援を拒否するケースが少なくないと指摘されている。こうした状況の中、高崎市では、令和4年9月の事業開始以降の2年間で50件のサポーター派遣（支援の提供）を実施していることが確認された。
- この背景として、高崎市では、大人がYCの存在に気づくことの重要性を周知する活動に力を入れていることが考えられる。また、学校では月に一度、生活アンケートを行っており、その中に「学校以外の困りごともしくは家庭での困りごとはないですか」という項目を設けている。家庭内のことを学校で相談してはいけないと考えるこどももいる中、こうしたアンケートを通じて、こどもが相談しやすい環境につながっていることがうかがえる。
- また、高崎市の特徴としては、YC支援担当部署が教育委員会内に設置されており、さらに児童福祉の経験者が所属している点が挙げられる。これにより、教育と児童福祉の円滑な連携が期待できる。これまでの先行研究でも指摘されている点ではあるが、やはりこどもと接する時間の長い学校との連携円滑化も、ヤングケアラー支援の充実に当たってのポイントであると考えられる。
- 一方で、高崎市においても、関係機関から相談を受けた後、YC支援担当部署が保護者やこどもに接触をするまでには時間がかかり、話ができるようになるまでに何度も家庭訪問を繰り返すこともあるという。
- 北上市からは、「要対協の調整担当がYC相談先の窓口となり対応をしている」という声が聞かれたが、相対的に規模の小さい自治体においては、同様の体制でYC支援を行うケースが多いと思われる。上記のとおり、YCは支援につながるまでに時間がかかる場合も少なくないが、緊急性の高い虐待対応が優先される傾向があり、結果としてYC支援に十分なリソースを割けない場合も考えられる。関係機関等とも協力しながら、いかにしてYCに対応できる体制を整えていくのか、という点は大きな課題である。
- ヤングケアラー・コーディネーターの配置については、「人材の確保が難しい」、「具体的にどんな役割を担ってもらえばよいか、イメージが湧いていない」といった課題が挙げられた。前者の課題に対しては、都道府県から必要に応じてヤングケアラー・コーディネーターを派遣してもらうなど、都道府県との連携が効果的であると思われる。後者の課題に対しては、ヤングケアラー・コーディネーターがどのような役割を担うと効果的かといった情報を示すことで、自治体ごとに地域の実情や課題を踏まえ、必要な

役割を設定する方法などが考えられる。

- 本事業で作成するガイドライン案において、インタビュー調査で明らかとなった効果的な取組におけるポイントを示すとともに、課題に対する可能な限りの対応案を示す必要性があることが示唆された。

第5章 試行運用

1. 試行運用目的

実際の支援の場である、こども家庭センターにおいて、本調査研究の成果物である「ヤングケアラー支援ガイドライン（仮称）」が役立つものになることを目指し、「ヤングケアラー支援ガイドライン（仮称）案」を用いて、実際の支援現場での活用可能性の観点での、課題や改善点等を明らかにする。

2. 試行運用概要

(1) 協力自治体の決定

アンケート調査の結果を基に、以下、選定条件に該当した 12 自治体のうち、協力を得られた下記 4 自治体に対し、実施した。

[選定基準]

- 1) こども家庭センターの設置あり
- 2) 18 歳未満のヤングケアラー支援をこども家庭センターの
児童福祉機能で担う
- 3) 18 歳以上のヤングケアラーの相談窓口の設置あり
- 4) 令和 6 年度の 18 歳以上のヤングケアラーの相談支援実績あり

〔協力自治体〕

自治体名	こども家庭 センター区分					18 歳未満の YC 相談窓口	18 歳以上の YC 相談窓口	YCC 配置 有無	サポートプラン 作成状況		18 歳 以上の 相談 件数 (件)		
	小規模 型			中 規 模 型	大 規 模 型				要保護 /要支 援のYC	要保護 /要支 援以外 のYC			
	A 型	B 型	C 型										
鹿児島県鹿児島市					○	こども家庭 センター (児童福祉 機能)	こども家庭 センター (児童福祉 機能)	あり	実績 あり	実績 あり	1～5		
愛媛県今治市			○								11 以上		
大阪府堺市	○	○	○				その他	なし					1～5
岩手県一関市		○											

(2) 試行運用時期

令和6年12月23日(月)～令和7年1月31日(金)

(3) 試行運用方法

協力が得られた自治体(4自治体)に、「ヤングケアラー支援ガイドライン(仮称)案」を送付し、試行運用に関する説明会を実施した上で、ガイドライン案に沿ってヤングケアラー支援を運用することを想定した場合の感想を求めた。なお、自治体からのフィードバックは、書面及びオンライン会議形式で実施した。また、試行運用期間中、ガイドライン案への更なる気づきにつなげたり、ガイドライン案に限らず、日頃のヤングケアラー支援の更なる充実につなげるきっかけにすることを目的として意見交換会を実施した。意見交換会は希望制として、参加意向のあった鹿児島市と堺市の2自治体で実施した。

(4) 試行運用における確認依頼事項

主な確認事項は以下のとおり。

〔確認事項〕

1) ガイドライン案の活用可能性

- (想定される活用場面、活用しやすさ、活用するに当たっての留意点等)
- 2) ガイドライン案における課題（実際に支援をする場合に課題となる事項）
 - 3) ガイドライン案の構成
(目次や章立てなど、読み進めやすさの観点から気づいた点)
 - 4) ガイドライン案に含まれる内容（現時点で記載がないが知りたい内容、現時点で記載があるが不要な内容）
 - 5) 文言の修正（文言の意味が分かりづらい、誤りがある等）
 - 6) ガイドライン案の体裁
 - 7) その他改善点

(5) 試行運用結果（協力先となった自治体からのフィードバック）

合計で 85 件のフィードバックを受けた。各自治体からの意見のうち主なものを以下に示す。

- ・ 支援策を検討するために、本人や家族の生活状況、本人の意向や支援の必要性等を確認する際、「本人や家族が安心して話せる場所に行く」とあるが、こどもによっては学校（不登校などで）や市役所（普段、なじみがない）、自宅（自室がない、家族がいる）も話しやすい場所ではなかったりする。そういう場合に面接場所としてどこまでが適切なのか（例：公園、ファストフード店を本人が希望した場合）。直営と委託でも基準やスタンスが違ってくる可能性もある。
- ・ 「広報啓発、人材育成、地域づくり」の「児童生徒等を対象としたヤングケアラーに関する授業・学習会等の実施（こども家庭センターの説明等を含む）」のこども家庭センターの説明はどこまでするのか？（当課ではこどもたちへ部署説明をする中で、児童虐待とは言わず、「いのち、安心、安全」を最優先にこどもの権利を守る部署と説明している。（被虐待児のフラッシュバック等を防ぐ目的で詳細まで言及しない。））
- ・ 冒頭の振り返りシートについて、自己評価をしづらいと感じた。例えば、教育分野にも様々な機関があり取組に濃淡がある。地域ごとの濃淡も大きく、都市部、田舎でも異なる。接したことがない機関もあり、評価しづらいと感じた。
- ・ ヤングケアラー支援サポーター養成の前に、ヤングケアラー・コーディネーターの養成をする必要があるのでは？
- ・ 令和 5 年 3 月トーマツ：「ヤングケアラー支援に係るアセスメントシートツール等の使い方ガイドブック」に掲載の「ヤングケアラーと関係の深い

子どもの権利」について、ガイドラインの一部に掲載できるとより理解が深まりやすいと思った。

- ・ 終結について、次の相談先を示すことは最低限必要。何歳になっても困ったときに相談してほしい。どこまで自立できるかが大事だと思う。

第6章 まとめ

1. ガイドラインの作成について

基礎調査（パイロットスタディ）、アンケート調査及びインタビュー調査結果を基に、「ヤングケアラー支援ガイドライン」の素案を作成した。その後、ガイドラインが支援に役立つものになるよう、4自治体に協力いただき、ガイドライン素案を用いた試行運用を実施した。その結果として得られた意見等を踏まえ、検討委員会及び作業部会での議論等の下、内容を修正し、「ヤングケアラー支援ガイドライン（仮称）」を完成させた（別添参照）。

2. 考察

各種調査結果を基にガイドラインを検討する過程において、特に議論になった内容について記載する。

(1) ガイドラインを活用しやすくするための工夫

本事業の実施に至った背景として、ヤングケアラー支援に対する認識や取組の格差が生じていることが挙げられる。これまで、子ども・子育て支援等推進調査研究事業においても、様々な角度からヤングケアラーに関する調査研究が行われてきたところであるが、その多くが先進的に取組を進める好事例等を収集・整理したものであり、これから支援を強化していく、という自治体にとっては使いづらいものであったことが推察される。

そのため、本事業においては、これから取組を本格的に充実していく自治体にとって、少しでも活用しやすいものにできるよう検討を重ねた。対策としては大きく3つ挙げられる。一つ目は、冒頭に設けた振り返りシートである。これは、まずは、自分たちの自治体の状況について自己評価をしてもらい、そのうえで、今後自分たちの自治体でどこを強化するのがよいか、あたりを付けたうえでガイドラインを活用してもらうことを狙ったものである。日々様々なケースに対応している現場の支援者にとって、ガイドラインの最初から最後まで全て読んで理解し、実践に移すことは、負荷が高いと考えられる。冒頭で、読むべき箇所をガイドすることで、必要なときに、必要な箇所を読むよう工夫した。

対策の2つ目は、「気づく」⇒「情報集約」⇒「支援調整/具体的支援」⇒「地

域での見守り」という、ヤングケアラー支援の一般的な流れの各段階で、各分野の関係機関がそれぞれの役割を担い、切れ目ない支援の糸口を、1つでも確保することが重要であることを強調した点である。調査研究結果で大事な点としてまとめられた内容に対して、「全てに対応しなくては」と考えてしまうと、対応すべきことが多すぎて、どこから手を付ければよいか分からない、ということになりかねない。そのため、全てに対応するのではなく、まずは導線の一つでも確保することが重要であることを示した。

対策の3つ目は、職員等の体制や自治体における目標設定についてガイドラインに記載したことである。相対的に規模の小さい自治体においては、マンパワー上の問題で、ヤングケアラー支援の担当者が虐待対応を兼務している場合も少なくないと考えられる。一方で、インタビュー結果等で示唆されているように、ヤングケアラー支援においては待ちの姿勢ではなく、積極的に他機関との連携を強化するための取組が重要であることや、ヤングケアラー本人や家族が支援につながるまでに時間がかかることから、マンパワーが必要となることがうかがえる。そのため、規模の小さい自治体では、そもそも相談件数が少なく、さらに担当者に余裕がないために関係機関へのアウトリーチ等も行えず、結局支援が必要なヤングケアラーにアプローチできない、という悪循環になってしまう可能性も考えられる。そのため、マンパワーが十分ではない自治体においても留意していただきたい点や自治体の目標設定における課題等をガイドラインに示すことは一定の意義があると考えられる。

本事業で作成したガイドラインが、少しでも多くの自治体で活用され、ヤングケアラー支援の更なる充実につながることを期待される。

(2) 任意の記名式等による実態把握

施行通知にて、主に市区町村において任意の記名式等個人を確認することが可能な方法により調査を実施することの必要性が明記された。この点、インタビュー結果においても「学校関係を介して行う場合のハードルは非常に高いのではないかと懸念している。」といった懸念も挙げられたほか、本事業の委員からも「支援につなげるうえで、名前が大事になる局面はあるが、それは信頼関係ができてから」、「アンケートで支援を希望するこどもの中にはヤングケアラーではないこどもも少なくない場合がある」といった懸念の声が挙げられた。そこで、ガイドラインにおいては、調査等には任意の記名式のアンケートのほかにも、教員等によるこどもとの面談、アプリを活用した相談フォームの開設等、様々なパターンを示すとともに、アンケート調査を実施する場合においても、インタビュー結果や先行研究の結果等も踏まえ、

設問数を1問程度、4問程度、20問程度などのパターンを示し、各自治体の実情に合った方法を選択してもらえよう工夫した。

アンケートの実施においては、ヤングケアラー自身に気づきを与えることや、学校に勉強以外の相談をしてもよいというメッセージを出すこと、相談をしたいこどもが声を上げる機会になる、などのメリットもある。メリットとデメリット、さらには自治体の体制等を考慮したうえで、取組を行う必要があると考えられる。

(3) サポートプランの作成

アンケート調査では、「要保護・要支援児童として受理したケースのうち、ヤングケアラー支援を目的としたサポートプランの作成」実績があると回答した市区町村は6.8%、「要保護・要支援児童として受理には至っていないケースのうち、ヤングケアラー支援を目的としたサポートプランの作成」については、0.8%にとどまった。この点、試行運用協力先は、いずれのサポートプランの作成実績もある自治体であり、サポートプラン作成上の課題を尋ねたものの、重大な課題等は確認されなかった。こども家庭センターが2024年4月から全国展開され、かつ、ヤングケアラー支援の場合、支援に至るまでに時間がかかるという特徴があることから、支援実績が少ない状況にあることが推察される。

また、サポートプランは、こども家庭センターのガイドラインにて「(こども家庭)センターの職員が対象者と一緒に考え作成するものであり、これにより信頼関係を構築し、協働作業を通じて支援内容について円滑に合意形成を図り、支援につなげていくためのツールとも位置づけることができる」と記載されている。この点、本事業の委員からは、「対象者と一緒に会議等を行い、一緒にプランを考えることは非常に効果的である。一方で、高校生以下のこどもが家族への支援を選択することは、こどもの負担になったり、家族との関係悪化につながる場合もある。支援を選択した後の見込みを分かりやすく伝えて、安心できるようにすることや、支援開始後も家庭状況を確認して丁寧にサポートすることが必要である」といった指摘がなされた。対象者と一緒に会議等をするに加え、対象者がいないところで支援者だけで会議等をするなどして、対応を検討することが望まれる。

(4) こどもに対しての直接のアプローチ

インタビューでは、周囲の大人の気づきが重要である、という示唆が得られ

た一方、関係機関へのアウトリーチを行っても、想定よりも相談につながらない、という課題を抱えている自治体も少なくない様子が見えてきた。そのため、こどもに対して直接的にアプローチし、必要な情報を届けることは効果的であり、自治体によっては、出張授業や寸劇等でヤングケアラーに関する啓発を行ったり、相談先を伝える取組なども行われている。この点、本事業の委員からは「学校での出張授業やこども向けの啓発動画を検討する際は、児童福祉分野や、精神保健分野における実務経験のある人など、こどもの心理や福祉の専門家を交えて検討するとよい。意図せずこどもを傷つけてしまわないよう、トラウマインフォームドケアの視点を持つことも必要である」という指摘があった。最近では啓発動画を作る自治体も増えているが、意図せずこどもを傷つけてしまうことのないように留意したうえで取組を進める必要があるといえる。

3. 今後の課題

(1) 18 歳以上のヤングケアラーへの支援の充実

18 歳以上のヤングケアラーへの支援については、市区町村の 34.6%が担当部署をまだ設定できていない状況であり、相談受付件数についても、一般市町村の9割弱が0件と回答していることから、これから取組を強化する、という自治体も数多くあることが見えてきた。また、インタビュー結果においても、18 歳を超えると支援メニューが大きく減ってしまう、という指摘があり、また、本事業で設置した委員会の委員からも「法制化され、若者への切れ目ない支援が求められる一方で、どのように支援をするべきかが具体的にないため、引き続き、国や自治体において、より丁寧に議論していく必要がある」という指摘もなされた。委員からは、ほかにも「進路、結婚、家族と同居を続けるか等、成人への移行期のサポートは、必要となる知識、認識が、18 歳未満とは異なる」という指摘もある。

本事業のアンケートやインタビューでも 18 歳以上のヤングケアラーへの支援における効果的な取組等の収集を試みたが、まだ、十分とは言えない。今後も継続的に調査研究を続けていく必要があると考えられる。

(2) 「ヤングケアラー」の正しい理解の促進

これまでの調査研究においても、「ヤングケアラー」という言葉自体が、こ

どもや家族を傷つけている可能性があることが指摘されているところ、本事業で設置した委員会の委員からも「こどもや家族が『ヤングケアラー』と突きつけられたときに、『支援が必要なかわいそうな子』、『不憫な子』、『養育力の低い親』というイメージがついてしまう。『ヤングケアラー』という言葉自体が持つネガティブなイメージも改善されるとよい。今後はイメージを改善できる動画の作成などがあると非常に助かる」という指摘があった。現状も、国や自治体において普及啓発の取組が進められているが、困った状況にあるこどもやその家族が、必要なときに声を挙げやすい社会の実現に向け、「ヤングケアラー」の正しい理解が進むような普及啓発を続けていくことが望まれる。

(3) サポートプランの作成事例

サポートプランに関する取組はまだ始まったばかりであり、今後、多くの自治体でさらに取組が進むことが考えられる。その際、サポートプラン作成の先進的な事例や、必要最小限の項目に絞って運用する自治体の事例などを提示できると、より多くの自治体の取組の促進につながると考えられる。

(4) 地域づくりの推進

家族が複合的な課題を抱えている場合に、こどもはヤングケアラーの状況になりやすいといえる。そのため、こども家庭センター等による支援が落ち着き、地域での見守りを行っていく際、ヤングケアラーのみに焦点を当てるのではなく、家族丸ごと支援の視点で、家族を地域全体で支えていくことが重要となる。地域での見守りには様々な形があると考えられるが、それらの具体的な事例を収集できれば、ヤングケアラーをはじめ、様々な課題を抱える家族を地域で支える環境づくりのきっかけになると考えられる。

関係機関との連携や地域づくりにおいて、先進的にヤングケアラー支援を行う自治体では、数多くのアウトリーチを行うなどの势力的な取組が行われていたが、マンパワー等の関係から、同様の取組を行うことが難しい自治体もある。こども家庭センターや学校だけでできることには限りがあるため、庁内の関係部署のほか、地域の関係機関等との連携を深め、関係機関が一体となって地域づくりを進めていくことが大切である。

第7章 結果の公表方法

本報告書は、有限責任監査法人トーマツのホームページにて広く一般に公開する。

付録 資料編

資料編への掲載内容

- 各種アンケート調査票
- 各種アンケート集計結果

■アンケート

（地方自治体向け）
「ヤングケアラー支援ガイドライン（仮称）の策定に向けた調査研究」に係るアンケート調査
ご協力のお願い（所要時間：15分程度）

こども家庭庁子ども・子育て支援推進調査研究事業
「ヤングケアラー支援ガイドライン（仮称）の策定に向けた調査研究」事務局
（有限責任監査法人トーマツ）

- ・このアンケート調査は、令和6年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラー支援ガイドライン（仮称）の策定に向けた調査研究」の活動の一環として実施するもので、全国の地方自治体における児童福祉部門担当者を対象に、回答への協力を依頼するものです。
- ・ご回答いただいた内容は、情報漏洩や滅失がないよう十分な情報管理体制を備え、本事業の実施主体である有限責任監査法人トーマツ（以下、「当法人」という。）が適切に取り扱います。
- ・ご回答いただいた結果は、当法人が集計・分析を行い、有識者による助言・指導を受けながら報告書等の成果物としてとりまとめを行います。
（報告書等の成果物は、令和7年4月以降に当法人及びこども家庭庁のホームページにおいて公表予定です）
とりまとめの際には、ご回答者の許可なく自治体名が特定される情報や、回答者個人のお名前が公表されることはありません。

回答期日 **令和6年10月4日（金）まで**
回答はこちらから <https://rsch.jp/231b1eba678a509a/login.php>
（アンケートへの回答は上記アンケートサイトよりお願いいたします。）

※ アンケート入力時、入力内容確認のために画面を戻ろうとすると、それまでの回答がクリアされます。
また、アンケートの最後の「送信」ボタンをクリックすると、入力内容の確認画面は表示されずにご提出となります。
そのため、こども家庭庁からの依頼時に送付されたExcelファイル等に、予め下書きした上でのご入力をお勧めします
（回答は上記URLよりお願いします）。

【アンケートに関するお問合せ先】
有限責任監査法人トーマツ リスクアドバイザー事業本部
ヘルスケア 国東（くにとう）、平岡
メールアドレス: jimukyoku@tohatsu.co.jp

1. 貴自治体の基本情報

回答者：全員

改ページ

- Q1-1 SA 貴自治体の種別を教えてください。（当てはまるものを1つ選択）
- ☐1 都道府県
 - ☐2 政令指定都市
 - ☐3 中核市
 - ☐4 特別区
 - ☐5 一般市町村

回答者：Q1-1=○2～5がON（自治体種別「都道府県」以外）

改ページ

- Q1-2 SA こども家庭センターの2024年9月1日時点での設置状況を教えてください。（当てはまるものを1つ選択）
- ☐1 設置済み
 - ☐2 令和6年度に設置予定
 - ☐3 令和7年度以降に設置予定
 - ☐4 未定

回答者：Q1-2=○1がON（こども家庭センター「設置済」）

改ページ

- Q1-3 FA 貴自治体で設置しているこども家庭センターの数を教えてください。
- カ所

- Q1-4 MA 貴自治体で設置しているこども家庭センター（児童福祉機能）の類型を教えてください。（当てはまるものすべてを選択）
- ☐1 小規模A型
 - ☐2 小規模B型
 - ☐3 小規模C型
 - ☐4 中規模型
 - ☐5 大規模型

- Q1-5 MA 貴自治体で設置しているこども家庭センターの組織体制について教えてください。（当てはまるものすべてを選択）
- ☐1 こども家庭センターの設置のために部署の統廃合を実施した（従来の体制から変更あり）
 - ☐2 こども家庭センターの設置のために部署の統廃合を実施していない（従来の体制から変更なし）

回答者：Q1-1=○2～5がON（自治体種別「都道府県」以外）

改ページ

- Q1-6 MA 18歳未満のヤングケアラーの相談窓口の担当部署を教えてください。（当てはまるものすべてを選択）
- ☐1 こども家庭センター（児童福祉機能）が担っている
 - ☐2 こども家庭センター（母子保健機能）が担っている
 - ☐3 こども家庭センターを除く児童福祉部門が担っている
 - ☐4 こども家庭センターを除く母子保健部門が担っている
 - ☐5 教育部門（教育委員会等）が担っている
 - ☐6 福祉部門が担っている
 - ☐7 高齢者福祉部門が担っている
 - ☐8 障害福祉部門が担っている
 - ☐9 その他（具体的に)
 - ☐10 相談窓口はまだ設置できていない

- Q1-7 MA 18歳以上のヤングケアラーの相談窓口の担当部署を教えてください。（当てはまるものすべてを選択）
- ☐1 こども家庭センター（児童福祉機能）が担っている
 - ☐2 こども家庭センター（母子保健機能）が担っている
 - ☐3 こども家庭センターを除く児童福祉部門が担っている
 - ☐4 こども家庭センターを除く母子保健部門が担っている
 - ☐5 教育部門（教育委員会等）が担っている
 - ☐6 福祉部門が担っている
 - ☐7 高齢者福祉部門が担っている
 - ☐8 障害福祉部門が担っている
 - ☐9 その他（具体的に)
 - ☐10 相談窓口はまだ設置できていない

- Q1-8 MA ヤングケアラー・コーディネーターの配置状況を教えてください。（当てはまるものすべてを選択）
- ☐1 こども家庭センターに配置している
 - ☐2 こども家庭センターを除く児童福祉部門に配置している
 - ☐3 こども家庭センターを除く母子保健部門に配置している
 - ☐4 教育部門（教育委員会等）に配置している
 - ☐5 福祉部門に配置している
 - ☐6 高齢者福祉部門に配置している
 - ☐7 障害福祉部門に配置している
 - ☐8 その他（具体的に ）
 - ☐9 配置していない

回答者：Q1-1=○1が0N（自治体種別「都道府県」）

改ページ

- Q1-9 MA 18歳未満のヤングケアラーの相談窓口の担当部署を教えてください。（当てはまるものすべてを選択）
- ☐1 児童福祉部門が担っている
 - ☐2 母子保健部門が担っている
 - ☐3 教育部門（教育委員会等）が担っている
 - ☐4 福祉部門が担っている
 - ☐5 高齢者福祉部門が担っている
 - ☐6 障害福祉部門が担っている
 - ☐7 その他（具体的に ）
 - ☐8 相談窓口はまだ設置できていない

- Q1-10 MA 18歳以上のヤングケアラーの相談窓口の担当部署を教えてください。（当てはまるものすべてを選択）
- ☐1 児童福祉部門（18歳未満のケースと同じ部署）が担っている
 - ☐2 児童福祉部門（18歳未満のケースと別の部署）が担っている
 - ☐3 母子保健部門が担っている
 - ☐4 教育部門（教育委員会等）が担っている
 - ☐5 福祉部門が担っている
 - ☐6 高齢者福祉部門が担っている
 - ☐7 障害福祉部門が担っている
 - ☐8 その他（具体的に ）
 - ☐9 相談窓口はまだ設置できていない

- Q1-11 MA ヤングケアラー・コーディネーター※の配置状況を教えてください。（当てはまるものすべてを選択）
- ※ 国の補助金の活用有無は問いません
- ☐1 児童福祉部門に配置している
 - ☐2 母子保健部門に配置している
 - ☐3 教育部門（教育委員会等）に配置している
 - ☐4 福祉部門に配置している
 - ☐5 高齢者福祉部門に配置している
 - ☐6 障害福祉部門に配置している
 - ☐7 その他（具体的に ）
 - ☐8 配置していない

回答者：Q1-8=□1～8のいずれかが0N、もしくは、Q1-11=□1～7のいずれかが0N（ヤングケアラー・コーディネーターの配置あり）

改ページ

- Q1-12 MA ヤングケアラー・コーディネーター※が担う役割を教えてください。（当てはまるものすべてを選択）
- ※ 国の補助金の活用有無は問いません
- ☐1 児童生徒等を対象としたヤングケアラーに関する授業・学習会等の実施
 - ☐2 学校関係者を対象とした研修の実施
 - ☐3 地域の関係機関等（学校関係者を除く）を対象とした研修の実施
 - ☐4 関係機関等におけるヤングケアラー支援体制の構築（多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル等を活用し、ヤングケアラーを支援するための体制の構築）
 - ☐5 ヤングケアラー支援に係るマニュアル等の策定
 - ☐6 ヤングケアラー支援における支援メニューの企画・運営
 - ☐7 相談支援・助言等（地域における関係機関等からの相談に対する助言や適切な福祉サービス等へのつなぎなど）
 - ☐8 サポートプラン、個別支援計画の検討
 - ☐9 支援者団体と連携等（ピアサポート、こども食堂、学習支援、見守り訪問、家事・育児支援等を行う支援者団体との連携等）
 - ☐10 （都道府県の場合）市区町村のヤングケアラー支援に係る助言等
 - ☐11 その他（具体的に ）

回答者：Q1-8=□1～8のいずれかが0N、もしくは、Q1-11=□1～7のいずれかが0N（ヤングケアラー・コーディネーターの配置あり）

改ページ

Q1-13

SA

ヤングケアラー・コーディネーター※の取組の中で、ヤングケアラーを支援につなげる上で最も効果的だと考える取組を教えてください。（当てはまるものを1つ選択）
※ 国の補助金の活用有無は問いません
○1 児童生徒等を対象としたヤングケアラーに関する授業・学習会等の実施
○2 学校関係者を対象とした研修の実施
○3 地域の関係機関等（学校関係者を除く）を対象とした研修の実施
○4 関係機関等におけるヤングケアラー支援体制の構築（多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル等を活用し、ヤングケアラーを支援するための体制の構築）
○5 ヤングケアラー支援に係るマニュアル等の策定
○6 ヤングケアラー支援における支援メニューの企画・運営
○7 相談支援・助言等（地域における関係機関等からの相談に対する助言や適切な福祉サービス等へのつなぎなど）
○8 サポートプラン、個別支援計画の検討
○9 支援者団体と連携等（ピアサポート、こども食堂、学習支援、見守り訪問、家事・育児支援等を行う支援者団体との連携等）
○10 （都道府県の場合）市区町村のヤングケアラー支援に係る助言等
○11 その他（具体的に ）
○12 支援につなげる上で効果的だと考える取組はまだできていない

←システム上は、Q1-12で選択した選択肢のみを表示

回答者：Q1-2=○1が0N（こども家庭センター「設置済」）

改ページ

Q1-14

SA

要保護・要支援児童として受理したケースの内、ヤングケアラー支援を目的としたサポートプランを作成したことはありますか。（当てはまるものを1つ選択）
○1 作成したことがある
○2 現在、作成中である
○3 まだ作成したことはない

Q1-15

SA

要保護・要支援児童としての受理には至っていないケースの内、ヤングケアラー支援を目的としたサポートプランを作成したことはありますか。（当てはまるものを1つ選択）
○1 作成したことがある
○2 現在、作成中である
○3 まだ作成したことはない

2. 18歳以上のヤングケアラーへの支援状況について

回答者：全員

改ページ

Q2-1

SAMT

18歳以上のヤングケアラーへの対応状況を教えてください。（当てはまるものをそれぞれ1つ選択）

		Q2-1-1				Q2-1-2				Q2-1-3			
		相談受付件数（他機関からの相談を含む）				（都道府県のみ）市区町村につないだ件数				個別支援件数			
		1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
		0件	1～5件	6～10件	11件以上	0件	1～5件	6～10件	11件以上	0件	1～5件	6～10件	11件以上
Q2-1_1	令和6年度実績	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Q2-1_2	令和5年度実績	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

回答者：Q2-1-1～3=○2～4が0N（令和6年度、令和5年度に支援実績あり）

改ページ

Q2-2

FA

18歳以上のヤングケアラーへの対応について、18歳未満の場合と比較した際の主な相違点について教えてください。（任意）

Q2-2_1

発見・把握

Q2-2_2

アセスメント・支援方針の検討

Q2-2_3

支援の実施（支援のつなぎ先を含む）

Q2-2_4

フォローアップ

3. 試行運用への協力可否及びアンケートの照会先について

回答者：全員

改ページ

Q3-1 SA

本事業において、現在、こども家庭センターを主な対象とした、「ヤングケアラー支援ガイドライン（仮称）」を検討しています。今後、本事業で作成した「ガイドライン（案）」を用いて、試行運用（ガイドライン（案）について、実際の支援への活用可能性の観点で確認いただく）の機会を設ける予定です（試行運用の時期：2024年12月～翌2月）。この試行運用への参加意向についてお聞かせください。（当てはまるものを1つ選択）

○1 協力してもよい
○2 どちらともいえない
○3 協力できない

Q3-2 FA

貴自治体の情報について、ご回答ください。
※数値は半角でご入力ください。
※電話番号は、半角数字にてハイフンを除いて入力してください。

都道府県名		←システム上は、Q1-1自治体種別が都道府県の場合のみ表示
所在都道府県名		←システム上は、Q1-1自治体種別が都道府県以外の場合のみ表示
市区町村名		←システム上は、Q1-1自治体種別が都道府県以外の場合のみ表示
部署名		
ご担当者名		
連絡先（TEL）		
連絡先（Email）		

本アンケートへのご協力ありがとうございました。
（アンケートへの回答はExcelではなく上記アンケートサイトよりお願いいたします。）

アンケート結果

Q1_1 貴自治体の種別を教えてください。（単数回答）

		回答数	%
全体		1,266	100.0
1	都道府県	40	3.2
2	政令指定都市	13	1.0
3	中核市	47	3.7
4	特別区	20	1.6
5	一般市町村	1,146	90.5

Q1_2 【市区町村】子ども家庭センターの２０２４年９月１日時点での設置状況を教えてください。（単数回答）

		自治体種別（件）						自治体種別（%）					
		全体	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市町村	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市町村
全体		1,226	-	13	47	20	1,146	100.0	-	100.0	100.0	100.0	100.0
1	設置済み	664	-	11	39	12	602	53.2	-	84.6	83.0	60.0	52.5
2	令和６年度に設置予定	35	-	0	1	1	33	2.8	-	0.0	2.1	5.0	2.9
3	令和７年度以降に設置予定	372	-	2	6	5	359	29.8	-	15.4	12.8	25.0	31.3
4	未定	155	-	0	1	2	152	12.4	-	0.0	2.1	10.0	13.3

Q1_3_1 【子ども家庭センター設置済】貴自治体で設置している子ども家庭センターの数を教えてください。／カ所（数値回答）

	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市町村
回答数	664	-	11	39	12	602
平均値	1.2	0.0	8.9	1.3	2.6	1.0
最小値	1.0	0.0	3.0	1.0	1.0	1.0
最大値	24.0	0.0	24.0	7.0	5.0	2.0

Q1_4 【子ども家庭センター設置済】貴自治体で設置している子ども家庭センター（児童福祉機能）の類型を教えてください。（複数回答）

		自治体種別（件）						自治体種別（%）					
		全体	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市町村	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市町村
全体		664	0	11	39	12	602	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1	小規模Ａ型	389	0	4	0	1	384	58.6	0.0	36.4	0.0	8.3	63.8
2	小規模Ｂ型	146	0	9	1	1	135	22.0	0.0	81.8	2.6	8.3	22.4
3	小規模Ｃ型	72	0	10	3	3	56	10.8	0.0	90.9	7.7	25.0	9.3
4	中規模型	77	0	8	34	8	27	11.6	0.0	72.7	87.2	66.7	4.5
5	大規模型	5	0	0	3	2	0	0.8	0.0	0.0	7.7	16.7	0.0

資料編 アンケート集計表

Q1_5 【こども家庭センター設置済】 貴自治体で設置しているこども家庭センターの組織体制について教えてください。（複数回答）

		自治体種別（件）						自治体種別（%）					
		全体	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市町村	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市町村
	全体	664	40	13	47	20	1,146	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1	こども家庭センターの設置のために部署の統廃合を実施した（従来の体制から変更あり）	229	0	0	14	1	214	34.5	0.0	0.0	29.8	5.0	18.7
2	こども家庭センターの設置のために部署の統廃合を実施していない（従来の体制から変更なし）	435	0	11	25	11	388	65.5	0.0	84.6	53.2	55.0	33.9

Q1_6 【市区町村】 18歳未満のヤングケアラーの相談窓口の担当部署を教えてください。（複数回答）

		自治体種別（件）						自治体種別（%）					
		全体	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市町村	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市町村
	全体	1,226	-	13	47	20	1,146	100.0	-	100.0	100.0	100.0	100.0
1	こども家庭センター（児童福祉機能）が担っている	669	-	9	36	13	611	54.6	-	69.2	76.6	65.0	53.3
2	こども家庭センター（母子保健機能）が担っている	114	-	1	0	2	111	9.3	-	7.7	0.0	10.0	9.7
3	こども家庭センターを除く児童福祉部門が担っている	239	-	4	6	9	220	19.5	-	30.8	12.8	45.0	19.2
4	こども家庭センターを除く母子保健部門が担っている	58	-	0	0	2	56	4.7	-	0.0	0.0	10.0	4.9
5	教育部門（教育委員会等）が担っている	258	-	1	3	3	251	21.0	-	7.7	6.4	15.0	21.9
6	福祉部門が担っている	305	-	0	3	3	299	24.9	-	0.0	6.4	15.0	26.1
7	高齢者福祉部門が担っている	63	-	0	1	0	62	5.1	-	0.0	2.1	0.0	5.4
8	障害福祉部門が担っている	73	-	0	1	0	72	6.0	-	0.0	2.1	0.0	6.3
9	その他	76	-	8	5	3	60	6.2	-	61.5	10.6	15.0	5.2
10	相談窓口はまだ設置できていない	60	-	0	0	0	60	4.9	-	0.0	0.0	0.0	5.2

Q1_7 【市区町村】 18歳以上のヤングケアラーの相談窓口の担当部署を教えてください。（複数回答）

		自治体種別（件）						自治体種別（%）					
		全体	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市町村	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市町村
	全体	1,226	-	13	47	20	1,146	100.0	-	100.0	100.0	100.0	100.0
1	こども家庭センター（児童福祉機能）が担っている	206	-	1	11	3	191	16.8	-	7.7	23.4	15.0	16.7
2	こども家庭センター（母子保健機能）が担っている	52	-	0	0	2	50	4.2	-	0.0	0.0	10.0	4.4
3	こども家庭センターを除く児童福祉部門が担っている	85	-	2	4	4	75	6.9	-	15.4	8.5	20.0	6.5
4	こども家庭センターを除く母子保健部門が担っている	41	-	0	0	2	39	3.3	-	0.0	0.0	10.0	3.4
5	教育部門（教育委員会等）が担っている	43	-	0	2	0	41	3.5	-	0.0	4.3	0.0	3.6
6	福祉部門が担っている	454	-	2	5	6	441	37.0	-	15.4	10.6	30.0	38.5
7	高齢者福祉部門が担っている	126	-	2	2	0	122	10.3	-	15.4	4.3	0.0	10.6
8	障害福祉部門が担っている	129	-	2	1	0	126	10.5	-	15.4	2.1	0.0	11.0
9	その他	134	-	9	9	6	110	10.9	-	69.2	19.1	30.0	9.6
10	相談窓口はまだ設置できていない	424	-	2	17	7	398	34.6	-	15.4	36.2	35.0	34.7

資料編_アンケート集計表

Q1_8 【市区町村】ヤングケアラー・コーディネーターの配置状況を教えてください。（複数回答）

		自治体種別（件）						自治体種別（％）					
		全体	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市町村	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市町村
全体		1,226	-	13	47	20	1,146	100.0	-	100.0	100.0	100.0	100.0
1	こども家庭センターに配置している	62	-	0	15	4	43	5.1	-	0.0	31.9	20.0	3.8
2	こども家庭センターを除く児童福祉部門に配置している	20	-	2	2	5	11	1.6	-	15.4	4.3	25.0	1.0
3	こども家庭センターを除く母子保健部門に配置している	1	-	0	0	0	1	0.1	-	0.0	0.0	0.0	0.1
4	教育部門（教育委員会等）に配置している	3	-	0	0	0	3	0.2	-	0.0	0.0	0.0	0.3
5	福祉部門に配置している	9	-	0	0	1	8	0.7	-	0.0	0.0	5.0	0.7
6	高齢者福祉部門に配置している	1	-	0	0	0	1	0.1	-	0.0	0.0	0.0	0.1
7	障害福祉部門に配置している	0	-	0	0	0	0	0.0	-	0.0	0.0	0.0	0.0
8	その他	13	-	4	0	1	8	1.1	-	30.8	0.0	5.0	0.7
9	配置していない	1,123	-	8	30	9	1,076	91.6	-	61.5	63.8	45.0	93.9

Q1_9 【都道府県】18歳未満のヤングケアラーの相談窓口の担当部署を教えてください。（複数回答）

		自治体種別（件）						自治体種別（％）					
		全体	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市町村	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市町村
全体		40	40	-	-	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-
1	児童福祉部門が担っている	30	30	-	-	-	-	75.0	75.0	-	-	-	-
2	母子保健部門が担っている	1	1	-	-	-	-	2.5	2.5	-	-	-	-
3	教育部門（教育委員会等）が担っている	5	5	-	-	-	-	12.5	12.5	-	-	-	-
4	福祉部門が担っている	3	3	-	-	-	-	7.5	7.5	-	-	-	-
5	高齢者福祉部門が担っている	1	1	-	-	-	-	2.5	2.5	-	-	-	-
6	障害福祉部門が担っている	0	0	-	-	-	-	0.0	0.0	-	-	-	-
7	その他	6	6	-	-	-	-	15.0	15.0	-	-	-	-
8	相談窓口はまだ設置できていない	5	5	-	-	-	-	12.5	12.5	-	-	-	-

Q1_10 【都道府県】18歳以上のヤングケアラーの相談窓口の担当部署を教えてください。（複数回答）

		自治体種別（件）						自治体種別（％）					
		全体	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市町村	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市町村
全体		40	40	-	-	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-
1	児童福祉部門（18歳未満のケースと同じ部署）が担っている	22	22	-	-	-	-	55.0	55.0	-	-	-	-
2	児童福祉部門（18歳未満のケースと別の部署）が担っている	0	0	-	-	-	-	0.0	0.0	-	-	-	-
3	母子保健部門が担っている	0	0	-	-	-	-	0.0	0.0	-	-	-	-
4	教育部門（教育委員会等）が担っている	2	2	-	-	-	-	5.0	5.0	-	-	-	-
5	福祉部門が担っている	4	4	-	-	-	-	10.0	10.0	-	-	-	-
6	高齢者福祉部門が担っている	1	1	-	-	-	-	2.5	2.5	-	-	-	-
7	障害福祉部門が担っている	0	0	-	-	-	-	0.0	0.0	-	-	-	-
8	その他	6	6	-	-	-	-	15.0	15.0	-	-	-	-
9	相談窓口はまだ設置できていない	12	12	-	-	-	-	30.0	30.0	-	-	-	-

資料編_アンケート集計表

Q1_11 【都道府県】ヤングケアラー・コーディネーターの配置状況を教えてください。（複数回答）

		自治体種別（件）						自治体種別（％）					
		全体	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市町村	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市町村
	全体	40	40	-	-	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-
1	児童福祉部門に配置している	19	19	-	-	-	-	47.5	47.5	-	-	-	-
2	母子保健部門に配置している	0	0	-	-	-	-	0.0	0.0	-	-	-	-
3	教育部門（教育委員会等）に配置している	1	1	-	-	-	-	2.5	2.5	-	-	-	-
4	福祉部門に配置している	0	0	-	-	-	-	0.0	0.0	-	-	-	-
5	高齢者福祉部門に配置している	1	1	-	-	-	-	2.5	2.5	-	-	-	-
6	障害福祉部門に配置している	0	0	-	-	-	-	0.0	0.0	-	-	-	-
7	その他	5	5	-	-	-	-	12.5	12.5	-	-	-	-
8	配置していない	14	14	-	-	-	-	35.0	35.0	-	-	-	-

Q1_12 【ヤングケアラーコーディネーター配置あり】ヤングケアラー・コーディネーターが担う役割を教えてください。（複数回答）

		自治体種別（件）						自治体種別（％）					
		全体	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市町村	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市町村
	全体	129	26	5	17	11	70	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1	児童生徒等を対象としたヤングケアラーに関する授業・学習会等の実施	28	5	1	6	4	12	21.7	19.2	20.0	35.3	36.4	17.1
2	学校関係者を対象とした研修の実施	73	22	4	9	6	32	56.6	84.6	80.0	52.9	54.5	45.7
3	地域の関係機関等（学校関係者を除く）を対象とした研修の実施	84	21	5	14	7	37	65.1	80.8	100.0	82.4	63.6	52.9
4	関係機関等におけるヤングケアラー支援体制の構築（多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル等を活用し、ヤングケアラーを支援するための体制の構築）	70	13	4	13	9	31	54.3	50.0	80.0	76.5	81.8	44.3
5	ヤングケアラー支援に係るマニュアル等の策定	31	7	3	5	5	11	24.0	26.9	60.0	29.4	45.5	15.7
6	ヤングケアラー支援における支援メニューの企画・運営	32	4	4	7	2	15	24.8	15.4	80.0	41.2	18.2	21.4
7	相談支援・助言等（地域における関係機関等からの相談に対する助言や適切な福祉サービス等へのつなぎなど）	112	22	5	17	9	59	86.8	84.6	100.0	100.0	81.8	84.3
8	サポートプラン、個別支援計画の検討	55	2	3	10	5	35	42.6	7.7	60.0	58.8	45.5	50.0
9	支援者団体と連携等（ピアサポート、こども食堂、学習支援、見守り訪問、家事・育児支援等を行う支援者団体との連携等）	81	15	4	14	8	40	62.8	57.7	80.0	82.4	72.7	57.1
10	（都道府県の場合）市区町村のヤングケアラー支援に係る助言等	20	20	-	-	-	-	15.5	76.9	-	-	-	-
11	その他	14	2	1	3	2	6	10.9	7.7	20.0	17.6	18.2	8.6

資料編_アンケート集計表

Q1_13 【ヤングケアラーコーディネーター配置あり】ヤングケアラー・コーディネーターの取組の中で、ヤングケアラーを支援につなげる上で最も効果的だと考える取組を教えてください。（単数回答）

		自治体種別（件）						自治体種別（%）					
		全体	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市町村	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市町村
	全体	129	26	5	17	11	70	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1	児童生徒等を対象としたヤングケアラーに関する授業・学習会等の実施	5	1	1	1	0	2	3.9	3.8	20.0	5.9	0.0	2.9
2	学校関係者を対象とした研修の実施	15	3	1	1	1	9	11.6	11.5	20.0	5.9	9.1	12.9
3	地域の関係機関等（学校関係者を除く）を対象とした研修の実施	9	3	0	1	0	5	7.0	11.5	0.0	5.9	0.0	7.1
4	関係機関等におけるヤングケアラー支援体制の構築（多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル等を活用し、ヤングケアラーを支援するための体制の構築）	25	2	1	5	5	12	19.4	7.7	20.0	29.4	45.5	17.1
5	ヤングケアラー支援に係るマニュアル等の策定	1	0	0	0	1	0	0.8	0.0	0.0	0.0	9.1	0.0
6	ヤングケアラー支援における支援メニューの企画・運営	1	0	0	1	0	0	0.8	0.0	0.0	5.9	0.0	0.0
7	相談支援・助言等（地域における関係機関等からの相談に対する助言や適切な福祉サービス等へのつなぎなど）	27	5	1	5	1	15	20.9	19.2	20.0	29.4	9.1	21.4
8	サポートプラン、個別支援計画の検討	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
9	支援者団体と連携等（ピアサポート、こども食堂、学習支援、見守り訪問、家事・育児支援等を行う支援者団体との連携等）	19	4	1	1	1	12	14.7	15.4	20.0	5.9	9.1	17.1
10	（都道府県の場合）市区町村のヤングケアラー支援に係る助言等	6	6	-	-	-	-	4.7	23.1	-	-	-	-
11	その他	3	1	0	1	0	1	2.3	3.8	0.0	5.9	0.0	1.4
12	支援につなげる上で効果的だと考える取組はまだできていない	18	1	0	1	2	14	14.0	3.8	0.0	5.9	18.2	20.0

Q1_14 【こども家庭センター設置済】要保護・要支援児童として受理したケースの内、ヤングケアラー支援を目的としたサポートプランを作成したことはありますか。（単数回答）

		自治体種別（件）						自治体種別（%）					
		全体	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市町村	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市町村
	全体	664	0	11	39	12	602	100.0	-	100.0	100.0	100.0	100.0
1	作成したことがある	52	0	3	7	1	41	7.8	-	27.3	17.9	8.3	6.8
2	現在、作成中である	29	0	0	3	1	25	4.4	-	0.0	7.7	8.3	4.2
3	まだ作成したことはない	583	0	8	29	10	536	87.8	-	72.7	74.4	83.3	89.0

資料編_アンケート集計表

Q1_15 【こども家庭センター設置済】
要保護・要支援児童としての受理には至っていないケースの内、ヤングケアラー支援を目的としたサポートプランを作成したことはありますか。
(単数回答)

		自治体種別 (件)						自治体種別 (%)					
		全体	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市町村	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市町村
全体		664	0	11	39	12	602	100.0	-	100.0	100.0	100.0	100.0
1	作成したことがある	12	0	2	7	0	3	1.8	-	18.2	17.9	0.0	0.5
2	現在、作成中である	5	0	0	1	0	4	0.8	-	0.0	2.6	0.0	0.7
3	まだ作成したことはない	647	0	9	31	12	595	97.4	-	81.8	79.5	100.0	98.8

Q2_1_1_1 相談受付件数（他機関からの相談を含む）／令和6年度実績（単数回答）
【※ 相談窓口の設置有無を問わず、全ての回答を集計しています（以下、Q2_1_3_2まで同様）。】

		自治体種別 (件)						自治体種別 (%)					
		全体	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市町村	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市町村
全体		1,265	40	13	47	19	1,146	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1	0件	1,089	20	8	37	10	1,014	86.1	50.0	61.5	78.7	52.6	88.5
2	1～5件	145	13	2	5	6	119	11.5	32.5	15.4	10.6	31.6	10.4
3	6～10件	14	3	1	3	3	4	1.1	7.5	7.7	6.4	15.8	0.3
4	11件以上	15	4	2	2	0	7	1.2	10.0	15.4	4.3	0.0	0.6
5	不明	2	0	0	0	0	2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2

Q2_1_1_2 相談受付件数（他機関からの相談を含む）／令和5年度実績（単数回答）

		自治体種別 (件)						自治体種別 (%)					
		全体	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市町村	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市町村
全体		1,265	40	13	47	19	1,146	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1	0件	1,086	21	7	35	9	1,014	85.8	52.5	53.8	74.5	47.4	88.5
2	1～5件	138	11	3	6	8	110	10.9	27.5	23.1	12.8	42.1	9.6
3	6～10件	17	0	1	4	0	12	1.3	0.0	7.7	8.5	0.0	1.0
4	11件以上	22	8	2	2	2	8	1.7	20.0	15.4	4.3	10.5	0.7
5	不明	2	0	0	0	0	2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2

Q2_1_2_1 【都道府県】市区町村につないだ件数／令和6年度実績（単数回答）

		自治体種別 (件)						自治体種別 (%)					
		全体	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市町村	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市町村
全体		40	40	-	-	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-
1	0件	30	30	-	-	-	-	75.0	75.0	-	-	-	-
2	1～5件	10	10	-	-	-	-	25.0	25.0	-	-	-	-
3	6～10件	0	0	-	-	-	-	0.0	0.0	-	-	-	-
4	11件以上	0	0	-	-	-	-	0.0	0.0	-	-	-	-
5	不明	0	0	-	-	-	-	0.0	0.0	-	-	-	-

資料編_アンケート集計表

Q2_1_2_2 【都道府県】市区町村につないだ件数／令和5年度実績（単数回答）

		自治体種別（件）						自治体種別（％）					
		全体	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市町村	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市町村
全体		40	40	-	-	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-
1	0件	28	28	-	-	-	-	70.0	70.0	-	-	-	-
2	1～5件	11	11	-	-	-	-	27.5	27.5	-	-	-	-
3	6～10件	1	1	-	-	-	-	2.5	2.5	-	-	-	-
4	11件以上	0	0	-	-	-	-	0.0	0.0	-	-	-	-
5	不明	0	0	-	-	-	-	0.0	0.0	-	-	-	-

Q2_1_3_1 個別支援件数／令和6年度実績（単数回答）

		自治体種別（件）						自治体種別（％）					
		全体	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市町村	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市町村
全体		1,265	40	13	47	19	1,146	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1	0件	1,119	27	10	37	11	1,034	88.5	67.5	76.9	78.7	57.9	90.2
2	1～5件	126	10	1	7	7	101	10.0	25.0	7.7	14.9	36.8	8.8
3	6～10件	11	2	1	3	1	4	0.9	5.0	7.7	6.4	5.3	0.3
4	11件以上	7	1	1	0	0	5	0.6	2.5	7.7	0.0	0.0	0.4
5	不明	2	0	0	0	0	2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2

Q2_1_3_2 個別支援件数／令和5年度実績（単数回答）

		自治体種別（件）						自治体種別（％）					
		全体	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市町村	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市町村
全体		1,265	40	13	47	19	1,146	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1	0件	1,117	29	9	35	12	1,032	88.3	72.5	69.2	74.5	63.2	90.1
2	1～5件	122	8	2	7	6	99	9.6	20.0	15.4	14.9	31.6	8.6
3	6～10件	13	0	0	4	1	8	1.0	0.0	0.0	8.5	5.3	0.7
4	11件以上	11	3	2	1	0	5	0.9	7.5	15.4	2.1	0.0	0.4
5	不明	2	0	0	0	0	2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2

Q3_1 本事業において、現在、子ども家庭センターを主な対象とした、「ヤングケアラー支援ガイドライン（仮称）」を検討しています。今後、本事業で作成した「ガイドライン（案）」を用いて、試行運用（ガイドライン（案）について、実際の支援への活用可能性の観点で確認いただく）の機会を設ける予定です（試行運用の時期：2024年12月～翌2月）。この試行運用への参加意向についてお聞かせください。（単数回答）

		自治体種別（件）						自治体種別（％）					
		全体	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市町村	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市町村
全体		1,266	40	13	47	20	1,146	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1	協力してもよい	162	12	1	13	5	131	12.8	30.0	7.7	27.7	25.0	11.4
2	どちらともいえない	686	20	8	23	11	624	54.2	50.0	61.5	48.9	55.0	54.5
3	協力できない	418	8	4	11	4	391	33.0	20.0	30.8	23.4	20.0	34.1

謝辞

本調査研究事業の実施に際して、基礎調査、インタビュー調査にご協力いただきました、兵庫県神戸市、東京都港区、愛知県豊橋市、群馬県高崎市、神奈川県海老名市、岩手県北上市、山梨県、埼玉県の関係者の皆様、試行運用にご協力いただきました、鹿児島県鹿児島市、愛知県今治市、大阪府堺市、岩手県一関市のご関係者の皆様、また、アンケート調査にご回答いただきました皆様に心より感謝申し上げます。

さらに、本調査研究事業の検討委員会・作業部会の委員としてご指導賜りました皆様におかれましては、調査設計や分析・考察、ガイドラインや報告書の作成に至るまで、専門的見地から様々なご助言をいただき心より感謝申し上げます。

免責事項

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

本調査研究報告書は、こども家庭庁令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業として、こども家庭庁より採択を受けた有限責任監査法人トーマツ（以下、「当法人」）が提供したものであり、保証業務として実施したものではありません。本調査研究報告書を受領または閲覧する名宛人（本調査研究報告書に関して当法人へ採択事業者の通知をしている機関）以外の方（以下、「閲覧者等」）は、例外なく本調査研究報告書に記載される事項を認識し了解したものとみなされます。

1. 本調査研究報告書は、こども家庭庁令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業として、こども家庭庁より採択を受けた当法人が提供したものであり、閲覧者等に対して注意義務または契約上の義務を負って実施されたものではないこと。従って、当法人は、本調査研究報告書及び本調査研究報告書に関連する業務に関して、閲覧者等に対して裁判上または裁判外を問わずいかなる義務または責任も負わないこと。
2. 本調査研究報告書には、閲覧者等が理解し得ない情報が含まれ、また、閲覧者等が必要とする情報が必ずしも網羅されていない可能性があること。なお、本調査研究報告書に記載されている以外の情報が名宛人に伝達されている可能性があること。
3. 閲覧者等は、本調査研究報告書の受領または閲覧によって本調査研究報告書に依拠する権利及びこれを引用する権利を含むいかなる権利も取得しないこと。閲覧者等は本調査研究報告書に記載された一定の前提条件・仮定及び制約について受容するとともに閲覧者等による本調査研究報告書の利用及び利用の結果に関する全ての責任を閲覧者等自身が負うこと。
4. 閲覧者等は、当法人及びその役員、社員、職員等に対して本調査研究報告書の受領または閲覧に関連して閲覧者等に生じるいかなる損害や不利益についてもその賠償請求を行わず、また、いかなる権利の行使も行わないこと。

令和6年度 子ども・子育て支援等推進調査研究事業

**ヤングケアラー支援ガイドライン（仮称）の
策定に向けた調査研究**

令和7年（2025年）3月 発行
編集・発行 有限責任監査法人トーマツ

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
「ヤングケアラー支援ガイドライン（仮称）の策定に向けた調査研究」

ヤングケアラー支援ガイドライン（仮称）

令和7年（2025年）3月
有限責任監査法人トーマツ

目次

はじめに	1
1 ガイドラインの目的	1
2 ガイドラインの対象	1
3 ガイドラインの活用方法	1
《ヤングケアラー支援の振り返り》	2
第1章 ヤングケアラーに関わる基礎知識	5
1-1 ヤングケアラーとは	5
1-2 ヤングケアラー支援がなぜ必要か	5
1-3 ヤングケアラーの支援対象を考える際の留意点	6
1-4 ヤングケアラー支援の対象年齢	6
1-5 ヤングケアラーの捉え方・支援者としての姿勢	8
1-6 各分野におけるヤングケアラー支援に係る制度	9
第2章 ヤングケアラーの支援	12
2-1 ヤングケアラー支援の流れ及び関係機関の役割	12
(1) 支援の一般的な流れ	12
2-2 ヤングケアラーへの気づき	14
(1) ヤングケアラーに気づくための基本的な取組	14
2-3 ヤングケアラー担当部署への情報集約	25
(1) ヤングケアラー担当部署への情報集約を行う上での基本的な取組	25
(2) それぞれの取組を行う際のポイント	25
2-4 ヤングケアラーへの支援	33
(1) 支援調整から具体的支援までの基本的な取組	33
(2) それぞれの取組を行う際のポイント	33
2-5 地域での見守り	42
(1) 支援実施後の基本的な取組	42
(2) それぞれの取組を行う際のポイント	42
2-6 18歳以上のヤングケアラーへの支援	43
(1) 18歳以上のヤングケアラー支援の概要	43
(2) 18歳未満のヤングケアラーへの支援との相違点	43
(3) 市区町村と都道府県の役割分担	47
(4) 18歳以上のヤングケアラーに関する広域的な調査	47
第3章 ヤングケアラーの支援体制	48

3-1 職員等の体制	48
3-2 ヤングケアラー・コーディネーター（YCC）の配置.....	50
3-3 人材育成、地域づくり（民間団体との連携を含む）	52
(1) 人材育成	52
(2) 地域づくり	52
資料編	53
1 支援の一般的な流れ（各パートのフローの統合版）	53
2 ガイドライン掲載内容一覧（取組状況チェック表）	54
3 参考文献	55

はじめに

1 ガイドラインの目的

- 本ガイドラインは、ヤングケアラー支援の担当部署（以下、「担当部署」という。）において、各自治体のヤングケアラー支援の流れ、役割分担を整理するなどの支援体制の振り返り及びヤングケアラー支援を充足させるための検討の一助にさせていただくことを目的としています。

2 ガイドラインの対象

- 本ガイドラインは、主にこども家庭センターの担当部署で活用いただくことを想定しています。ガイドライン上は、担当部署をこども家庭センター（児童福祉機能）と仮定して記載をしていますが、異なる部署が担当する場合であっても、担当部署に求められる役割等の確認の際にご活用いただけます（ヤングケアラー支援の中心となる部署が決まっていない場合は第1章、2章 2-1 を読み、担当部署を明確にしてからご活用ください）。
- また、第2章 2-2～2-5 では、担当部署以外の関係部署、関係機関も含め、ヤングケアラーと思われるこどもに気づいて以降の一般的な対応の流れを示しているため、担当部署以外の方も必要に応じご参照ください。

3 ガイドラインの活用方法

- 第1章ではヤングケアラーの定義やヤングケアラー支援の必要性などの基礎知識、第2章ではヤングケアラー支援の段階ごとの取組のポイント及び18歳以上への支援、第3章では、ヤングケアラー・コーディネーター（以下、「YCC」という。）や地域づくり等について、資料編では、参考文献等を紹介しています。また、多機関連携の参考として、別添の参考資料：仮想事例集もご活用ください。
- まずは、次頁《ヤングケアラー支援の振り返り》を行い、貴自治体のヤングケアラー支援の特徴を改めて確認いただくとともに、今後、貴自治体が取組を強化したいと考えるパートを適宜ご覧ください。

《ヤングケアラー支援の振り返り》

～Next Action はなんだろう？ ヤングケアラー支援の＋αを検討しよう！～

ヤングケアラー支援の一般的な流れ（以下、「支援の導線」という。）は大きく4つの段階に分けられます。各段階で各分野の関係機関がそれぞれの役割を担い、「気づく」～「地域での見守り」までの導線を、1つでも確保することが重要です。次頁の《振り返りシート》を使って、各自治体や地域ごとに今のヤングケアラー支援体制の振り返りを行いましょう。

また、「Next Action の取組の検討」はヤングケアラー支援を充実させるための入口です。ガイドライン内の対応する箇所を参考に、あなたの地域における＋αの取組を検討しましょう。

図表1：振り返り手順

	チェック手順	Next Action の取組の検討
Step1	各関係機関が、ヤングケアラー支援にどの程度関わってくれているか、次頁の《振り返りシート》を使って可視化してみましょう。	「△」が多い場合、まずは、ヤングケアラーに気づいてもらえるように、当該分野への周知啓発や研修等を行いましょう。 ⇒【p15 へ】
Step2	〈Step1〉の結果から、「気づく」～「地域での見守り」まで、支援の導線が1つ以上確保されているかを確認しましょう。	導線がつながっていない場合、導線を確保するための取組を検討しましょう。 ⇒【p15 へ】
Step3	貴自治体のどの地域でもヤングケアラー支援が行き届いているか、支援の質向上のために強化が必要な点がないか等について検討しましょう。	ヤングケアラー支援が行き届き、支援の質を一層向上させるために、関係部署間の連携強化や地域資源の更なる掘り起しなどについて検討しましょう。 ⇒【強化したい取組（4つの段階）に係るパートを参照】

《ヤングケアラー支援の振り返りシート》

ヤングケアラー支援の中心は、 () ↓ 情報を集約する部署		ヤングケアラー支援の主な流れ			
		気づく	情報集約	支援調整/ 具体的支援	地域での 見守り
ヤングケアラー支援を担う 関係機関・地域資源等	学校・教育分野 ()				
	児童福祉分野 ()				
	若者支援分野 ()				
	高齢者福祉分野 ()				
	障害福祉分野 ()				
	母子保健分野 ()				
	医療分野 ()				
	その他の福祉分野等 ()				
	地域の施設/関係者等 ()				

【記載するマークの定義】

- ◎：現在、ヤングケアラー支援に関与しており、各取組のルール等もある。※顔の見える関係が構築されている状況
 ○：現在、ヤングケアラー支援に関与している。
 △：現在、ヤングケアラー支援に関与する事業等を実施しているが、まだ連携調整等の話し合いはしていない。
 ー：現在、ヤングケアラー支援に関与する事業を持っていない。そのような部署・資源はない。

【ヤングケアラー支援の振り返りシート活用時のポイント】

- 各分野で様々な機関があり、また、地域ごとの取組の濃淡がある場合など、分野ごとにマークをつけることが難しい可能性も考えられます。
- 連携を強化したい機関、取組を充実させたい地域があることに改めて気づく、ということも振り返りをする際の重要な点です。
- 分野ごとにマークをつけることは必須ではありませんので、ある程度振り返りができたと感じたら本編に進んでいただいても構いません。

《ヤングケアラー支援の振り返りシート（記載例）》

学校のスクールソーシャルワーカーや母子保健分野、あるいは周囲の大人から、児童福祉分野に直接相談がくるケースが多い。同意が得られたケース情報はこども家庭センター（児童福祉機能）へ集められ、直接支援等を実施。

ヤングケアラー支援の中心は、 （児童福祉分野） です。 ↓ 情報を集約する部署		ヤングケアラー支援の主な流れ			
		気づく	情報集約	支援調整/ 具体的支援	地域での 見守り
		支援が必要となる 可能性のあるこども に気づく	窓口となる担当部門 に、支援が必要な ヤングケアラーの情報 を集約する	支援担当部門・機関 がケースを受理してか ら、関係機関との支 援調整の上、支援開 始（経過観察を含む）	身近な関係機関に おいて見守りを継 続し、状況変化に 対応する
ヤングケアラー支援を担う 関係機関・地域資源等	学校・教育分野	◎	△	△	◎
	児童福祉分野 （こども家庭センター）	◎	◎	◎	△
	若者支援分野	△	△	○	△
	高齢者福祉分野	△	△	△	○
	障害福祉分野	○	○	○	○
	母子保健分野	◎	△	△	△
	医療分野	◎	△	△	○
	その他の福祉分野等 （生活保護）	○	△	△	△
	地域の施設/関係者等 （児童民生委員）	○	△	△	△

【有識者の声】



学校は家庭に対して介護や福祉の支援はしませんが、こどもの教育を受ける権利を保障するために、一生懸命に対応をしています。また、先生たちが話を聞いてくれるだけでもこどもの心理的な負担の軽減につながることもあります。

◎は少なくとも問題ありません。それぞれの自治体において、強みと弱みを的確に把握し、次に取り組むべきポイントを明確にすることが大切です。



第1章 ヤングケアラーに関わる基礎知識

1-1 ヤングケアラーとは

- 子ども・若者育成支援推進法は、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを、国・自治体等が各種支援に努めるべき対象としています。一般的にこどもが家庭内での役割として担う「お手伝い」と比較して、ヤングケアラーは、こどもの年齢や成長度合いに見合わない重い責任や負担を負っています。

図表 1-1：ヤングケアラーの例



出所：こども家庭庁 (<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/>)

1-2 ヤングケアラー支援がなぜ必要か

- ヤングケアラーは、家族等のケアを担うことで、学校に行けない、友達と遊ぶ時間がない、自由に進路を選べない、自分のために時間やお金を使うことを諦めるなど、本来守られるべき子ども・若者の権利を侵害されている可能性があります（ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利については、「資料編3 参考文献」参照）。
- その結果、勉強がうまくいかない、友人関係がうまく築けないなど、こどもの育ちや若者の自立に影響をきたしている場合には、支援が必要となります。

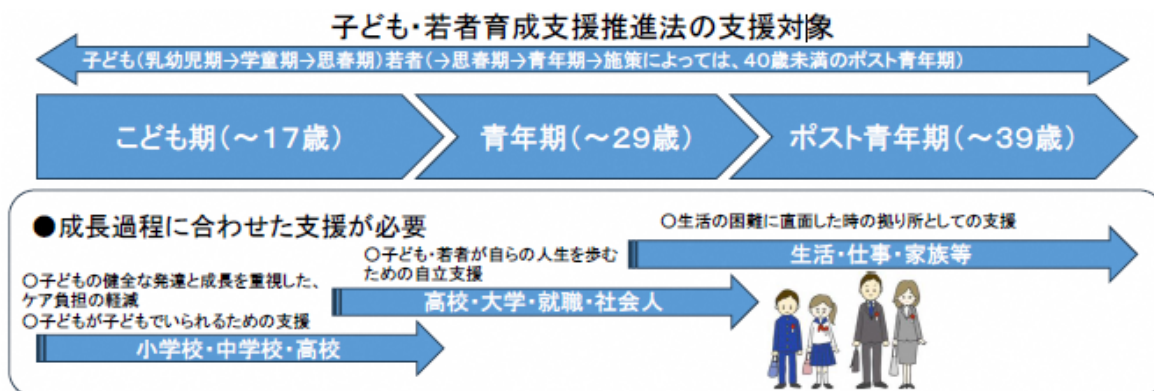
1-3 ヤングケアラーの支援対象を考える際の留意点

- ヤングケアラーの定義中の「過度に」について、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の一部施行について（ヤングケアラー関係）（こ支虐第 265 号 令和 6 年 6 月 12 日）（以下、「施行通知」という。）では、「こどもにおいてはこどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指す」としています。
- 支援対象を判断する際には、一人一人の客観的な状況と主観的な受け止めを踏まえ、最善の利益に基づき個別に判断することが重要とされています。
- 客観的な状況とは、単にこども・若者が担うケアの時間数の多寡で判断するのではなく、本人に表出している影響（普段より元気がない、表情が暗いなど）や生活状況の変化（登校状況や生活態度が変わったなど）を含めて判断することが大切です。

1-4 ヤングケアラー支援の対象年齢

- ヤングケアラー支援が、子ども・若者育成支援推進法に位置付けられたことで、支援の対象となる年齢は 30 歳未満（状況によっては 40 歳未満）となり、こどもから大人へと移行する過程での、切れ目のない支援が求められています。
- こどもから大人への移行期は、進学や就職といった人生の重要な選択が重なる時期であり、この時期にヤングケアラーとして家族のケアを担っている場合、通常の成長課題に加えて大きな負担を抱えることになります。適切な支援が不足し、こども・若者が十分な選択肢を持てない場合、進学や就職の機会を逃し、自立や社会参加に影響が出る可能性が高まります。
- また、思春期に長期にわたってヤングケアラーの状態が続くと、精神的な不調を抱えるリスクが高まることも指摘されています。
- ヤングケアラーの成長過程に合わせた支援を提供することで、それぞれのライフステージに応じた課題を乗り越えやすくし、安心して自立への道を歩むための生活基盤を築いていけるようサポートすることが必要です（18 歳以上のヤングケアラーへの支援については、「第 2 章 2-6」参照）。

図表 1-2：ヤングケアラー支援の対象年齢イメージ



出所：豊橋市からの提供資料より抜粋

【コラム】18歳以上のヤングケアラー？若者ケアラー？

- 18歳以上のケアラーを指す言葉として、「若者ケアラー」や「ヤングアダルトケアラー」などの表現が用いられることもある。
- ヤングケアラー支援は、概ね30歳未満（施策によっては40歳未満）を支援の対象年齢としている「子ども・若者育成支援推進法」に位置付けられている。そのため、法律上の「ヤングケアラー」という言葉には、こども期だけでなく、若者期（18歳以上）が内包されている。しかしながら、年齢によって支援の中心となる自治体が異なるため、都道府県が支援の中心となる若者期を示すに当たり、本ガイドラインでは、便宜上、「18歳以上のヤングケアラー」という表現を用いている。
- 「若者ケアラー」は、単に「18歳以上で家族のケアを担うケアラー」と理解されることがあるが、18歳未満の時から継続的にケアを担っている場合と、18歳以上になってからケアをするようになった場合では、状況が異なることも考えられる。
- 前者の場合、学校に通えなかったり、友達と交流する機会が持てなかったり、こどもにとって必要な時間が十分にとれなかったことで、不利益が蓄積し、社会生活を円滑に営む上での困難を抱えることがあり、支援ニーズも後者とは異なる場合も多い。

【有識者の声】



法制化され、若者への切れ目ない支援が求められる一方で、どのように支援をするべきかが具体的にないため、引き続き、国や自治体において、より丁寧に議論していく必要があります。

1-5 ヤングケアラーの捉え方・支援者としての姿勢

- ヤングケアラー支援は、「かわいそうなこども・若者を助ける」というものではありません。ケアが必要な家族と一緒に暮らす状況は誰にでも起こり得るものであり、こども・若者がその中でケアを担う状況が生じることもあります。
- そのため、こども・若者が過度な負担や責任を負ったり、ケアを受ける家族が悪者になることのないよう、社会や大人が、こども・若者と家族を支える姿勢を持つことが重要です。
- また、こども・若者がおかれている状況や、ケアを担うことに対する考え方は多様で、一人一人が複雑な感情の中でケアを行っている様子も見受けられます。そのため、ヤングケアラー支援では、当事者の気持ちや意向、ペースに丁寧に寄り添うことが求められます。家族全体にとってよりよい支援の方向性を模索しながら、家族に関係する支援関係者と連携調整を図り、中長期的に支援していく姿勢が大切です。

【有識者の声】



ヤングケアラー支援では、現在の状況への対応だけでなく、1、2年後などの少し先を見据えた視点も重要です。例えば、中学生の場合、高校進学について一緒に考えてみるなど、ちょっと先の未来の視点で、こどもの想いや意向などにも寄り添いましょう。

ヤングケアラーがケアを「負担」に感じることはあります。ただし、ケアを受ける家族の立場からすると、こどもに「負担」をかけてしまっていることに罪悪感や、ネガティブな印象を持つことにつながる場合があります。そのため、「負担」という言葉を安易に使わない（可能な範囲で言い換える等）ように意識することも大切です（例：心のケア負担軽減⇒心のケア など）。



1-6 各分野におけるヤングケアラー支援に係る制度

- ヤングケアラーに係る問題は、家族が抱える様々な課題が関係しあい、複合化しやすいという特徴があります。そこで、ヤングケアラー支援で多機関連携を行う上では、各分野におけるヤングケアラー支援に係る制度を理解しておくことが望まれます。以下は、その例です。

図表 1-3：各分野におけるヤングケアラー支援に係る制度

	障害	医療		介護
			精神医療	
加算	(1) 医療・保育・教育機関等連携加算…a ヤングケアラーである家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画を適切に作成するため、児童相談所等の児童福祉に係る専門機関、ヤングケアラーの通学する教育機関等の担当者等と面談を行った場合にも算定できる	入退院支援加算 入退院支援加算 1 ：当該保険医療機関内に、入退院支援及び地域連携業務を担う部署を設置。原則として入院後 3 日以内に患者の状況を把握するとともに退院困難な要因を有している患者を抽出する。 入退院支援加算 2 ：当該保険医療機関内に、入退院支援及び地域連携業務を担う部署を設置。原則として入院後 7 日以内に退院困難な要因を有している患者を抽出する。 退院困難な要因 ：（前略） セ 家族に対する介助や介護等を日常的に行っている児童等であること ソ 児童等の家族から、介助や介護等を日常的に受けていること（後略）	精神科入退院支援加算 当該保険医療機関内に、入退院支援及び地域連携業務を担う部署を設置。原則として入院後 7 日以内に患者の状況を把握するとともに退院困難な要因を有している患者を抽出する。 退院困難な要因 ：（前略） コ 家族に対する介助や介護等を日常的に行っている児童等であること サ 児童等の家族から、介助や介護等を日常的に受けていること（後略）	居宅介護支援における特定事業所加算 （令和 6 年度介護報酬改定） 「多様化・複雑化する課題に対応するための取組を促進する観点から、「ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」を要件とするとともに、評価の充実を行う。」
	(2) 集中支援加算…a ヤングケアラーの状況等を踏まえた障害福祉サービス等の利用調整を円滑に行うため、ヤングケアラーの通う教育機関等の主催する会議へ参加する場合にも算定できる			

	障害	医療		介護
			精神医療	
サービス提供時の留意点	○介護給付費等の支給決定に当たっては、子どもがいる家庭において、子どもらしい暮らしが奪われることのないよう留意するとともに、特に子どもが主たる介護者となっている場合は、子どもらしい暮らしが奪われることのないよう、家族へのケアに係るヤングケアラーの負担等に配慮すること…a ○ヤングケアラーが障害のある親に代わって行う家事・育児等についても、必要に応じて居宅介護等の対象範囲に含まれること…b			○訪問介護サービス等の生活援助の取扱いについて、利用者に同居家族（ヤングケアラーも含む）がいることをもって一律に本人への生活援助が位置付けられないというものではないこと…c
研修・マニュアル	相談支援従事者研修、相談支援従事者主任研修の標準カリキュラムの科目中にヤングケアラーの概念、ヤングケアラーに気づくための着眼点や対応する上で配慮する事項等について追加することを検討…a →こども家庭庁支援局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「相談支援従事者研修事業実施要綱」「相談支援従事者主任研修事業実施要綱」にてカリキュラムに含む			厚生労働省にて、「市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル」、「労働施策や地域資源等と連携した市町村、地域包括支援センターにおける家族介護者支援取組ポイント」、「地域包括支援センターを対象とした家族介護者支援研修カリキュラム」、「家族介護者のつどいの場立ち上げ・運営マニュアル」を作成…d
通知・事務連絡	a) 令和3年7月12日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」のとりまとめ報告を踏まえた留意事項等について」 b) 令和3年7月12日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「障害者総合支援法上の居宅介護（家事援助）等の業務に含まれる「育児支援」の取扱いについて」			c) 令和4年9月20日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡「ヤングケアラーの支援に向けた取組への御協力について（依頼）」 d) 令和5年6月5日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡「地域包括支援センターの職員等を対象とした家族介護者支援に関する研修カリキュラム及び家族介護者のつどいの場を立ち上げるためのマニュアルについて（周知）」

	障害	医療		介護
			精神医療	
その他				第9期介護保険事業（支援）計画 「認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組」として、ヤングケアラーも含めた家庭における介護の負担軽減のための取組を進める重要性を追記。 また、市町村で実施している家族介護支援事業、地域包括支援センターによる総合相談支援機能の活用、地域拠点が行う伴走型支援などの関係機関による支援や、それらの連携を通じて家族介護者を含めて支えていくための支援の重要性について追記

※ 現状、医療分野の外来は診療報酬上の加算等はないが、入院患者と比較して外来患者の方が多く、外来の際の気づきも重要である点には留意されたい。

出所：各分野の制度内容を本事業にて整理

【有識者の声】



各種制度の中にもヤングケアラー支援に関わる様々な糸口があります。各分野での取組の中でヤングケアラーがどのように位置づけられ、支援者がどのような役割を担うのかを理解しておくことが重要です。

様々な分野が関係することもあり、行政に相談に行った際にたらいまわしにあってしまう人もいるようです。関係課が円滑に連携できるよう体制を整備しましょう。



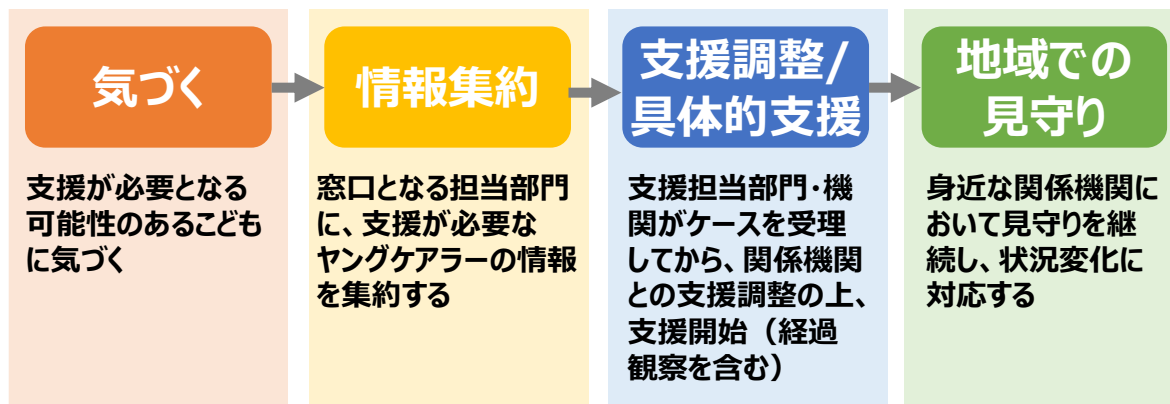
第2章 ヤングケアラーの支援

2-1 ヤングケアラー支援の流れ及び関係機関の役割

(1) 支援の一般的な流れ

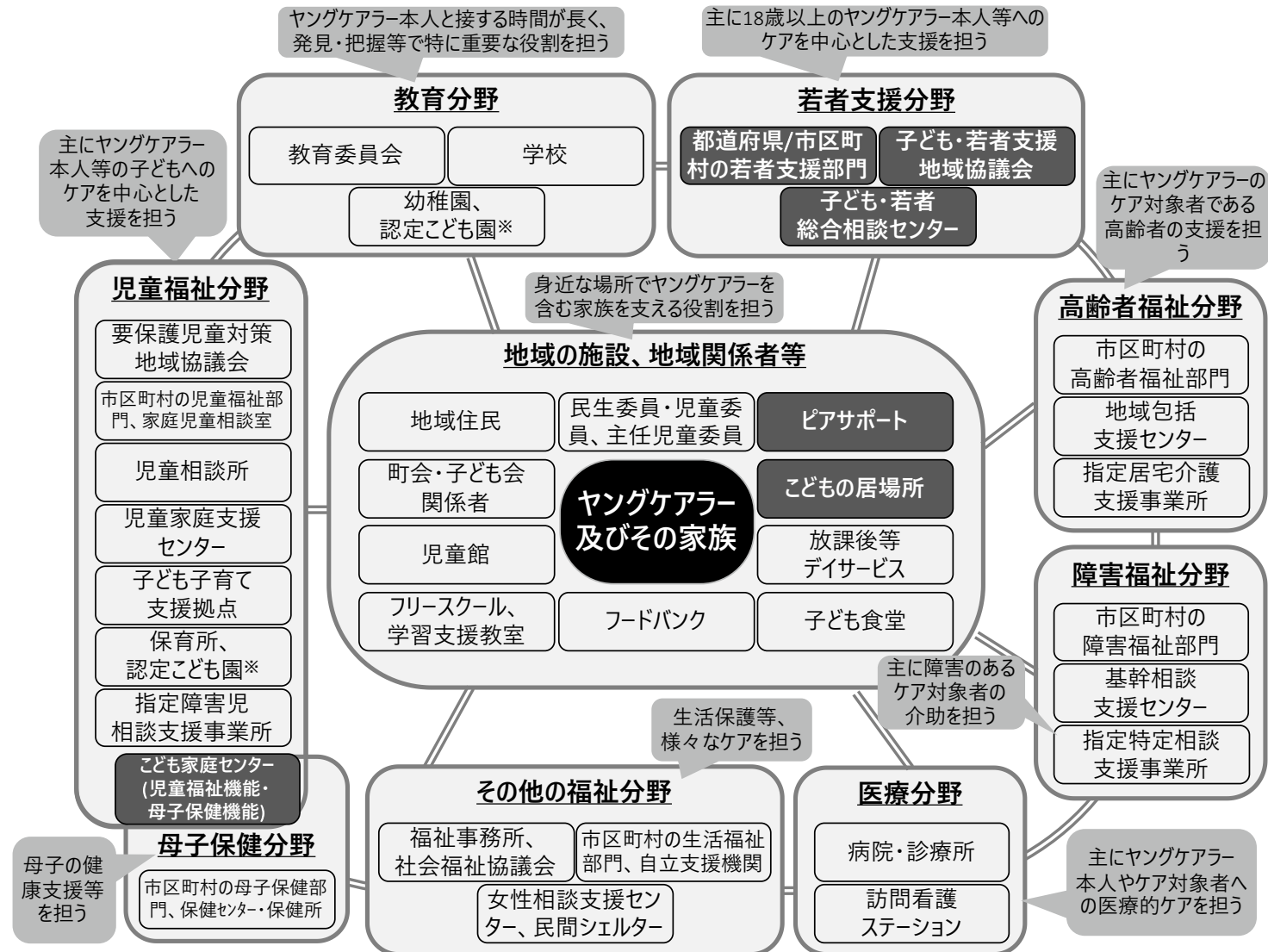
- ヤングケアラー支援の一般的な流れは大きく4つの段階に分けられます。
- 本ガイドライン「はじめに」の《ヤングケアラー支援の振り返り》を行い、貴自治体におけるヤングケアラー支援の特徴や、強み、弱みを確認するとともに、支援のどの段階を重点的に強化するか、また、連携を強化すべき関係分野に関する情報（こどもと接点のある事業の有無、こどもと接点のある民間団体を含む地域の資源等）を収集し、各機関が協力・連携でできることがないかを整理しましょう。

図表 2-1：ヤングケアラー支援の流れ



出所：本事業にて作成

図表 2-2：多様なヤングケアラー及びその家族を支える主な関係機関



※認定こども園は4類型あり、類型によって関係する分野が異なる

出所：有限責任監査法人トーマツ「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」（令和4年3月）図表13を一部改変（灰色の網掛けの機関を追記修正した）

2-2 ヤングケアラーへの気づき

(1) ヤングケアラーに気づくための基本的な取組

- 支援の現場では、ヤングケアラー本人からの相談が少ないことを課題としていることが多くみられます。その理由として、自身が担っているケアを日常的なものと認識し、その負担を自覚していない場合や、ケアを担っていることを周囲に知られたくないという気持ちを抱えている場合などが考えられます。
- こうした状況下では、こどもから積極的に助けを求めること（自治体の相談窓口に来所する等）は、心理的なハードルが高く、なかなか実行に移せないことが多いです。
- そのため、こどもや家族に関わる周囲の大人が、こどもの小さな変化をキャッチする意識を持ち、こどもの状況変化や違和感に気づくことが重要です。
- 以下に、「気づき」のポイントをまとめています。

【気づきのポイント】

- ヤングケアラーに気づくためのポイントを整理しましょう
⇒ **参考 1** **資料編 3 参考文献**
- ヤングケアラーに気づける周囲の大人（関係機関）を増やしましょう
◇ 連携が必要な関係機関への研修やアウトリーチの実施 ⇒ **参考 2**
- 家庭内の困りごとについて、こども自ら SOS を発信できる機会を設けましょう
◇ こども自身への広報啓発 ⇒ **参考 3**
◇ 支援を必要とするこどもの確認 ⇒ **参考 4**

【有識者の声】



学校においては、不登校支援を入口としてヤングケアラー支援につながる場合もあります。「ヤングケアラーだから不登校になる」「不登校だからヤングケアラーになる」のいずれの場合もあります。不登校については、家族も悩んでおり、将来への不安を感じる場合も多いです。例えば、放課後登校、保護者面談・進路面談等の選択肢を提示し安心してもらうことも重要です。ただし、不登校の背景は複雑です。こどもや家族の意向を丁寧に聞き取り、必要な支援を慎重に検討することが求められます。



参考1：地域全体でヤングケアラーを支える仕組みの重要性

- ヤングケアラーを適切な支援につなげるためには、地域の様々な主体がその存在に気づき、情報を共有することが重要です。以下では、教育、医療、介護などの具体的な場面を通じて、ヤングケアラーに気づく可能性やその役割について説明します。

図表 2-3：分野別でのヤングケアラーへの気づきの例

分野	ヤングケアラーに気づく可能性
教育	学校は、こどもと日常的に接する機会が特に多いことから、登校状況や生活態度の変化など、こどもの些細な変化に気づくことが可能です。また、スクールソーシャルワーカーは福祉の視点から、スクールカウンセラーは心理の専門性から、こどもたちの抱える課題に対し、専門的な支援と助言を行う中で、家庭内でのこどもの役割や状況に気づくことがあります。
医療	ケア対象者への問診や診察の機会などにおいて、患者本人やその家庭の生活状況を聞き取る際に、ケアを担っているこどもを確認できる可能性があります。また、薬局においても、こどもが家族の処方箋を出しに来る場面があれば、家庭内でのこどもの役割や状況に気づききっかけとなります。
介護、障害福祉	サービス提供時（訪問時、送迎時等）に、家族と直接接する機会があるため、家庭内でこどもが担っているケアの状況などを把握できる可能性があります。
地域の居場所	地域の居場所やコミュニティ活動の中で、ヤングケアラーの存在に気づく役割を担い得ます。

出所：本事業にて作成

参考2：ヤングケアラーに気づける周囲の大人（関係機関）を増やすには？

- 学校や高齢者福祉、障害福祉等の関係機関では、日頃からこどもや家族と接する機会があるものの、ヤングケアラーへの理解が十分でないため、その存在に気づけなかったり、気づいても適切な対応やつなぎ先となる支援機関が分からないという場合も少なくありません。
- ヤングケアラーに気づける周囲の大人（関係機関）を増やすためには、担当部署が関係機関に積極的に向き、顔の見える関係を構築するほか、ヤングケアラーに関する研修を通じ、気づいた後の支援の導線について説明することが大切です。なお、研修の開催に当たっては、各機関で研修を実施できる人材育成も重要です（3-3(1)参照）。
- 具体的なアウトリーチ先の例を以下に示します。

図表 2-4：主な研修対象（アウトリーチ先）

学校・教育分野	◇ 各学校等
高齢者福祉分野	◇ 地域包括支援センター等
障害福祉分野	◇ 基幹相談支援センター等
医療分野	◇ 医師会、中核病院の医療連携室、訪問看護事業者、歯科医師会、薬剤師会等
精神保健分野	◇ 保健所等
生活保護分野	◇ 福祉事務所、生活困窮者自立支援機関等
その他福祉	◇ 社会福祉協議会、地域若者サポートステーション等
地域	◇ こども・若者の居場所、フリースクール、こども食堂、児童館、民生委員、児童委員等

出所：本事業にて作成

【有識者の声】



学校と連携を図る上で、スクールソーシャルワーカー等の専門職とつながりを持つことは重要です。ただし、学校以外に情報を出す場合には、校長等の管理職の承認が必要な場合があるため、それぞれにアプローチすることを意識しましょう。

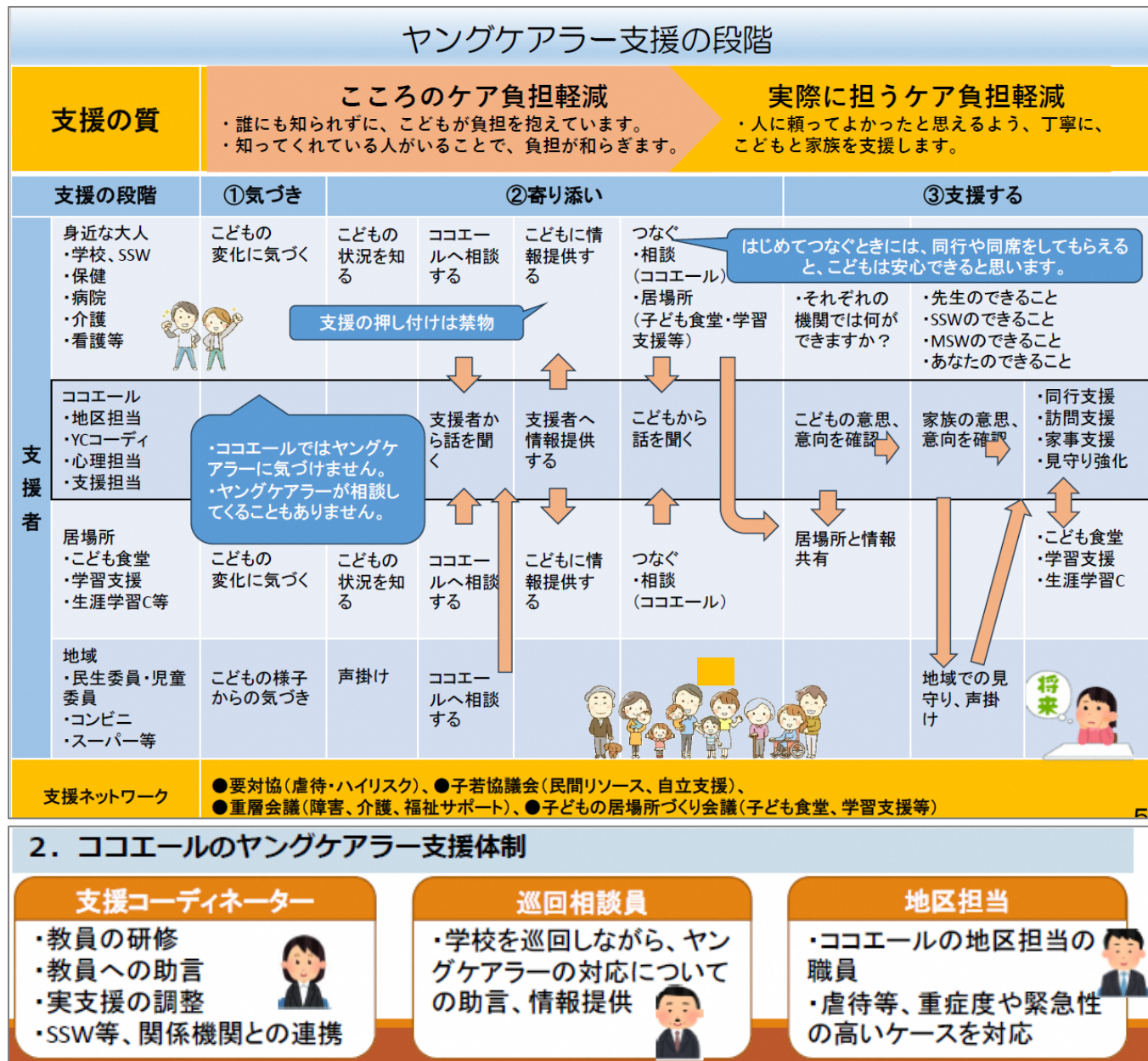
＜先行事例紹介①（分野を絞って重点的に取り組む事例）＞

- 神戸市では、ヤングケアラーに気づける大人を増やすために、高齢者福祉、障害福祉、生活保護等、毎年1つの分野を絞り、当該分野の関係者と、事例を通して議論を重ねるとともに、研修会にて当該分野の支援者の理解を深める取組をしています。

＜先行事例紹介②（学校へのアウトリーチ）＞

- 豊橋市では、こども若者総合相談支援センター「ココエール」（こども家庭センターの児童福祉機能も有する）がヤングケアラー支援を担当しています。
- 学校へのアウトリーチをする際には、ヤングケアラー支援は2段階のフェーズ（①こどもの心のケア負担の軽減、②こどもが担うケア負担の軽減）があると伝えています。学校の先生は、普段こどもに何気なく声をかけていても、ヤングケアラーに対しては「何をしたらよいか分からない」と感じることも少なくないようです。しかし、その何気ない声かけが、支援の一部である「①こどもの心のケア負担の軽減」に該当し、非常に大事な行動であることを伝えながら、学校との連携強化を図っています。

図表 2-5：学校へのアウトリーチを行った際の説明資料



出所：豊橋市からの提供資料より抜粋

参考3：広報啓発方法の例

- 家庭内の困りごとについて、こどもが自ら SOS を発信できる機会を設けるに当たっては、こどもや家族に対して、ヤングケアラーとよばれる状態像や、ケアに困ったときに相談できる窓口、利用できるサービス等について広報啓発を行うことが大切です。
- なお、広報啓発を実施する際は、「ヤングケアラー」という言葉自体が家族を傷つける可能性がある、という調査報告等での示唆にも留意が必要です（「資料編3 参考文献」参照）。

図表 2-6：広報啓発方法の例

こどもに対して 対面で広報啓発 を行う方法	◇ 学校での出張授業（学校での寸劇ワークショップ※など） ◇ 相談窓口を記載したカードやチラシ等の配布、又は、こどもの目に留まりやすいところに設置
-----------------------------	--

※寸劇ワークショップとは、寸劇を通してこどもたちに「ヤングケアラー」や支援のあり方を知ってもらう活動のことをいう。小中学校などで行われる場合があり、脚本づくりにヤングケアラーたちが関わることもある。

出所：本事業にて作成

【有識者の声】



こどもたちからは「私たちにとって必要な情報が公表されていても、HP や新聞、テレビはあまり見ない。確実に情報が届くように、学校教育の中で学べる機会を作ってほしい。」という声があり、こどもたちに必要な情報を直接届けることの重要性を改めて感じています。

学校での出張授業やこども向けの啓発動画を検討する際は、児童福祉分野や、精神保健分野における実務経験のある人など、こどもの心理や福祉の専門家を交えて検討するとよいでしょう。意図せずこどもを傷つけてしまわないよう、トラウマインフォームドケアの視点を持つことも大切です。



学校での出張授業、保護者への説明会は、前年度からの調整が有効（学校は年間行事を前年度に一括して予定を組む場合がある）です。また、学校が不安に思う部分を改善し、保護者からの問合せ対応を市が対応するなど、なるべく学校の負担にならないよう配慮すると理解が得られやすいです。また、教育委員会を巻き込むと学校との調整がスムーズです。

市区町村においては、こども家庭センターがヤングケアラー支援の中心となりますが、同センターは虐待対応も担うため、こどもや家族が虐待を疑われていると感じ、支援を受けることに不安を感じる可能性があります。

そこで、こども家庭センターは、子育ての相談、育児に関する情報提供、地域資源の紹介など、子育て家庭を多角的にサポートしているといった役割を、こどもや家族に説明する機会を設けることも有効です（学校での出張授業を行う場合も、こども家庭センターの細かな説明ではなく、こども自身の悩みの相談対応も含め、どのようにこどもや家族の力になられるかといった役割を中心に話す）。



ヤングケアラー自身も、困ったときに「助けて」「手伝って」と言える力をつけることが重要です。その一方で、「そもそも支援を受けられることを知らない」というヤングケアラーたちもいます。こどもたちの受援力を高めるきっかけとして、学校以外にも、スーパーや医療機関等、こどもに身近な場所にチラシ等をおいてもらうことも効果的だと考えられます。

《先行事例紹介①（京都府：啓発マンガを活用した事例）》

- 京都府では、ヤングケアラーへの理解を深め、当事者世代の認知度向上や相談窓口等の周知を図るため、ヤングケアラーを主人公にした啓発マンガを作成し、府内の全ての中学・高校生に配布しています。「ヤングケアラー」という言葉をほぼ使用せずに作成されています。



出所：京都府ホームページ

《先行事例紹介②（埼玉県：県内の小・中・高校等出張授業を行う事例）》

- 埼玉県教育委員会は、教職員や児童生徒、保護者がヤングケアラー（18歳未満の介護者等）に対する理解を深め、学校における相談支援を充実させるための出張授業「ヤングケアラーサポートクラス」を、県内小・中・高校で実施しています。

【実施内容】

(1) 児童生徒・教職員向け講演会等	元ヤングケアラーによる体験談及び大学教員等による講演等
(2) 学校における相談支援に関する教職員研修	教育行政担当者による校内研修
(3) 元ヤングケアラーとの交流相談会	元ヤングケアラー等による児童生徒との交流相談会

《先行事例紹介③（高崎市：広報誌、駅周辺の大型モニターでの啓発事例）》

- 全世帯に配布する広報誌でヤングケアラーについての特集を組んだり、啓発動画を作り、市のホームページに掲載するほか、こどもが集まる高崎駅周辺の大型モニターで放映するなど、広くヤングケアラーを知ってもらうための取組を行っています。

【有識者の声】



「ヤングケアラー」という言葉で傷ついてしまうご家族やこどもたちがいるのも事実ですが、他方でその障壁を超えてよかったと感じている人たちもいます。そのため、ヤングケアラー支援につながってよかったと思える支援の形を作っていくよりほかないですし、大事なことはヤングケアラー支援の効果を社会に共有していくことです。



参考4：支援が必要となる可能性のあるこどもに、どのように気づけばよいの？

- 支援が必要となる可能性のあるこどもに気づくには、日頃からこどもと接する機会の多い、学校との連携が重要となります。
- 施行通知では、主に市区町村の役割として、「関係機関等はヤングケアラーの状況を把握するよう努める必要があり、特に住民に最も身近な市区町村においては、3の（1）※のとおり、支援対象を把握することを目的としたヤングケアラーの実態把握を定期的実施することが重要である」としています。 ※ 詳細は施行通知参照
- 支援が必要となる可能性のあるこどもに気づく方法としては、施行通知で示す任意の記名式等による実態調査のほか、様々な方法が考えられます（図表 2-7 参照）。
- ただし、どのような方法で行うとしても、調査等を実施する前に、こどもの年齢や理解度に合わせ、以下のような内容を説明し、こどもたちがヤングケアラーについて正しく理解したうえで、回答や相談できるような環境を整えることが大切です。なお、説明に当たっては、出張授業や国のヤングケアラー普及啓発事業における啓発動画等を視聴することも考えられます。
 - ヤングケアラーの定義
 - お手伝いとの違い
 - 日常生活や将来にどのような影響を与えるのか
 - 回答や相談をした後にどうなるのか（必要に応じて面談をする等）
 - どのように支援が受けられるのか
- なお、家庭によっては、家庭内の状況（家族の疾患や障害の有無等）を周囲に伝えていない場合や、その状況を周囲に知らせることに抵抗感や不安感を抱いている場合もあるため、こどもがアンケートに回答することや家庭内の困りごとを相談することにも、心理的な抵抗や負担が伴う場合があると十分に理解しておく必要があります。



図表 2-7：調査等の実施方法の例

	実施方法	内容	留意点
1	任意の記名式によるアンケート調査（新規のアンケート調査）	➢ 担当部署から学校等の関係機関を通じて行う、ヤングケアラー自身に気づきを与えるようなアンケート。 ➢ 相談希望がある場合のみ記名できる欄を設けることで、支援対象者の気づきにつなげる。 ➢ 設問案等は、次頁参照。	【こどもへの配慮】 ➢ こどもが安心して回答できるように、調査の目的や、回答後の対応を分かりやすく示すことが大切です。 ➢ 例えば、「(任意の記名式の場合) 名前を書かないこともできる」「記名があった場合(※)、必要に応じて、学校（又は自治体の相談窓口）にも相談することがある」「回答内容に応じて面談等を行い、必要な支援を伴走的に検討する」など、対応の流れを事前に伝えることで、不安を軽減できます。 また、アンケート実施後から対応までに時間がかかる場合は、面談や支援の実施時期の見込みを記載することも大切です。 ※児童生徒がアンケート等に記名で回答し、支援が必要と思われる内容が含まれていた場合を指す（以下同様）。 【アンケート実施体制等における留意点】 ➢ 記名があった場合の対応方法については、調査実施前に、関係機関と調整しておくことが重要です（こどもの様子等を気にかけて、必要に応じてフォローできる体制を整備しておく等）。 ➢ アンケート等を回収した後、記名の有無は、優先的に確認しましょう（調査を外部委託する場合も、記名の有無を先に報告させる等の調整が大切です）。 ➢ また、記名の有無は漏れなく確認し、確実に対応できるよう、可能な限り複数名で確認するとよいでしょう。
2	生活実態調査等の既存調査の活用	生活実態調査など、既に学校等で実施している調査項目に、こどもが担うケアの状況等の情報を得るための設問を追加する。	既存調査に組み込む場合、設問数が限られることから、その後、個別に面談を行うなど、フォローアップも必要になります。（その他の留意点については、同上）
3	教員等によるこどもの面談	教員の行う、こどもとの個別面談を通じて、家庭での困りごと等を、個別に聞き取る。	学校とのきめ細やかな調整が重要です。
4	書面での相談受付	学校等を通じて、こどもが家庭での困りごとなどを相談できる「相談レター」などを配布する。	他の方法と比べて、こどもの状況に関する情報を十分に収集できない等、網羅性の観点では課題があります。しかし、周囲の大人がこどもの変化に気づけるよう、関係機関向け研修の強化や、家庭で担っているケア負担等を、こども自身が振り返ることができるような工夫（啓発）を併せて行うことで、これを補完することも考えられます。
5	アプリを活用した相談フォームの開設	学校に配付されたタブレット内に、家庭での困りごとなどを相談できるアプリをインストールする。	

【有識者の声】



記名による回答のあったこどもに話を聞いてみたところ、ヤングケアラーではなく、他の課題が確認される場合や、発達に特性があるこどもが相談を希望することも考えられます。アンケート調査にはそのような特性があることを認識しておくとよいでしょう。

【アンケート調査】

- 設問数や方法等に様々なバリエーションが考えられるため、以下の例を参考に、自治体に合った方法を検討しましょう。

図表 2-8：アンケート調査の設問例

設問数	設問の視点及び設問例	留意点
1 問	広く生活の困りごとを聞く中で、ヤングケアラーに気づく。 (設問例) ➤学校以外での困りごともしくは家庭での困りごとはないですか。	➤設問数に限りがあるため、ヤングケアラー自身に気づきを与えることにはつながりづらい。 ➤ヤングケアラーにあたらない場合も含まれるため、詳細なアセスメントが必要。
4 問程度	ヤングケアラーに特化した最低限の質問で、こどもがおかれている状況を多面的に確認する。 (設問例：ケアの有無及び家庭内での役割) ➤家族の中にあなたがお世話をしている人はいますか。(いる/いない/話したくない) ➤あなたはどのようなお世話をしていますか。家の中での役割を教えてください。(家事/きょうだいのお世話や送り迎え/入浴やトイレのお世話/買い物や散歩に一緒に行く/病院へ一緒に行く/悩みごとを聞く/見守り/通訳/お金の管理/薬の管理/その他) (設問例：ケアが求められる程度) ➤上の質問で答えた役割は、あなたがやらなかったらどうなりますか。(母がやる/父がやる/きょうだいがやる/他の家族がやる/誰もやらない/その他) (設問例：サポートの希望・負担感) ➤家族のことで心配なことや相談したいことはありますか。(ある/ない) ⇒ある場合は誰に相談したいか○をつけてください(担任/保健室)	➤こどもが、自身のケア負担を振り返ることができる(気づきにつながる)設問になっていることが望ましい。 ➤こどもの年齢や日本語の習熟度等によっては「ケア」を理解しづらい場合もあるため、イラスト等を活用することが考えられる。 ➤設問の追加が可能である場合、「こどもの権利が守られているか」、「心身にかかる負担の程度」、「こどもの孤立の状況」といった視点を踏まえた項目の追加が考えられる(「資料編3 参考文献」参照)。

設問数	設問の視点及び設問例	留意点
20 問程度	の先生/その他の先生/スクールカウンセラー/スクールソーシャルワーカー/学校以外の相談機関の人) ヤングケアラーに特化した詳細な内容で、普段の生活、家庭や家族のこと等の実態を把握する。 (「資料編3 参考文献」参照) (設問例：普段の生活について) ➤あなたは学校を欠席したり、遅刻や早退をしたりすることがありますか。 ➤あなたが悩んでいることはありますか。等 (設問例：家族や家庭のことについて) ➤家族の中にあなたがお世話をしている人はいいますか。 ➤あなたはどのようなお世話をしていますか。 ➤お世話が必要なのはどのような理由ですか。 ➤お世話は誰と一緒にしていますか。 ➤あなたは何歳からお世話をしていますか。 ➤あなたはどのくらいお世話をしていますか。等	➤質問数が多く、こどもの気づきが心理的な負担になる可能性がある。 ➤必要に応じ、スクールソーシャルワーカー等を中心としたフォロー体制を整備しておくことが望まれる。 ➤こどもの年齢や日本語の習熟度等によっては「ケア」を理解しづらい場合もあるため、イラスト等を活用することが考えられる。 ➤特に小学生年代等においては、回答自体に負担が大きい場合もある。

【有識者の声】



ヤングケアラー支援の先進国であるイギリスでは、ヤングケアラーだけを取り上げた調査はせず、スクールナース（学校の看護師）が体や生活習慣といった健康に関わる全てのことを把握する中で家庭の状況もあわせて確認しているところもあります。

学校では勉強のことしか相談できないと感じているこどもも多くいます。
 「家で困っていることがないか」を問う設問が含まれていることで、家庭内のことでも学校に相談してもよいと感じることができるでしょう。

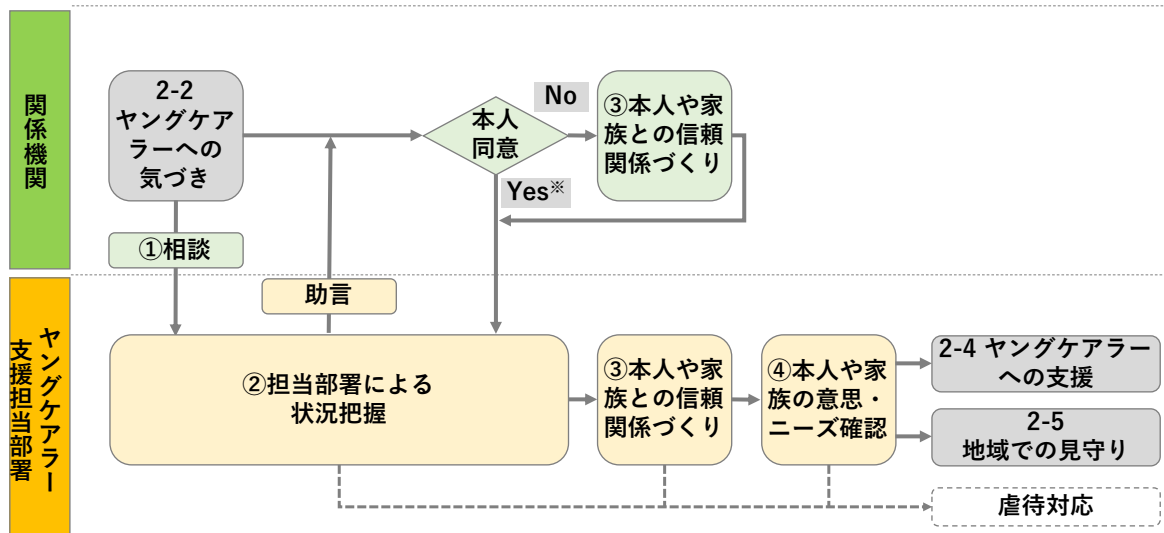


2-3 ヤングケアラー担当部署への情報集約

(1) ヤングケアラー担当部署への情報集約を行う上での基本的な取組

- ヤングケアラーに気づいた後の一般的な流れ、担当部署及び関係機関に求められる基本的な取組は下図のとおりです。
- なお、担当部署は、後述の(2)の内容も踏まえ、関係機関が円滑に対応できるように、各自自治体におけるフローや情報連携の窓口等を明確にするとともに、関係機関が対応に迷った際には、適切な助言を行うことが求められます。
- また、関係機関に対して、担当部署に情報が集約されてから実際の支援に至るまでのフローについて、研修などを通じて、共有することも大切です。

図表 2-9：ヤングケアラーに気づいた後、
ヤングケアラー担当部署に情報集約をするまでの一般的な流れ



※ 関係機関から直接こどもの居場所やサロン等につなぐ場合も考えられる

出所：本事業にて作成

(2) それぞれの取組を行う際のポイント

① 相談（実施主体：関係機関）

- 「ヤングケアラーかもしれない」と気づいた際は、事態の深刻化を予防する意味でも、気づいたときにそのままにしないことが重要です。
- こどもの同意が得られておらず、個人情報をもった状態であったとしても、関係機関だけで抱えずに、その時点で把握している情報（個人情報を除く）を基に担当部署に今後の対応



などを相談しましょう。例えば、学校で気づいた際は、スクールソーシャルワーカーから YCC や担当部署に連絡をするなどの連絡経路が考えられます。

- 具体的な支援を提供する段階においては、基本的にこどもや家族からの同意が必要ですが、同意が得られない場合でも、関係機関における見守りを継続するほか、必要なときにこどもや家族が助けを求められるような関係性を築くことが求められます。
- こどもの福祉を脅かすような状況が疑われる場合、関係機関は、「要支援児童等と思われる者」として児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項（及び個人情報保護法第 27 条第 1 項）に基づき、こどもの同意の有無に関わらず、確認できた情報を、市町村（こども家庭センター等）に提供する必要があります。支援に際し、担当部署及び関係機関は、会議体の構成員に法律上の守秘義務が課せられている枠組み（図表 2-10 参照）を活用し、各法律の規定に従って対象となる個人の情報を必要な範囲で関係機関と共有することが可能です。

図表 2-10：個人情報の共有をする際のネットワーク体制の例^{※1}

分野等	会議名	中心機関	法的根拠
児童福祉	要保護児童対策地域協議会 ^{※2} (以下、「要対協」)	要対協調整機関 (こども家庭センター等)	児童福祉法 第 25 条 2
若者支援等	子ども・若者支援地域協議会 ^{※3}	若者支援主管課等	子ども・若者育成支援推進法第 19 条
生活福祉	生活困窮者自立支援法に基づく支援会議	福祉事務所、自立相談支援機関	生活困窮者自立支援法第 9 条
障害福祉	(自立支援) 協議会	基幹相談支援センター、相談支援事業所等	障害者総合支援法第 89 条の 3
高齢者福祉	地域ケア会議	地域包括支援センター、介護保険主管課等	介護保険法第 115 条の 48
重層的支援体制整備事業	社会福祉法に基づく支援会議	重層的支援体制整備事業の推進機関 (福祉政策主管課等)	社会福祉法第 106 条の 6

※1 上記のほか、自治体独自で条例を定め、守秘義務を課した会議体で情報共有をしている自治体もある。

※2 要対協の対象児童は虐待を受けたこどもに限られず、要支援児童等と思われるヤングケアラーについても対象とすることも可能である。

※3 子ども・若者支援地域協議会におけるヤングケアラーに関する個人情報共有は、現状、原則 18 歳未満の本人情報は共有可だが、家族情報や 18 歳以上のヤングケアラーについては当該家族や本人同意が必要となる。

出所：本事業にて作成

【有識者の声】



ヤングケアラーの中には学校に通っている子もいれば、十分に通えず、学習面の課題を抱えている場合や、発達特性がある場合もあります。そのため、それぞれの状況を考慮した対応が求められます。学校では、ヤングケアラーかもしれないと感じる生徒がいた場合、教員から直接ヤングケアラー支援担当に相談するほか、まずはスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーに相談し、ヤングケアラー支援担当と連携することも考えられます。

乳幼児期の母子保健で気づいたヤングケアラーや家庭の課題が、就学時に十分に引き継がれていない場合があります。ヤングケアラー支援における予防的な観点から、早期の段階で把握した情報を学校と共有し、就学後も継続的に見守ることができる体制づくりが大切です。



教育現場において中学校から高等学校への進学時に情報共有がされないことが多いという課題もあります。中学卒業から高校進学の際の引継ぎは、継続支援の観点からも重要です。

ヤングケアラー支援では本人の意向等の尊重が重要であり、担当部署につなぐことについて本人の同意を得ることが原則ですが、「要支援児童等と思われる者」(児童福祉法第 21 条の 10 の 5)として、個人情報を共有することも可能



こどもに不審なアザや、着衣が著しく汚れている、健康状態が悪い、長期欠席が続くなど、虐待の兆候が疑われる場合は、速やかにこども家庭センターへご連絡ください。



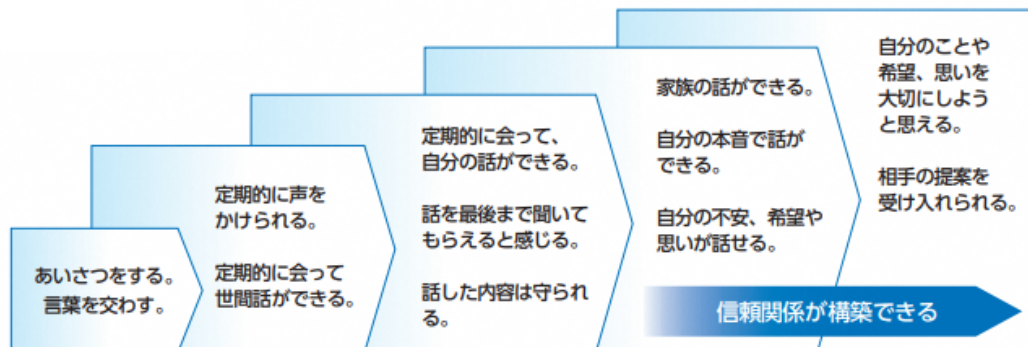
② 担当部署による状況把握（実施主体：担当部署）

- 担当部署が、要対協の担当を兼ねている場合、関係機関から相談を受けた際に、虐待をはじめとした要保護・要支援児童等に該当するかなどを判断し、該当する場合は虐待相談等として受理して対応します（担当部署が、要対協の担当を兼ねていない場合は、各自治体の基準に従い要対協につながります）。その他の場合は、「③本人や家族との信頼関係づくり」に進みます。
- 特に優先的に支援を行う必要性の高いケースとしては、保護者に病気や障害などがあるために日常的なケアを要したり、ケアの担い手が当該子どものみであったりするなど、保護者に対するケアを当該子どもが長時間担っているケースが想定されます。

③ 本人や家族との信頼関係づくり（実施主体：担当部署、関係機関）

- ヤングケアラー支援においては、支援者側が必要だと感じていても、子どもや家族が支援を望まなかったり、拒んだりすることがあり、支援につなげることの難しさが指摘されています。
- 信頼関係が十分に構築されていない段階で、無理に支援につなげようすると、大人への不信感を招き、かえって支援を拒否される可能性もあるため留意が必要です。
- このような場合、支援を急ぐのではなく、まずは、子どもや家族の気持ちやペースを尊重し、困ったときに相談してもらえるような信頼関係を築くことが必要です（子どもとの信頼関係を構築するための会話の視点については「資料編3 参考文献」参照）。関係構築には時間がかかりますが、継続的な関わりの中で、徐々に関係を深めていくことが求められます。
- また、1回の面談や訪問だけでは、子どもや家族が望む支援メニューを容易に提示できない場合もあるため、継続的な対応が求められます。
- ヤングケアラー支援は一つ間違えると、子どもや家族を傷つけることになりかねません。子どもとの会話の中で状況を把握する際も、子どもが二次受傷をしたり、トラウマ反応が出る可能性や、帰宅後にしんどさを感じることもある点には留意が必要です。
- 学校であれば、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの専門職、学校以外の場合は、ヤングケアラー専門部署とも連携し、一緒に話を聞くことなどが考えられます（こころのケアとその影響について理解するための心理教育用の教材及びその活用のための支援者向けガイドについては「資料編3 参考文献」参照）。

図表 2-11：信頼構築の過程



出所：埼玉県におけるヤングケアラー支援スタートブック（令和5年3月）

図表 2-12：信頼関係の構築に向けたヒント

- 定期的に会って、何気ない会話を重ねる。
- ヤングケアラーのケアに対する想いは多様と認識する。
- ヤングケアラーが担っている役割やケアを否定しない。
- 大人側の価値観で褒めない。押し付けない。
- 知られたくないと考えている場合は、本人の気持ちをくみ取る。
- 時間をとって、じっくり話を聴く。根気強く話を聴く。
- 口を挟まず、最後まで話を聴く。
- 知り得たことは他の人に（家族にも）話さない。話す時は本人に確認する。
- 信頼関係ができるまでは、すぐにアドバイスをしない
（アドバイスが、本人にとっては「注意」と捉えられる可能性がある）。
- いつでも、どんなことでも相談してよいと伝え続ける
（これからも、継続して理解者・支援者でいることを伝える）。

出所：埼玉県におけるヤングケアラー支援スタートブック（令和5年3月）

図表 2-13：支援につながるまでに時間がかかるときの対応例

① 具体的な支援以外にできること

- 今すぐ支援につながらなくても、こどもや家族の気持ちに寄り添いながら、予防的な観点でつながりを持ち、様子を気にかける。
- 学校の進級・進学、就職、家族の健康状態の変化などのライフイベントに応じて支援が必要となることを関係機関と共有し、予測される変化（図表 2-14）に対し、事前に対応を検討するとともに、その時々で利用可能な支援について、適切なタイミングで情報提供を行う。

② 支援につなげるためにできること

- 図表 2-10 のネットワークを活用し、家庭へのアプローチにおける役割分担や協働方法を検討し、最適なアプローチ方法を模索する（3 者以上の関係性）。
- ヤングケアラーに気づいた機関と担当部署が図表 2-10 のネットワークなどの枠組みを活用し、今後の見通しを共有する（2 者の関係性）。
- 支援者との相性によって、こどもや家族が相談しやすいかどうかが変わるため、可能な範囲で複数人が関わり、支援を受け入れやすくする。

出所：本事業にて作成

図表 2-14：生じうる状況変化の例

- 本人がヤングケアラーであることに気づいた際の変化
（安心感が生まれ、こどもの様子に変化が生まれる）
- 支援実施に伴う本人・家族の状況の変化（家族関係の変化を含む）
- 本人の生活の変化（学校の長期休み等）
- 本人の成長・ライフステージの変化（進学等）
- ケアを受けている家族の状況の変化（入退院・施設入所等）
- それ以外の家族の状況の変化（出産、離婚等家族構成の変化等を含む）

出所：東京都ヤングケアラー支援マニュアル（令和 5 年 3 月）を基に作成

【有識者の声】

支援を望んでいなくても、話を聞いてもらえて安心できた、一緒に考えてもらえて嬉しかったと感じるこどももいます。ただし、話したことを親にも言ってほしくないというこどももいるので、こどもから聞いた話を誰かに話す際は、こどもに確認をとりましょう。



効果的に支援につなげている自治体においては、こどもや家族の気持ちに寄り添うことを重要視し、1年以上かけて支援につながっているケースもあります。支援につなげることを焦らないようにしましょう。
こどもや家族に寄り添うことが支援につなげるための一番の近道であると考えられます。

学校のスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどは、それぞれで専門性が異なるため、よく特徴を理解したうえで連携しましょう。また、学校に専門職が配置されていない場合も多く、配置されている学校から面談にきてもらうなどの連携が大切です。



④ 本人や家族の意思・ニーズ確認（実施主体：担当部署）

- こどもや家族が現在の状況や支援の必要性をどのように考えているかを確認することが求められます。
- 特にこどもは自分の将来をイメージできていなかったり、将来への漠然とした不安を抱えたり、自分にはどんな選択肢があるのかを具体的にイメージできていない場合も少なくありません。こどもや家族が利用可能な支援等を提示したうえで、希望を聞くことが望まれます。
- こどもや家族へのアプローチは、信頼関係のある人からのアプローチが基本（支援の専門家に限らない）となります。そのため、こどもや家族と日頃から接点のある関係機関にいかに関わりを深めようかが重要であり、関係機関との関係づくりや関係機関への啓発が担当部署における重要な役割となります（こどもが相談窓口につながらなかったとしても、学校のスクールソーシャルワーカー等につながる場合もあります）。
- 状況によっては、2-4（2）①に記載するアセスメントを兼ねて行う場合も考えられます。また、2-4（2）④に記載する終結に当たる場合は、地域の見守りに移行する場合も考えられます。

【ヤングケアラーの声】



どのような支援が必要かを聞き出そうとする姿勢や解決を急ぐ姿勢が見えてしまうと本音が言えなくなる。支援をしたいという気持ちを前面に出されると、大ごとになるのではないか、家族を悪者にされるのではないか、と脅威に感じてしまう。こうした気持ちを汲み取ってほしい。

こどもから相談をするのはとても勇気がいることで、すぐに相談に行けるわけではない。相談をする前に「相談をしても大丈夫そう」、という安心感をもてることが大事だと思う。そのうえで、自分を取りうる選択肢を知り、「相談してみようかな」という気持ちが生まれて、初めて相談につながると思う。



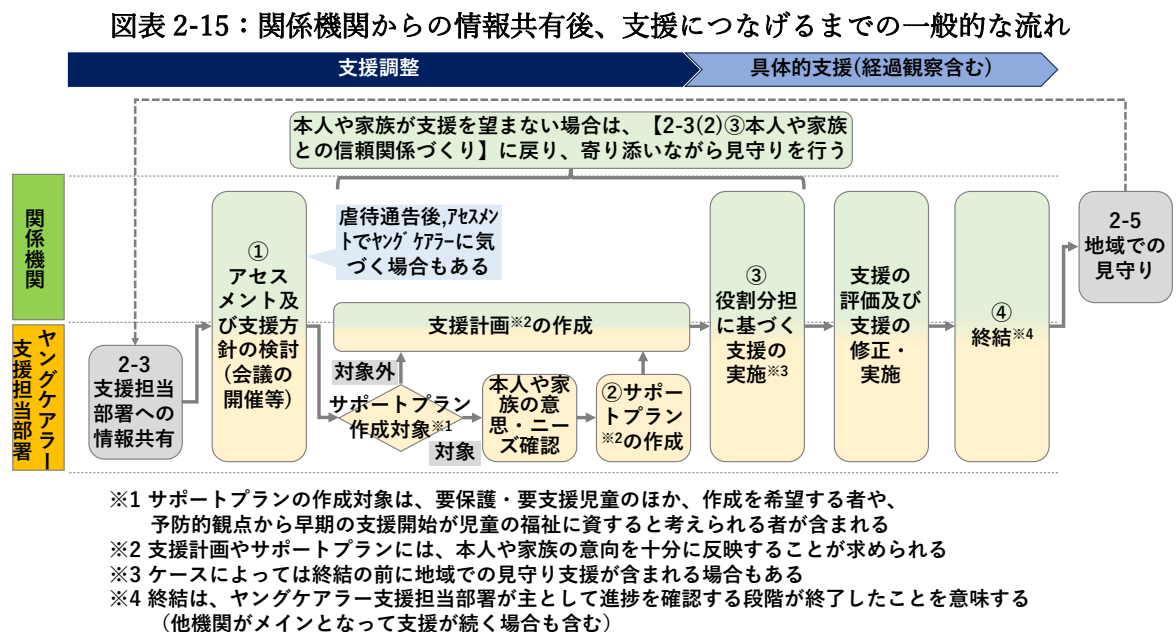
出所：有識者からの助言（こどもたちの声）を基に作成



2-4 ヤングケアラーへの支援

(1) 支援調整から具体的支援までの基本的な取組

- 支援調整から具体的支援までの一般的な流れ、関係機関に求められる基本的な取組は下図のとおりです。
- こどもや家族が支援を望まない場合はサポートプランの作成や支援につなげることを焦らず、寄り添い、見守りを続け、こどもや家族が自分たちから安心して話せるような関係性を構築することが求められます。



出所：本事業にて作成

(2) それぞれの取組を行う際のポイント

① アセスメント及び支援方針の検討（会議の開催等）（実施主体：担当部署、関係機関）

- 支援策を検討するためには、こどもや家族の生活状況、意向や支援の必要性等を確認し、課題を整理することが求められます（図表 2-16 及び「資料編 3 参考文献」参照）。その際は、信頼関係が築けている人と一緒に話を聞いたり、こどもや家族の希望を踏まえ、安心して話せる場所（学校や自宅等）に行くなど、話しやすい環境づくりを行いましょう。
- こどもが相談場所としてカフェ等を希望する場合も考えられますが、特に公的機関の職員の場合、こどもと二人で民間施設等に在ることで、周囲からの誤解を招く懸念もあります。そのため、カフェ等の希望があった際は、学校の保健室、放課後の教室や近隣の公的な施設



などを代替候補として提案するなど、他者の目が行き届く環境で話を聴けるよう留意が必要です。ただし、不特定多数の人の出入りがある場合には、プライバシー保護にも留意してください。

図表 2-16：状況を把握するための主なポイント

【主観的情報】
➤ こどもの認識、意向（どうしたいかの希望） ✧ ケアをしている状況（「させられている」、「やらないと怒られる」、「やりたくないけどやっている」、「やりたくてやっている」等） ➤ 家族の認識、意向（どうしたいかの希望） ✧ ケアを受けている状況（「ケアをしてもらってありがたい」、「ケアをさせてしまい申し訳ない」、「家族なのだからケアを担って当然」等）
【客観的情報】
➤ こどもが担っているケアの状況（頻度、対応時間等） ➤ こどもの状況・権利が侵害されている（可能性を含む）状況（生活、健康、交友関係、学習面等） ➤ 家族、親族、要保護者の状況（生活、疾患、障害等） ➤ 生活環境、経済状況 ➤ 既に支援を受けている場合は、支援の状況（インフォーマルサービスを含む）

出所：埼玉県におけるヤングケアラー支援スタートブック（令和5年3月）を参考に作成

【有識者の声】



ヤングケアラーのケース全般を要支援児童として捉え、要対協の枠組みで対応する自治体もありますが、どのように捉えるかは各自治体の判断に委ねられます。



参考 1：ヤングケアラー支援と児童虐待（虐待やネグレクトが疑われる場合の視点）

- 児童虐待（養育放棄、いわゆるネグレクトを含む）として把握したケースの中には、ケアを担うこどもが含まれる場合があります。その際は、虐待対応に加え、ヤングケアラー支援としての観点（ケアを担うことでこどもが健やかに成長するための時間、勉強する機会、友人との交流する時間の喪失の有無、将来の自立に向けた影響等）から、こどもの負担を軽減するための方策を検討する必要があります。
- ヤングケアラーのいる家庭には、現時点で虐待のリスクが顕在化していなくても、将来的なリスクを予測し、それを軽減するために、家庭内のストレングスや周囲の関わり・支援状況を確認するなど、予防的に関わることも有効です。例えば、要対協で定期的に家族全体の状況を確認し、早期支援につなげるなどの関わりも大切です。

参考 2：会議の開催等

- ヤングケアラーへのアセスメント及び支援計画の検討等を行うため、連携が必要な多様な関係機関を招集し、会議を開催します。会議は図表 2-10 の既存の会議体を活用することが考えられます。
- 会議では、こどもや家族の意向を尊重しつつ、以下の点について話し合うとよいでしょう。なお、会議にて進行管理を行うことも考えられます（詳細な会議の進め方やケース別のサービス一覧については、「資料編 3 参考文献」参照）。

図表 2-17：多機関連携の個別ケース会議で話し合うテーマの例

- これまでの経緯や各機関の関わりについて共有する。
- 図表 2-16 の内容を基に、改めて全員でアセスメントを行う
（多くの機関が異なる視点や情報を共有することで多角的なアセスメントが可能）。
- 支援方針、目標（長期・短期）、計画を検討する。
- 関係機関の役割分担を決める。
- 次回の会議日、モニタリングを行う主体、時期、方法等を決める。

出所：有限責任監査法人トーマツ「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」（令和 4 年 3 月）図表 24 等を基に本事業にて作成

参考3：ケースの進捗確認

- ヤングケアラー支援に関する相談を受け付けた後は、担当部署を中心に情報を集約し、台帳等を用いてケースの進捗を確認します。
- 担当部署以外の機関で進捗を確認する場合には、支援が必要なこどもに対し、支援の漏れや滞りが生じないようにするため、担当部署と当該機関の間で連携体制が整っていることが求められます。

【有識者の声】

ヤングケアラーの支援体制は、自治体によって様々です。要対協ケースとして、一旦受け止めた上で、支援につなげている自治体もあります。本ガイドラインを参考に、各自治体の実情に合わせ、支援体制を検討することが大切です。

② サポートプランの作成（実施主体：担当部署）

- ヤングケアラー支援においても、サポートプランの作成の検討を行います。サポートプランは、こども家庭センターガイドラインにて「支援対象者の課題と解決のため当事者ニーズに沿った支援方針を作成する過程で、支援対象者自身が、自らの課題と得られる支援内容を理解し円滑に支援を受け、状況の変化に応じた支援内容の見直しをすること、また、支援対象者に関わる関係者が支援内容等を共有し、効果的な支援を実施するためのもの」とされています。
- また、サポートプランは、同ガイドラインにて「（こども家庭）センターの職員が対象者と一緒に考え作成するものであり、これにより信頼関係を構築し、協働作業を通じて支援内容について円滑に合意形成を図り、支援につなげていくためのツールとも位置づけることができる」とされています。そのため、例えば、①本人との面談、②多機関連携会議により活用しうる支援の把握、③本人との面談によるサポートプランの作成、といった流れが考えられます。
- ただし、こどもや家族が、現状を変えるための支援を望んでいない場合、要支援児童・要保護児童等に該当するからといって、いきなりサポートプランを作成しようとする、支援への抵抗感を生む可能性がある点には留意が必要です。
- そのような場合には、こどもや家族の気持ちに寄り添い、関係構築に時間をかけながら、こどもや家族のタイミングに合わせてサポートプランの作成を行う等の配慮が大切です（関

係構築のポイントについては「2-3(2)③」も参照）（サポートプランのひな形等は「資料編3 参考文献」参照）。

図表 2-18：サポートプランの様式に含める項目例

含める必要がある基本項目 （児童福祉法施行規則第1条の39の2）	① 心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者の意向 ② 要支援児童等その他の者の解決すべき課題 ③ 要支援児童等その他の者に対する支援の種類及び内容 ④ ①②③に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める事項
ヤングケアラーへの対応として含めることが考えられる項目	① 将来どうしたいか（進学・就職など） ② 障害者支援、生活保護、高齢者支援等のサポートの希望 ③ 支援者が、こどもに対して実現したいと思っている支援や取組（ただし、こどもが希望していても家庭がそれを望まない場合もある） ④ 経済面に関すること（経済面の不安を抱えている家庭も多いため） ⑤ 家庭が持っている強み（こどもや家庭ができていること） ⑥ 身近で頼りになる人（している人）

出所：上段はこども家庭センターガイドラインより抜粋、下段は本事業にて作成

【有識者の声】



図表 2-18 の下段の③について、ヤングケアラーへの支援が進むにつれて、保護者の拒否感が強くなる傾向が現場支援の中でしばしばみられます。しかし、保護者の意向とこどもがサポートを求めていることは別問題であり、こどもの視点に立った別の支援策を探るヒントとなる場合があります。

こども・若者本人の発達状況や特性により、話し方も進め方も異なる点には留意が必要です。



家族に対する支援プランを、こどもが決めることは難しい場合があります。そのため、こどもと共にサポートプランを作成することと並行して、こどもがいないところで専門家が客観的にアセスメントをし、支援を検討することも重要です。



- また、こども家庭センターガイドラインでは、ヤングケアラー支援に係る「サポートプラン（及び支援方針）の作成及び支援の実施」について、以下のように記載されています。

「ケア」を担うことにより、こどもとしての時間が持てない状況となっている場合は、以下のように、「ケア」の内容に応じた外部サービス等の導入を検討していく必要がある。

①家庭内の家事やきょうだい児に対するケアである場合

センター（児童福祉機能）において子育て世帯訪問支援事業の活用等を検討していくことが考えられる。

②家族（きょうだい児含む）の障害に対するケアである場合

市町村内の障害福祉担当部門に当該家庭の障害福祉サービスの活用状況等を確認しつつ、家庭の理解を得ながら、管内の基幹相談支援センター、指定一般相談支援事業所等へ問題意識を共有し、「ケア」の一部を代替し、こどもの時間が確保されるように調整していくことが求められる。

③家族の介護である場合

市町村内の介護保険担当部門に当該家庭の介護保険サービスの活用状況等を確認しつつ、家庭の理解を得ながら、管内の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所等へ問題意識を共有し、「ケア」の一部を代替し、こどもの時間が確保されるように調整していくことが求められる。

- ヤングケアラーに係る問題は、家族が抱える様々な課題が関係しあい、複合化しやすいという特徴があります。ヤングケアラーに特化した支援メニューを用意できなかったとしても、対応可能な機関・部署が既存の支援を組み合わせることで提供することが必要です。そのため、各自治体で提供可能なサービスを整理しておきましょう（ヤングケアラーの負担軽減につながるケース別の支援例は「資料編3 参考文献」参照）。
- ヤングケアラーへの支援の特徴としては、ほかにも、支援につながりづらいという点が先行研究で指摘されています。若者向けのカフェ（若者向けの居場所）や学習支援などの取組は、ヤングケアラーという自覚がなくても、気軽に利用できる支援の仕組みであるため、こどもや家族の支援へのきっかけづくりとして効果的です。
- 家事支援については、支援者が家の中に入るという点で、こどもや家族が心理的なハードルを高く感じる場合もあるため、まずは配食支援等で食事を届ける際に会話を交わし、こどもや家族との関係性を構築している自治体もあります（ケア対象者別、支援メニュー別の特徴や課題、効果的な取組事例や取組のポイントは「資料編3 参考文献」参照）。

③ 役割分担に基づく支援の実施（実施主体：担当部署、関係機関）

- 多機関で連携して支援を行う際の支援の在り方・姿勢については以下の点に留意しましょう（多機関連携の事例については、「参考資料：仮想事例集」参照）。

図表 2-19：連携支援十か条

- 一 ヤングケアラーが生じる背景を理解し、家族を責めることなく、家族全体が支援を必要としていることを各機関が理解すること
- 二 緊急の場合を除いて、ヤングケアラー本人抜きで性急に家庭に支援を入れようとはせず、本人の意思を尊重して支援を進めることが重要であると、各機関が理解すること
- 三 ヤングケアラー本人や家族の想いを第一に考え、本人や家族が希望する支援は何か、利用しやすい支援は何かを、各機関が協力して検討すること
- 四 支援開始から切れ目なく、また、ヤングケアラー本人や家族の負担になるような状況確認が重複することなく、支援が包括的に行われることを目指すこと
- 五 支援を主体的に進める者（機関）は誰か、押しつけ合いをせずに明らかにすること
- 六 支援を進める者（機関）も連携体制において協力する者（機関）も、全ての者（機関）が問題を自分事として捉えること
- 七 各機関や職種は、それぞれの役割、専門性、視点が異なることを理解し、共通した目標に向かって協力し合うこと
- 八 既存の制度やサービスで対応できない場合においても、インフォーマルな手段を含め、あらゆる方法を模索するとともに、必要な支援や体制の構築に向けて協力すること
- 九 ヤングケアラー本人や家族が支援を望まない場合でも、意思決定のためのサポートを忘れずに本人や家族を気にかけて、寄り添うことが重要であることを各機関が理解すること
- 十 円滑に効果的に連携した支援を行うことができるよう、日頃から顔の見える関係作りを意識すること

出所：有限責任監査法人トーマツ「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」（令和4年3月）を基に一部表現を修正

- 普段、ケアを必要とする方と接点がある機関は、ヤングケアラー本人との直接的な関わりがなくても、ヤングケアラー支援において効果的な役割を担うことがあります。例えば、疾患を有する親のケアを担うヤングケアラーに対して、医療機関が患者の病状をヤングケアラー本人や他の関係機関に共有することなどが考えられます。
- また、ヤングケアラーが抱える課題の背景には、介護・ケアを必要とする家族の健康問題や、経済的な困窮など、家族全体に関わる複合的な要因が考えられます。そのため、家族全体の状況改善を図ることが、結果としてヤングケアラーの負担軽減につながることから、家族全体を包括的に支援（家族まるごと支援）することが大切です。



- 教育、福祉、医療、就労支援など、それぞれの専門機関が連携して支援を行うことで、これらの多面的な課題に対応することができ、「家族まるごと支援」が可能になります。
- 例えば、障害や病気のあるこどもを育てる親への支援、障害や病気のある配偶者と暮らす親へのサポート等、多様な支援を家庭に届けることも、こどもの負担軽減につながると考えられます。

【有識者の声】



ヤングケアラーがおかれている状況は多様であり、高齢者福祉分野や障害福祉分野等の公的サービスの利用が難しい場合も考えられます。既存の各制度の枠に収まりきれないケースが生じた際に、対応方針を話し合う場を設けておくことも重要です。

④ 終結（実施主体：担当部署、関係機関）

- サービスの導入等によってこどもが担うケア負担が軽減され、担当部署による支援が必要な状況ではなくなった場合でも、こどもが再びケア負担を抱える可能性を考慮し、支援を終結する際には、図表 2-20 に示すポイントを踏まえて判断する必要があります。
- 具体的には、こどもに心身の不調や行動化（不登校、引きこもり、非行、自傷行為、自殺未遂など）がみられた際に相談窓口等とつながれる状況にあることや、ライフステージの変化（受験期や就職時期）に伴いケア負担が増加した場合に、相談できる大人や家族の状況を話せる大人が、家族以外に少なくとも 1 人いることが求められます。
- ヤングケアラーが担うケアは、長く続く場合も突然終わる場合もあります。こどもの頃から長期にわたってケアを担うことで、学校に通えずに勉強する機会が失われたり、友達との十分な関わりが持てないなど、こどもにとって必要な時間を奪われたことで、社会生活を円滑に営む上での困難さや、ケアが終わった後に生きづらさを感じる場合もあります。そのため、いつでも相談に応じられることや、今後の相談先が変わる場合には、その窓口や担当者に紹介するなど、安心感を持てるような配慮が必要です。



図表 2-20：終結を考える上でのポイント

- 関係機関や地域との関わりの中で継続的な見守りが可能であるか
- 安心して悩み等を話せる相手がいるか
- 困った際に自分で自治体等に対して SOS を出せると考えられるか

※ 上記は終結の際の要件ではないため、必ずしも全てを満たす必要はない。

出所：有限責任監査法人トーマツ「ヤングケアラー支援の効果的取組に関する調査研究」（令和 6 年 3 月）
第 6 章 6 今後の課題（5）を基に作成

【こども家庭庁担当者の声】



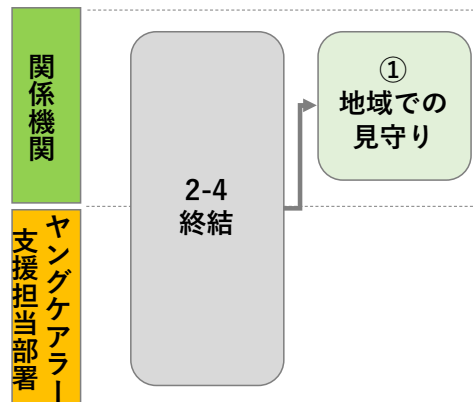
YCC がこども家庭センター以外に配置されている場合は、YCC に引き継いでから、こども家庭センターでの終結とするようにしてください。

2-5 地域での見守り

(1) 支援実施後の基本的な取組

- 各関係機関による支援を実施して以降の一般的な流れ、担当部署及び担当部署以外の関係機関に求められる基本的な取組は下図のとおりです。

図表 2-21：支援実施後の一般的な流れ



出所：本事業にて作成

(2) それぞれの取組を行う際のポイント

①地域での見守り（実施主体：関係機関）

- 要対協での支援が終結して以降も、ヤングケアラーがおかれている状況等に変化が生じる可能性があるため、日頃からこどもや家族と接点のある機関を中心として見守りを行うことが求められます。早期に変化に気づけるような体制（地域の見守り）を整備しましょう。
- こどもが進学する場合は、進学先の学校に支援機関の連絡先を伝えるなど、協力を依頼することも有効です。

図表 2-22：生じうる状況変化の例（再掲）

- 支援実施に伴う本人・家族の状況の変化（家族関係の変化を含む）
- 本人の生活の変化（学校の長期休み等）
- 本人の成長・ライフステージの変化（進学等）
- ケアを受けている家族の状況の変化（入退院・施設入所等）
- それ以外の家族の状況の変化（出産、離婚等家族構成の変化等を含む）

出所：東京都ヤングケアラー支援マニュアル（令和5年3月）を基に作成

2-6 18 歳以上のヤングケアラーへの支援

(1) 18 歳以上のヤングケアラー支援の概要

- ヤングケアラーが担う家族のケアは、こどもが 18 歳になったからといって終わるものではなく、ケアが続く場合には、児童期からの困難に加え、就職先の選択や、収入を自分の生活のために使うこと、自分らしい人生を歩むことなどにも影響が出ることがあります。
- また、要対協の登録対象ではなくなることや、学校等の所属先がなくなる場合があるなど、18 歳未満の時との差異に留意したうえで、子ども・若者支援地域協議会とも連携をするなどして、年齢による切れ目なく支援を行うことが求められます。

(2) 18 歳未満のヤングケアラーへの支援との相違点

①気づき

- 学校等の所属先がない場合、ヤングケアラーに気づくことは、18 歳未満の場合と比較してより一層困難になります。一方で、若者世代は、自らの状況に気づき、相談にくる場合もあるため、まずは主に都道府県において、18 歳以上のヤングケアラーの相談窓口を明確化することや LINE 相談、ピアサポートなど、18 歳以上の若者が相談しやすい環境を整備することが重要であると考えられます。
- また、家族の介護に関する相談に加え、就労相談、ひきこもり支援などを通して 18 歳以上のヤングケアラーに気づく場合もあります。そのため、18 歳以上の若者と関わりの多い関係機関と協力体制を構築できるよう、研修やアウトリーチ等を行い、ヤングケアラー支援に関する理解を深めてもらうことも必要です。
- 都道府県において 18 歳以上のヤングケアラー支援の中心的な役割を担う機関については、施行通知において、「管内の子ども・若者総合相談センター等を 18 歳以上のヤングケアラーへの対応を中心的に行う主体とする、YCC を配置する、あるいは管内をカバーする民間支援団体等に依頼するなど」と例示されるに留まり、明確な定めがありません。そのため、若者への支援機能が十分でない都道府県では、若者支援の強化の検討のほか、こども・若者、教育、福祉などの関係部局の中から、担当部局や相談窓口を明確化することが必要となります。

②情報集約

- 個人情報の共有には本人同意が必要です。ただし、18 歳未満の場合と比較して、本人の意思が明確である場合も多く、また、関係性が構築しやすい場合もあります。
- 18 歳以上のヤングケアラーに気づいた際の自治体の窓口を、都道府県を含む関係機関にも周知することが求められます。特に、オンライン・対面を問わず、サロンは 18 歳以上の利

用者が多いという報告もあるため、サロンを運営する民間団体との連携も重要です。

③支援

- 施行通知において、本人が担っているケアを外部サービスの導入により代替していくといった具体的な支援の段階においては、市区町村が中心的な役割を果たすことが期待されると示されています。そのため、市区町村においては、都道府県から情報連携を受ける部署をあらかじめ設定しておく必要があります。また、市区町村において支援を行っていたヤングケアラーが18歳を迎えた際には、市区町村が継続的に支援を行うことが有効です。なお、市区町村において、18歳以降に支援を行う部署が、18歳未満のヤングケアラーの担当部署と異なる場合には、事前に18歳になった際の支援体制への移行準備を行う等、切れ目なく、また、連続性を持った対応ができるよう留意が必要です。
- 18歳以上のヤングケアラーにおいても、家族全体を捉える視点は不可欠です。家庭が複合的な課題を抱えている場合も少なくないことから、重層的支援体制整備事業の枠組みを活用（本人同意がない場合の個人情報の共有が可能（社会福祉法第106条の6））することなども考えられます。
- 本人の意思を尊重しながら個々に合わせた支援をすると共に、状況にあった支援先につなげる点では、18歳未満の場合と同様です。一方で、法的には児童の枠から外れ、支援機関や提供可能な支援メニューが少なくなるため、18歳以上の場合に、どのような支援が活用できるかを整理しておく必要があります。就労支援などの自立支援、サロンやピアサポート支援、公認心理師との面談等による心理的なサポートを行ううえで、民間団体や都道府県等との連携も効果的です（就労支援を含む支援メニューの特徴や課題、効果的な取組事例は「資料編3参考文献」参照）。

④見守り

- 学校等の所属機関がない場合は、モニタリングをする機関やタイミングが難しいことがあります。一方で、本人と直接連絡を取ることが可能な場合も多いため、定期的に連絡をする等、対面に限らず本人の都合等に合わせ、様子を気にかけることが大切です。
- また、18歳以上の場合は活動圏域が広がり、転居等を行う場合もあるため、必要に応じ、市区町村間の連携も必要となります。

【有識者の声】



特に学校等の所属先がない18歳以上のヤングケアラー支援は、地域共生社会を目指した取組や、高齢者福祉のための地域包括ケアシステムの中で若者と接点を持てる取組などと連携することが効果的です。

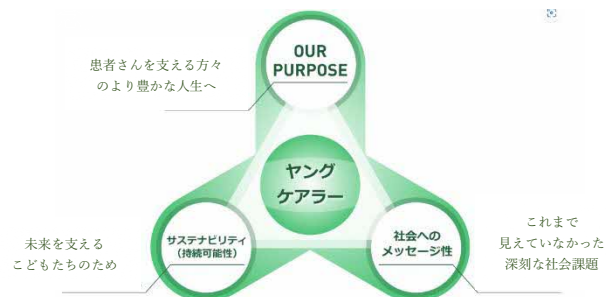
【コラム】自治体と民間企業との連携事例

【事例①：啓発支援活動（関連書籍寄贈活動、公開講座開催支援など）】

- 連携企業：日本イーライリリー株式会社（医薬品の開発・製造・販売）
- 連携内容：
 ヤングケアラーを取り巻く環境改善に向けて神戸市との協働でヤングケアラー支援に取り組んでいる。具体的には、全国で「気づきを広げる」図書寄贈活動や公開講座「ケアと就業を考えるー子ども・若者ケアラーを事例に」を通して、ケアラー当事者、研究者、行政そして民間企業の社員とそれぞれの立場で議論が交わされ、企業や自分たちにできることを考えたり、様々な関係者の連携の重要性への気づく機会の創出などにつながっている。
- 社内アンケート調査では回答者の94.1%が「日本イーライリリーがヤングケアラー支援に取り組むことに意義を感じる」と回答した。具体的な取組アイデアや意気込みも数多く集まっており、自発的に社会に貢献する活動の視点を持った社員の育成や社内コミュニケーションが深まる機会の創出にもつながっている。

《取組む3つのテーマ》

- ☆ ヘルスケア等に関する情報へのアクセス改善や知識向上！
- ☆ 支援団体等による提供サービスのサポート！
- ☆ ヤングケアラーに対する社会の認知向上！



出所：日本イーライリリー株式会社公式ホームページ「ヤングケアラーを取り巻く環境改善に向けて」
 (<https://www.lilly.com/jp/social-impact/youngcarer>：令和6年11月26日取得)

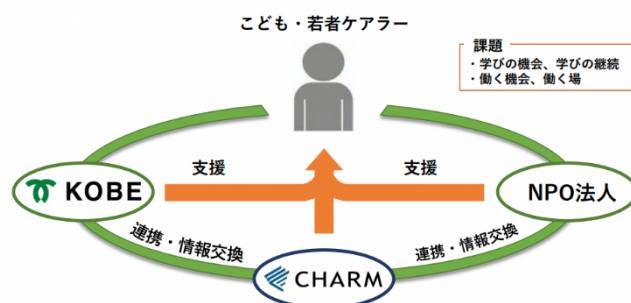
【事例②：就労支援、地域の中での相談支援や見守り支援など】

- 連携先：株式会社チャーム・ケア・コーポレーション（有料老人ホームの運営）
- 連携内容：
 株式会社チャーム・ケア・コーポレーション（以下、チャームケア社）は神戸市と「こども・若者ケアラー（ヤングケアラー）支援」に関する事業連携協定を締結している。また、特定非営利活動法人ふうせんの会に対し、活動資金援助や当事者の会である「子ども・若者たちのつどい」を協働で開催している。さらに、社会福祉法人など地域と協力して、運営する有料老人ホームで行うイベント「こども ga カフェ」の開催支援に取り組んでいる。

- 神戸市との事業連携の具体的内容は、①有料老人ホームの空室を活用した「レスパイト支援」、②アルバイト就労を支援する「中間的就労支援」、③チャームケア社に就職した際の奨学金返還支援の3つで、特に、②については、若者ケアラーへの有効な支援策として4名が就労中である。最初は少数の社員だけで始まった社会貢献活動であったが、徐々にメンバーが増え、活動範囲も広がってきた。様々な社会課題を解決するために企業が得意分野を生かして関わっていくことで、社員のモチベーションアップにもつながっており、民間企業としてメリットは大きい。

《取り組む3つのテーマ（SDGs）》

- ✧ 4：質の高い教育をみんなに！
- ✧ 8：働きがいも経済成長も！
- ✧ 3：すべての人に健康と福祉を！



出所：神戸市公式ホームページ「「子ども・若者ケアラー（ヤングケアラー）支援」に関する株式会社チャーム・ケア・コーポレーションとの連携協定の締結」
<https://www.city.kobe.lg.jp/a77853/123036910246.html>：令和6年11月26日取得

(3) 市区町村と都道府県の役割分担

- 市区町村と都道府県に求められる基本的な役割は、下図のような分担が考えられます。
- 都道府県が中心となって、それぞれの地域の状況に合わせて役割分担を整理し、支援の流れを明確にしておくことが求められます。

図表 2-23：支援の流れに応じた役割分担例

		主な役割を担うことが期待される機関	
		市区町村	都道府県
支援 の 流れ	① 気づく	○	◎
	② 情報集約	○	◎
	③ 支援	◎	○
	④ 見守り	◎	—

出所：本事業にて作成

【市区町村に求められる基本的な取組】

- 18 歳以上の担当部署（都道府県からのつなぎ先）を明確化する。
- 都道府県等の関係機関に対し、上記の窓口を周知する。
- 個々のケースに応じ、本人や家族の気持ちに寄り添いながら支援を行う。
- 地域の関係機関と連携の上、定期的に連絡をするなどしながら見守りを行う。

【都道府県に求められる基本的な取組】

- 管内の市区町村との役割分担を明確化する。
- 市区町村の担当部署と関係機関の連携推進のためのアドバイスを行う
- LINE 相談やサロン、ピアサポート等、若者がアクセスしやすい方法も取り入れながら、個々の若者の相談に応じることができ体制を整備し、個々の若者の相談に応じる。
- 若者本人の希望等も踏まえ、必要に応じ、市区町村に情報共有を行う。

(4) 18 歳以上のヤングケアラーに関する広域的な調査

- 施行通知では、「都道府県においては、広域的な調査を実施した上で、条例の制定や計画策定等広域的に支援体制を整備するための取組を進めることが効果的である」とされています。
- 18 歳以上のヤングケアラーは、学校等の所属先の有無等を含め、おかれている状況は多岐にわたります。広域的な調査では、必ずしもアンケート形式の実態調査が求められるわけではなく、子ども・若者支援地域協議会構成機関等の関係機関への聞き取りなども有効です（大学生への実態調査については「資料編 3 参考文献」参照）。

第3章 ヤングケアラーの支援体制

3-1 職員等の体制

- ヤングケアラー支援では、ケアを担うこどものペースに合わせた丁寧な対応が必要ですが、支援の現場においては、緊急性の高い虐待対応が優先される傾向があり、結果としてヤングケアラー支援に十分なマンパワーを割けない現状があります。
- こうした課題に対応するため、虐待対応とヤングケアラー支援を担う職員を分けることで、それぞれの専門性を高め、より質の高い支援を提供できるようになります。
- 例えば、虐待対応を担う職員は、緊急性の高いケースに迅速に対応し、ヤングケアラー支援を担う職員は、こどものペースに合わせた長期的な支援を行う、といった分業が考えられます（担当を分けた場合も実務者会議等への参加が望まれます）。
- 一方で、小規模自治体等においては、人員や予算の制約がある中で、一人の職員が児童虐待ケースとヤングケアラーケースの両方に対応せざるを得ないことも想定されます。その場合、以下の2点に留意しましょう。

①ヤングケアラーとしての対応が適時に行えるよう留意する

支援を行う職員が多忙である場合でも、ヤングケアラーへの支援が後手にならないよう、関係機関との役割分担を積極的に行い、必要な対応を適時に実施する体制を整えましょう。例えば、学校から相談があった場合において、緊急的な対応が必要でなくても、学校に対して、見守りの際の具体的なポイント（例えば、こどもの表情や授業への集中度、家庭での様子）を共有しておくことや、こどもの状況に変化があった場合に、迅速に支援担当者に連絡できる仕組みを構築するとよいでしょう。

②多機関連携を深めるための活動に充てる時間を捻出する

ヤングケアラーに気づくためには、こどもと日頃から接している関係機関との連携が求められます。しかし、年1回程度の窓口周知や研修会の開催では必ずしも十分とは言えません。待ちの姿勢から脱却し、2-2(1)参考2にも記載のとおり、関係機関との連携を強化するため、積極的に研修会を開催することや、頻回に学校等を訪問し、顔の見える関係を構築するなど、アウトリーチ活動を行うことが、相談しやすい関係性をつくるためにも重要です。

定期的な訪問が難しい場合は、既存の研修等の中に、ヤングケアラーに関する内容を盛り込むなどの工夫をしましょう。

- また、多分野横断的な庁内連携や多機関調整が必要となることから、調整を担う職員（必要に応じ役職者等）を配置することも効果的です。

【有識者の声】



ヤングケアラー支援の専任の担当者を置くことが難しい場合は、要対協の登録が終了（終結）するこども（ヤングケアラー以外も含む）へのフォローを兼務する形で配置も考えられます。その際、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーと連携できると効果的です。

【コラム】自治体における目標設定・事業評価

- 自治体の事業評価においては、相談件数、支援件数が注視されがちです。ただし、人口規模が比較的小規模な自治体では相対的に相談件数が少ないため、当該値を事業評価のよりどころにすると、YCC等の職員配置が見送られる懸念があります。
- ヤングケアラー支援においては、これまで述べてきたとおり、こどもや家族が支援を望まない場合もあり、支援に力を入れたからといって短期的に相談件数、支援件数が伸びるとは限らず、むしろ、無理に支援につなげようとする、大人への不信感につながったり、支援拒否につながったりする可能性もあります。
- そのため、事業評価を行うに当たっては、相談件数、支援件数のみならず、関係機関への研修やアウトリーチの回数等のほか、学校での出張授業、保護者への説明会等、担当部署が直接こどもや家族と接点を持ち、情報を直接伝える取組、地域のヤングケアラーに係る認知度向上等も評価に加えることが考えられます。
- さらに、これまでの調査研究で、ヤングケアラーは家族の体調やケアの状況によって予定変更が生じやすいことが指摘されています。自治体等がサロン等の取組を行う場合も、参加の予定が、急遽キャンセルになる可能性が少なくないということを考慮し、キャンセル件数も含め、こどもとのつながりを持てたことを事業評価に加えることが望まれます。

出所：本事業にて作成

3-2 ヤングケアラー・コーディネーター（YCC）の配置

（YCC の配置をしていない場合は、ヤングケアラー支援の担当部署が組織として機能を代替することが求められます）

- YCC を、民間の支援団体等を含む関係機関とのつなぎ役として配置すると、多機関連携を行う上で有効です。そのほかにも以下に掲げる役割を担うことが考えられます。自治体に配置するのか、NPO 法人等に委託をするのか等の配置方法を含め、自治体の特徴を踏まえて配置を検討しましょう（「参考資料：仮想事例集_事例 1、3、5」も参照）。

図表 3-1：YCC の役割例

支援の流れ	気づき	➤ 関係機関向け研修の企画、実施
	情報集約	➤ 関係機関への助言・相談対応 ➤ 関係機関からの情報集約(本人・家族との対話の機会への同席) ➤ 緊急性の判断
	支援	➤ 本人・家族との対話・相談対応・サポート、ニーズ把握等 ➤ 家族が受けているサービス状況等の確認 ➤ 連携先の検討、連携先へのつなぎ、会議等の調整 ➤ サポートプラン、個別支援計画の検討 ➤ 支援者団体と連携等（ピアサポート、こども食堂、学習支援、見守り訪問、家事・育児支援等を行う支援者団体との連携等）
	見守り	➤ 本人・家族との対話・相談対応・サポート、ニーズ把握等 ➤ 学校卒業後のヤングケアラーの見守り （卒業後に SSW と関係性が断たれてしまう可能性があるため）
広報啓発、人材育成、地域づくり		➤ 支援機関への定期訪問等による周知啓発・関係づくり （基幹病院・MSW、訪問支援等を行う福祉機関、学校等へ） ➤ 学校での体制（気づきや地域との連携等）の確認及び助言 ➤ 児童生徒等を対象としたヤングケアラーに関する授業・学習会等の実施（こども家庭センターの説明等を含む） ➤ ヤングケアラー支援サポーター養成 ➤ 支援メニューの企画・運営（集いの場の開催）、地域資源の開発 ➤ 支援マニュアル等の策定 ➤ 支援体制の構築（多機関・多職種連携による体制構築）
都道府県の YCC が担う役割例		➤ 市町村の YCC 向けの研修の企画、実施 ➤ 都道府県が把握した 18 歳以上のヤングケアラーの市区町村へのつなぎ（市区町村の 18 歳以上の担当部署が決まるまでのケースの進捗確認） ➤ 市区町村への YCC の派遣（地域によっては YCC の募集をかけても人材が集まらない可能性があるため）

※ 上記はあくまで役割の例であり YCC が上記の全ての役割を担うわけではありません。

出所：本事業にて作成

【こども家庭庁担当者の声】



ネットワークを広げるためにも、YCC は積極的に様々な研修機会を設けてほしいです。予算措置もありますので、積極的に活用ください。

《先行事例紹介（京都府：YCC 養成事例）》

- 京都府では、市町村における支援体制構築に向け、府にヤングケアラー支援コーディネーターを配置するとともに、市町村や関係機関への研修等を実施し、ヤングケアラーに気づき、必要な支援につなげる仕組みづくりを推進しています。
- YCC 養成については、「ヤングケアラー支援は YCC だけに任せておけばよい」ということにならないよう、YCC 養成のみを単独で行うのではなく、支援体制構築の一連の取組の中で行っています。

【実施内容】

ヤングケアラーネットワーク会議の開催 (令和4～5年度)	➤ 市町村ごとに「要保護児童対策地域協議会」を軸として、福祉、介護、医療、教育等の各分野の関係者が出席し、顔の見える関係づくりを行う（21自治体で実施） ➤ 府コーディネーターが市町村・関係機関の職員に対して、講義形式でヤングケアラーへの理解促進と支援に当たっての役割等を説明
YCC 養成研修 (令和5年度)	➤ 市町村においてヤングケアラー支援の中心的役割を担う人材育成を目指す（22自治体等50名参加） [研修内容] ① 府のヤングケアラー支援マニュアルを使用した研修（講義形式） ・ヤングケアラーについての基本的理解 ・ヤングケアラーに気づくポイント（アセスメントシートの活用等） ・関係機関の連携による支援 (活用可能な制度・事業の確認、連携の留意点等) ② 事例を使用したグループワーク
ヤングケアラー支援 「学習会」 (令和6年度)	➤ 市町村のヤングケアラー支援担当者同士の情報共有により、支援体制の強化を図る（12自治体24名参加） ➤ 府から、国の法改正に伴う今後の対応予定や相談窓口での状況を報告 ➤ 各市町村から、取組状況や課題、担当者の所感などを紹介し、意見交換を実施

出所：京都府提供資料より抜粋

3-3 人材育成、地域づくり（民間団体との連携を含む）

（1）人材育成

- ヤングケアラーの支援を推進する上では、関係機関の意識の向上が重要となります。そのため、担当部署が中心となって関係機関向けに研修、勉強会などを行うことが大切です。
- 担当部署や YCC だけで地域の学校や関係機関全てに研修等を行うことは難しい場合があります。そのため、研修の開催に当たっては、参加者を、それぞれの地域や関係機関内で独自に研修会等を開催できる人材に育成することを意識する点が重要です（学校を含む教育部門とこども家庭センター（児童福祉機能）の連携のポイント等は「資料編3 参考文献」参照）。

（2）地域づくり

- ヤングケアラー支援は公的なサービスだけでは十分ではないことが多く、民間団体や地域による支援（こども食堂、学習支援等）も大きな役割を果たします。そのため、2-1 にも記載のとおり、まずは民間団体を含む地域資源を把握しましょう。また、民間団体では自治体との円滑な情報共有が難しい場合もあるため、自治体を中心となって、個人情報のやり取りを含め、情報共有の枠組みを整理しておくことが効果的です。必要に応じて、民間団体の活動を支援する取組なども求められます。
- ヤングケアラーについて正しく理解し、地域でヤングケアラーや家族を見守る「サポーター」を養成する自治体もあります。ヤングケアラー支援サポーター養成講座で得た知識を生かし、地域で「気になるこども」に気づいたら見守る、話を聴いてほしい、というこどもがいたら、相談窓口を教えてあげるなども活動の一つとなります。このような地域を巻き込んだ取組も有効です。

【有識者の声】

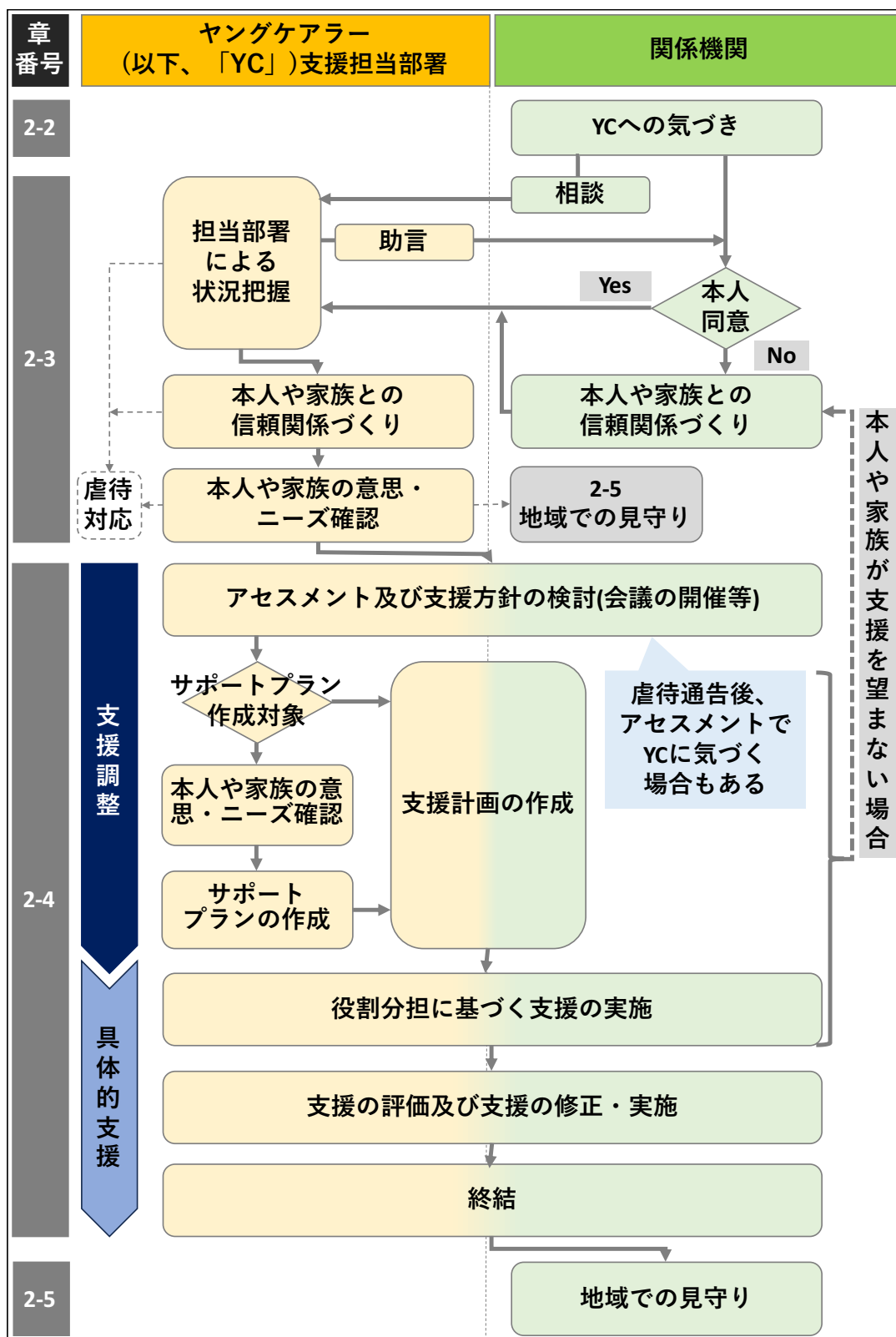


地域住民への普及啓発を行う際は、「気になるこども」に気づいてもらうことに加え、「ケアが必要な家族と一緒に暮らす状況は誰にでも起こり得るもの」という視点を含めることも効果的です。現時点では家族のケアをしていない人も、自分がケアをする立場におかれた際などに、必要に応じて自治体につながりやすくなるでしょう。

資料編

1 支援の一般的な流れ（各パートのフローの統合版）

図表資-1：支援の一般的な流れ（各パートのフローの統合版）



2 ガイドライン掲載内容一覧（取組状況チェック表）

		取組状況※該当に☑		
		取組済	取組検討	取組保留
はじめに				
1	ガイドラインの目的	—	—	—
2	ガイドラインの対象	—	—	—
3	ガイドラインの活用方法	—	—	—
	《ヤングケアラー(以下、「YC」)支援の振り返り》	☐	☐	☐
第1章 ヤングケアラーに関わる基礎知識				
1-1	YC とは	—	—	—
1-2	YC 支援がなぜ必要なのか	—	—	—
1-3	YC の支援対象を考える際の留意点	—	—	—
1-4	YC 支援の対象年齢	—	—	—
1-5	YC の捉え方・支援者としての姿勢	—	—	—
1-6	各分野における YC 支援に係る制度	—	—	—
第2章 ヤングケアラーの支援				
2-1	YC 支援の流れ及び関係機関の役割	—	—	—
(1)	支援の一般的な流れ	☐	☐	☐
2-2	YC への気づき	—	—	—
(1)	YC に気づくための基本的な取組	☐	☐	☐
2-3	YC 担当部署(以下、「担当部署」)への情報集約	—	—	—
(1)	YC 担当部署への情報集約を行う上での基本的な取組	☐	☐	☐
(2)	それぞれの取組を行う際のポイント	☐	☐	☐
2-4	YC への支援	—	—	—
(1)	支援調整から具体的支援までの基本的な取組	☐	☐	☐
(2)	それぞれの取組を行う際のポイント	☐	☐	☐
2-5	地域での見守り	—	—	—
(1)	支援実施後の基本的な取組	☐	☐	☐
(2)	それぞれの取組を行う際のポイント	☐	☐	☐
2-6	18 歳以上の YC への支援	—	—	—
(1)	18 歳以上の YC 支援の概要	☐	☐	☐
(2)	18 歳未満の YC への支援との相違点	☐	☐	☐
(3)	市区町村と都道府県の役割分担	☐	☐	☐
(4)	18 歳以上の YC に関する広域的な調査	☐	☐	☐
第3章 ヤングケアラーの支援体制				
3-1	職員等の体制	☐	☐	☐
3-2	YCC の配置	☐	☐	☐
3-3	人材育成、地域づくり(民間団体との連携を含む)	—	—	—
(1)	人材育成	☐	☐	☐
(2)	地域づくり	☐	☐	☐

3 参考文献

- ① こども家庭庁. (令和 6 年 3 月). こども家庭センターガイドライン. ([リンク](#))
- ② こども家庭庁. (こ支庁第 265 号令和 6 年 6 月 12 日). 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の一部施行について (ヤングケアラー関係). ([リンク](#))
- ③ 東京都ヤングケアラー支援マニュアル (令和 5 年 3 月) 図表 23 ([リンク](#))

【子ども・子育て支援推進調査研究事業】

- ④ 株式会社日本総合研究所. (令和 4 年 3 月). ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書. ([リンク](#))
- ⑤ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社. (令和 3 年 3 月). ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書. ([リンク](#))
- ⑥ 野坂祐子. (令和 2 年 3 月). 児童買春、児童ポルノ被害児童の保護施策の実施状況に関する研究調査. わたしに何が起きているの? 支援者用ガイド. ([リンク](#))
- ⑦ 有限責任監査法人トーマツ. (令和 4 年 3 月). 多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究. 多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル. ([リンク](#))
- ⑧ 有限責任監査法人トーマツ. (令和 5 年 3 月). ヤングケアラーの支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究. ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック. ([リンク](#))
- ⑨ 有限責任監査法人トーマツ. (令和 5 年 3 月). 市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の効果的な運用に関する調査研究. 児童福祉部門と教育分野に焦点を当てた市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の運用の手引き. ([リンク](#))
- ⑩ 有限責任監査法人トーマツ. (令和 6 年 3 月). ヤングケアラー支援の効果的取組に関する研究. ([リンク](#))

図表資-2：本ガイドラインと参考文献との対応表

本冊子の章番号		参考文献	参考になるポイント (掲載内容)
1-2	ヤングケアラー支援がなぜ必要か	-	文献⑧付録 2.1 ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利
2-2	ヤングケアラーへの気づき	(1)	文献③図表 23 支援機関別の気づくポイント
		(1)	文献⑧付録 1.2 ヤングケアラー気づきツール(大人向け)
		(1)	文献⑦図表 8 ヤングケアラーではないか？と気づくきっかけの例（分野別）
		参考 3	文献⑩第 6 章 5 (5) 広報啓発
		参考 4	文献⑧付録 1.1 ヤングケアラー気づきツール(こども向け)
		参考 4	文献⑤ 中高生を対象とした実態調査
		参考 4	文献④ 小学生、大学生を対象とした実態調査
2-3	ヤングケアラー担当部署への情報集約	(2)③	文献⑧付録 1.1、1.3 ヤングケアラー気づきツール(こども向け)、ヤングケアラーアセスメントツール（こどもとの信頼関係を構築するための会話の視点を示すことを目的としたツール）
			文献⑥ こころのケアとその影響について理解するための心理教育用の教材及びその活用のための支援者向けガイド
2-4	ヤングケアラーへの支援	(2)①	文献⑧付録 1.3 ヤングケアラーアセスメントツール（こどもとの信頼関係を構築するための会話の視点を示すことを目的としたツール。ツール内のIVには「こうなりたい・したい」ということ」の掲載あり）
		(2)① 参考 2	文献⑦図表 23、24 多機関連携の個別ケース会議の進め方
		(2)②	文献① P184,185 サポートプランひな形
		(2)②	文献②別紙 2 ケース別の支援例
		(2)②	文献⑩第 6 章 4 支援メニュー別の特徴や課題、効果的な取組事例や取組のポイント
2-5	地域での見守り	-	-
2-6	18 歳以上のヤングケアラーへの支援	(2)③	文献⑩第 6 章 4 支援メニュー別の特徴や課題、効果的な取組事例や取組のポイント
		(4)	文献④ 大学生を対象とした実態調査
3-1	職員等の確保	-	-
3-2	ヤングケアラー・コーディネーターの配置	-	-
3-3	人材育成、地域づくり（民間団体との連携を含む）	(1)	文献⑨ 児童福祉部門と教育分野に焦点を当てたヤングケアラー把握・支援の運用の手引き
		(1)	文献⑩第 6 章 5 自治体の体制面等におけるポイント

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
「ヤングケアラー支援ガイドライン（仮称）の策定に向けた調査研究」

ヤングケアラー支援ガイドライン（仮称）
（参考資料：仮想事例集）

令和7年（2025年）3月
有限責任監査法人トーマツ

仮想事例集

- 掲載事例は複数の事例を統合するなどして作成した仮想事例です。
実際の支援の形は地域によって多様ですが、多機関連携の参考としてご活用ください。
- 実際に児童虐待として把握されたケースの中には、ケアを担うこどもが含まれる場合があるため、本事例集においても虐待と考えられるケースも一部含まれています。そのようなケースにおいては、虐待対応に加え、ヤングケアラー（以下、「YC」という。）支援としての観点から、こどもの負担を軽減するための方策を検討する必要があります。

図表 1：事例一覧

事例 No	支援対象 年齢	家庭環境	主な 連携分野	YCC※との 連携	個人情報共 有の枠組み	掲載 ページ
1	小学生	母子家庭	障害分野	あり	要保護児童対策地域協議会 （以下、「要対協」という）	P 2
2	高校生と 小学生の兄弟	父子家庭	医療分野	なし	重層的支援 体制整備事業	P 6
3	中学生	母子家庭 （生活保護家庭）	福祉分野 （生活保護）	あり	要対協	P 11
4	中学生（発達 障害あり）	母子家庭	教育分野 （学校）	なし	要対協	P 14
5	22 歳	3 世代家族 （母子家庭、高 齢者虐待疑い、 妹不登校）	高齢者福祉 分野、 教育分野 （学校）	あり	重層的支援 体制整備事業	P 18

※YCC…ヤングケアラー・コーディネーター

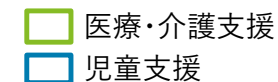
事例 1（小学生、主な連携分野：障害福祉、YCC との連携あり）

項目		事例の内容
本人状況	年齢	10 歳（小学校 4 年生）
	性別	女性
	特性等	—
	要対協登録	あり
家族構成		母親と長女（YC 本人）の 2 人家族
ケアを要する家族	本人との関係	母親
	年齢	47 歳
	状況	精神障害者保健福祉手帳（3 級）交付中、生活保護受給中
		障害支援区分（Ⅱ）認定あり
		自立支援医療（精神科通院）利用中
YC が担うケア内容	<身体的な介護> ➤ 母親の精神状態悪化により、便尿失禁があるため介助している状況 <情緒的な支援> ➤ 話し相手となって夜遅くまで話を聞き、寄り添っている <家事支援> ➤ 洗濯、掃除、食事の買い物、ゴミ捨て <その他の支援> ➤ 受診同行、市役所の手続きや生活保護担当課窓口に同行	
現サービス利用状況	①支援対象：母親 ➤ 障害福祉サービスの居宅介護（ヘルパーによる家事支援・通院介助。1 回 1 時間／週 3 回）・訪問看護（服薬管理。1 回／2 週間） ➤ 支援対象児童等見守り強化事業（1 回／1 週間：お弁当や日用品を配達。母親の育児相談。長女の学習支援） ②支援対象：長女 ➤ 児童育成支援拠点事業（3～5 日／1 週間）・子育て短期支援事業（ショートステイ）（長女や母親の希望により適宜）	

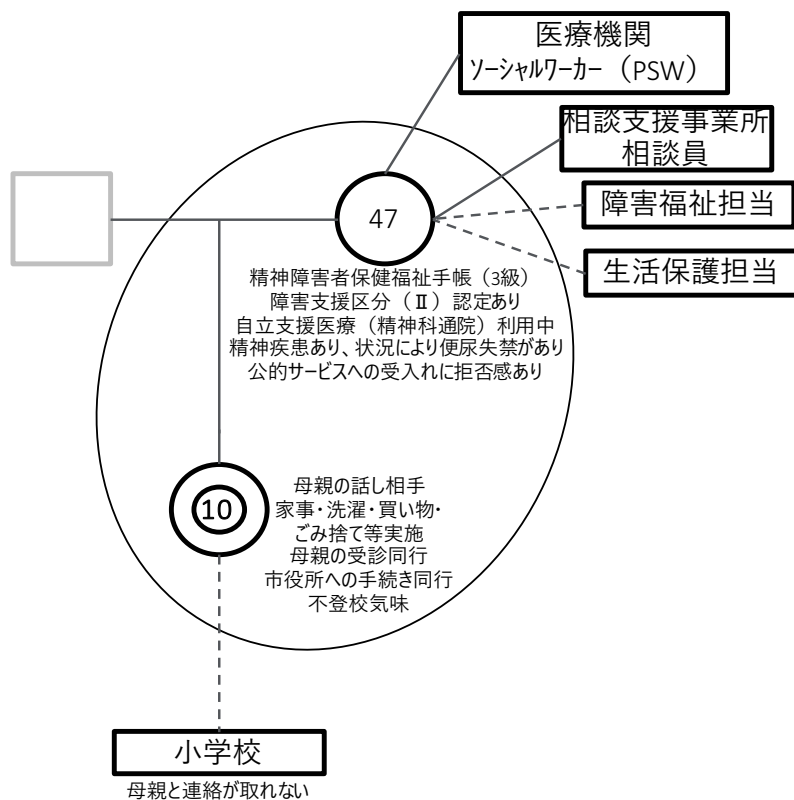
項目		事例の内容
サービス 利用前の 課題		➤ 長女は不登校傾向であった。登校が続いても、母親の受診に付き添い欠席、さらには連続欠席につながっていた。また、母親の行動に長女があわせることで長女自身の生活リズムが乱れることも、不登校の要因になっていると予測された。勉強の積み重ねも難しく、学習面への影響が心配されていた。 ➤ 母親は公的サービスの受け入れに拒否感があり、調整が難航していた。人が家に来ることが苦手であり、ヘルパー訪問のキャンセルも多かった。
相談経緯・支援経過	段階 1 気づく	➤ 母親の精神状態悪化に伴い、医療機関側が入院を検討したが、母親が拒んだため、医療機関のソーシャルワーカー（PSW）が居宅サービス（訪問看護・障害福祉サービス）の利用を検討した。障害福祉サービスの地域の相談支援事業所（民間）の担当相談員が「家庭訪問した際、登校の時間帯に長女が在宅しており、家事や母親の精神面のサポートを担っている様子がみられた。訪問看護が訪問した際も、長女が在宅していることが多いよう。自宅が衛生的ではない様子がうかがえ、その点も気になった」という内容で、自治体のこども家庭センター窓口相談をした。
	段階 2 情報 集約	➤ 母親のサービス利用状況及び長女が母親の受診等に付き添うために学校を欠席していることを、YCC が相談支援事業所の担当相談員から聞き取った。 ➤ 上記、情報共有を受け、YCC は学校から長女の登校状況や普段の様子を聞き取った。 ➤ 要対協に基づいて個別ケース検討会議を実施した（参加機関：学校・相談支援事業所・主任児童委員・生活保護担当課・こども家庭センターYCC）。
	段階 3 支援 ※ 経時的に 掲載	➤ 相談支援事業所と YCC の同行訪問、サービス担当者会議への YCC 同席により、母親・長女と関わるできるようになった。 ➤ 当初は長女自身の人見知りなどで支援者の受け入れが良くなかったが、YCC とこども家庭センターの心理士が家庭訪問を継続し、YCC は母親の子育ての困りや精神面の話を聞きながら関係構築をはかり、心理士は長女のセラピーを実施した（自宅近くの児童家庭支援センターのセラピー室を利用）。 ➤ 並行して、市のこども家庭センターの子育てサービスを母子に提案し、了承が得られ利用につながった。長女についてはこども家庭センターの児童育成支援拠点事業（生活習慣の形成・学習の支援・食事の提供等）、ショートステイ（母親の育児疲れによるレスパイト利用や、長女の入所希望

項目		事例の内容
		の際に対応等)、世帯については支援対象児童等見守り強化事業を利用した。 ➤ 長女自身の不登校については、学校のスクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」という）が支援した。母の学校への拒否感が強く、YCC が SSW と同行訪問し顔つなぎのための支援を実施した。 ➤ （学校教育分野管轄の）教育相談センターのアウトリーチ事業も利用した。担任の調整支援により、放課後登校から始めた。以降、欠席はあるものの徐々に登校状況が改善した。 ➤ 母親の気分の浮き沈みにより、支援の受け入れ状況に波はあるものの、場面に応じて関係機関で母子を支え、見守りができるようになってきている。
	段階 4 見守り	➤ YCC は障害福祉サービスの相談支援事業所と学校に対して、見守り及び何かあった際の情報提供を依頼した。 ➤ こども家庭センターの児童育成支援拠点事業、支援対象児童等見守り強化事業にて見守り体制を構築した。
今後の方針／ 新たな課題		<継続対応の必要あり>
		➤ YCC は引き続き関係機関と連携しながら、母親と長女が安心して日常生活ができるよう見守っていく。 ➤ 課題が生じたときに、YCC は適宜関係機関と対応を検討していく。 ➤ 長女の進学に伴うサポートも必要になると思われるため、YCC は長女の気持ちを尊重しながらサポートしていく。

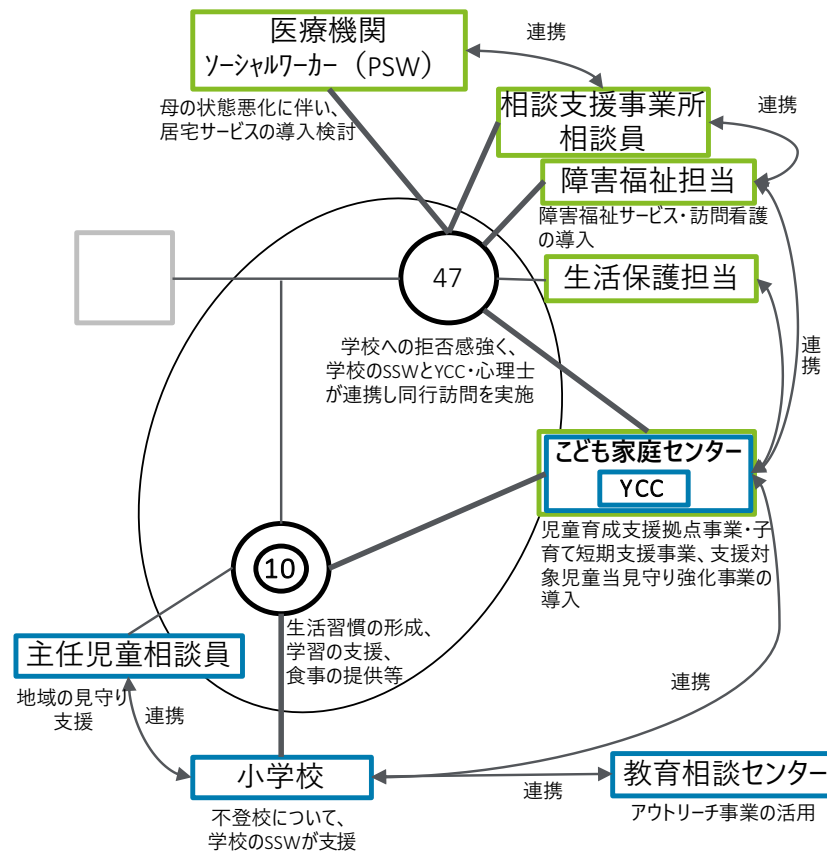
事例1（小学生、主な連携分野：障害福祉、YCCとの連携あり）



介入前



介入後



事例 2（小学生・高校生、主な連携分野：医療分野、YCC との連携なし）

項目		事例の内容
本人状況	年齢等	長男：17 歳（高校 2 年生）、次男：11 歳（小学 5 年生）
	性別	男性
	特性等	—
	要対協登録	あり
家族構成		父、長男（YC 本人）、次男（YC 本人）の 3 人家族
ケアを要する家族	本人との関係	父親
	年齢	50 代
	状況	要介護認定：要介護 2（認定日：令和 5 年 10 月）
		末期がん闘病中、自宅で抗がん剤を服用しながら療養
		杖を使えば自宅内の移動はでき、排泄は自立
YC が担うケア内容		➤ 主に父親のお世話及び日常生活支援全般 <家事支援> ➤ 買い物・食事作り <生活支援> ➤ 病院受診の同行 ➤ 服用管理 ➤ 金銭管理 <その他の支援> ➤ 体調の変化がないか見守り ➤ 息抜きの散歩の同行
現サービス利用状況		①支援対象：父親 ➤ 介護保険サービス利用：訪問介護（ホームヘルプ）（5 回/週：80 分/回：洗濯・居室の片づけ・ゴミの取りまとめなど）、訪問看護（2 回/週：服薬管理・清拭・洗髪・居室の片づけなど） ②支援対象：長男、次男 ➤ YC 支援事業：家事支援（トイレ・風呂・キッチン等の清掃、洗濯物の畳みなど）、YC 支援事業による居場所の利用。地域の行事やこども食堂への参加。

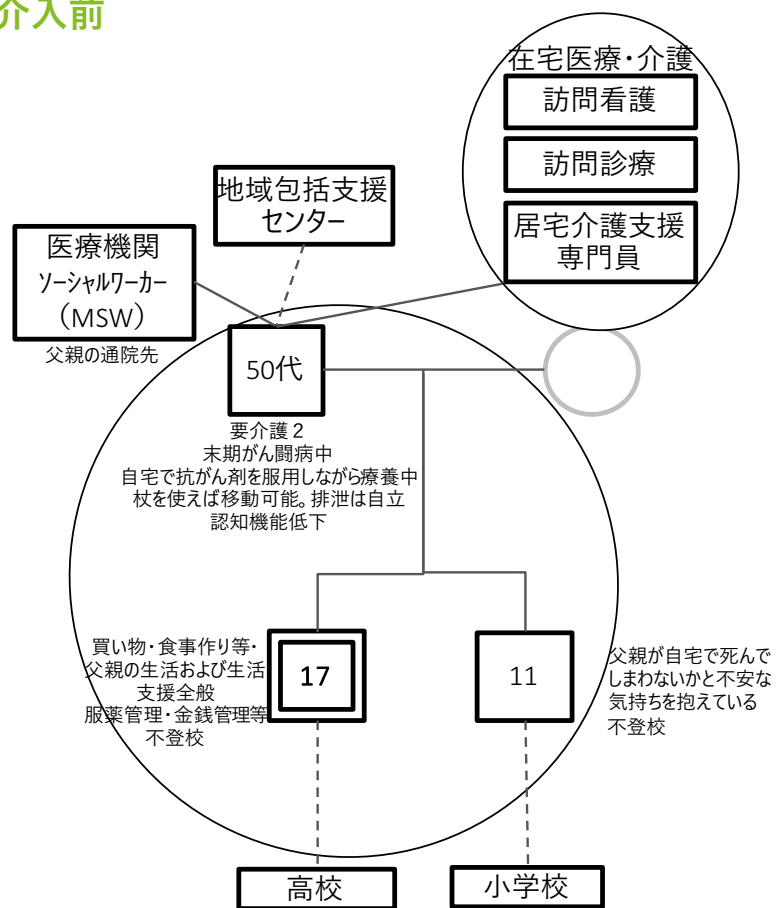
項目		事例の内容
サービス利用 前の課題		➤ 父親の認知機能の低下により、父親に代わって長男が通帳の管理や保険の手続き等、各種事務手続きを行っている。 ➤ 2 年前に母親が在宅で病死したため、次男は父親が死んでしまわないかと不安な気持ちを抱えている。 ➤ 自宅内は掃除が十分にできていない様子である。 ➤ 長男、次男ともに登校できていない。
相談経緯・支援経過	段階 1 気づく	➤ 父親の通院先の医療ソーシャルワーカー（以下、「MSW」という）より「父親の通院に高校生と小学生のきょうだいが同行してくる」「父の病状は悪く、今後のきょうだいの生活が心配だ」との連絡がこども家庭センター窓口（以下、当窓口）に入った。 ➤ 同時期に次男が通う小学校の SSW より「次男がほとんど学校に通えていない。長男と共に家事を担ったり、父親の見守りをしているようだ。家庭での状況が心配だ」との連絡が当窓口に入った。
	段階 2 情報 集約	➤ 父親の担当介護支援専門員（以下、「ケアマネジャー」という）から、父親の介護保険による福祉サービスの利用状況や、自宅内の掃除が十分にできていない状態であることなどを聞き取った。 ➤ 長男の通う高校からは、ほとんど登校できていないこと、登校時の学校での様子などを聞き取った。 ➤ 重層的支援体制の中核的機能を担う、病院・学校・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・訪問看護事業所・訪問介護事業所・民生委員・児童委員・ヤングケアラー支援担当の出席によるケース会議を開催した。 ➤ ケース会議では、ケースの課題を共有し、それぞれの機関がこの家庭に対してできる支援を話し合った。また病院からは、父親の病状について長男、次男も知っておくべきであるため、治療方針を決める場に同席させた方がよいという意見があった。

項目	事例の内容
段階3 支援	➤ 支援に際しては、長男、次男から直接話を聞き、それぞれの意向と同意を得た。また、長男、次男の同意を得た上で家庭訪問をし、父親の想いと意向を聞き取った。 <u><YC 支援担当></u> ➤ 家事支援の導入で自宅内の清掃を行い、長男、次男が少しでも快適に生活できるよう環境を整えた。次男には居場所支援への参加を促し、気分転換の場を提供した。不登校だった次男と共に父親の通院に同行したことで、自分の代わりに付き添ってくれる者がいる安心感が得られ、学校に目を向けるきっかけとなった。 <u><社会福祉協議会></u> ➤ 金銭管理を行うことで、長男の負担が軽くなった。長男、次男が病状説明を受けられるように、親戚（母方叔父）と調整をしている。 <u><訪問看護・訪問介護></u> ➤ 自宅に在宅医療・介護サービス（訪問診療、訪問看護、居宅介護支援事業所、訪問介護）の訪問を継続し、訪問時に長男、次男に会えた際には、父親の状況について説明をした。また、こまめな声かけを心掛けたことにより、長男、次男の、父親の体調への不安が減り、学校へ足が向くようになった。 <u><高校></u> ➤ 補講を行って欠席分を補う対応を行い、担任が長男の話を聞いて気持ち等に寄り添うことで徐々に登校できるようになった。 <u><小学校・SSW></u> ➤ SSW が家庭訪問やタブレットでの授業参加などを通じ、次男の登校を促したことで登校できるようになった。 <u><民生委員・児童委員></u> ➤ 地域での長男、次男の見守りや、ゴミ捨て等の生活支援に取り組んだことで、地域で身近に頼れる大人がいる安心感が生まれた。 <u><病院></u> ➤ 父親の受診状況、治療方針等の情報を随時関係機関と共有し、病状の進捗によって必要な支援の提案を行うことで、各関係機関が今後起こり得る事態を想定した支援方法を検討することができた。

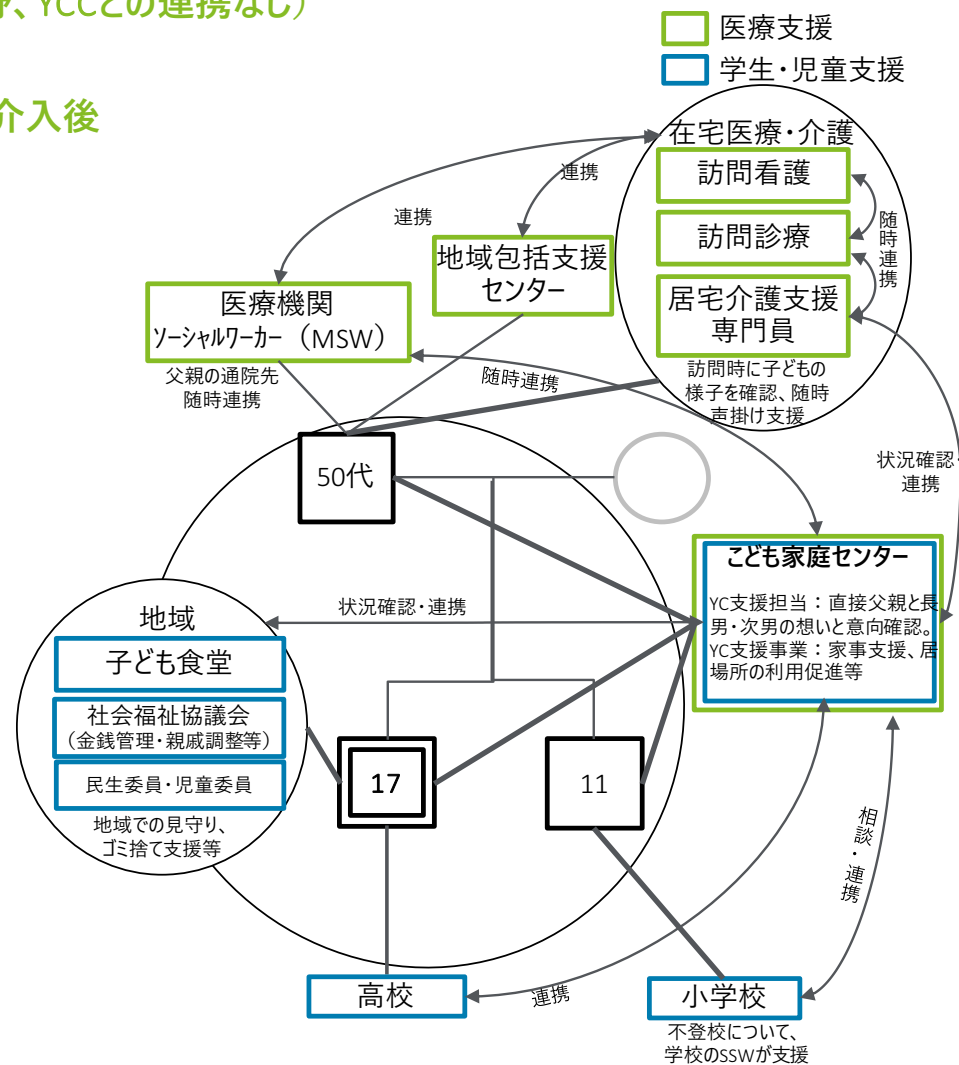
項目		事例の内容
	段階 4 見守り	➤ 学校、SSW、YC 支援担当は常に情報共有をしながら、学校での見守りや家庭訪問を継続して行い、長男、次男の生活や気持ちの変化に寄り添った。 ➤ 民生委員・児童委員は引き続きゴミ捨ての手伝いやさりげない声かけを行った。
今後の方針／ 新たな課題		継続対応の必要あり
		➤ 父親の病状の悪化、さらには父親亡き後の長男、次男の生活について、想定通りに進むかどうかに関わらず、YC 担当は長男、次男の話を聞き、寄り添っていく姿勢を示す。 ➤ 父親亡き後の生活を考え、長男、次男が安心して生活できるように、親戚や児童相談所とも情報共有していく。

事例 2（小学生・高校生、主な連携分野：医療分野、YCCとの連携なし）

介入前



介入後



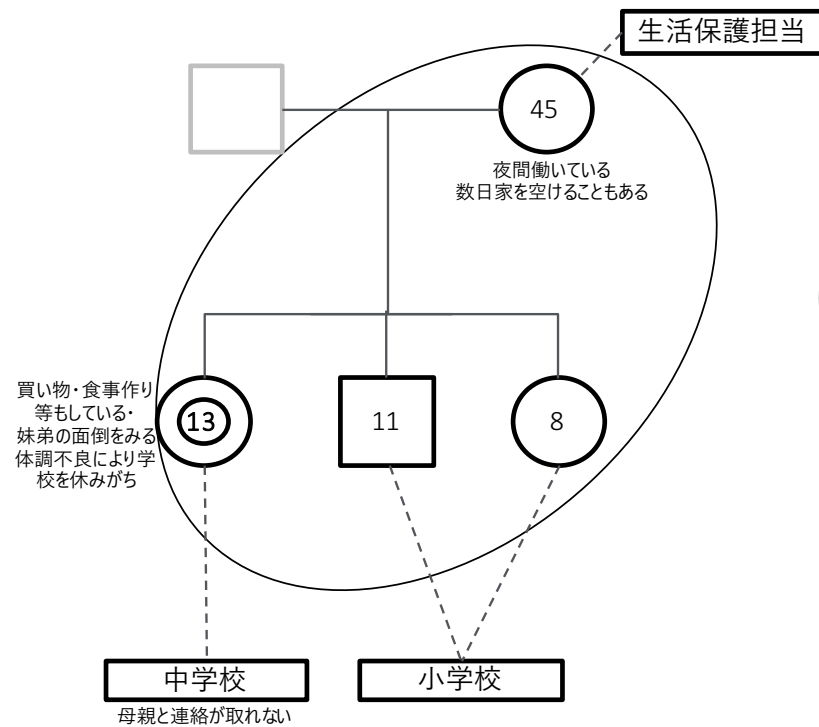
事例3（中学生、主な連携分野：福祉分野、YCC との連携あり）

項目		事例の内容
本人の状況	年齢等	13 歳（中学校 1 年生）
	性別	女性
	特性等	—
	要対協登録	あり
家族構成		母親 45 歳、長女（YC 本人）、長男、次女
ケアを要する家族	本人との関係	弟（長男）、妹（次女）
	年齢	弟 11 歳、妹 8 歳
	状況	生活保護受給中
YC が担うケア内容		▶ 主に幼いきょうだいのお世話 <家事支援> ▶ 買い物、食事作り、弟妹の登校準備 <見守り> ▶ 弟妹（長男、次女）の見守り
現サービス利用状況		①支援対象：長女 ▶ 支援対象児童等見守り強化事業、子ども食堂利用、学習支援事業利用(生活保護の支援) ②支援対象：長男、次女 ▶ 支援対象児童等見守り強化事業
サービス利用前の課題		▶ 母親が数日家を空けることがあり、その間、長女が買い物や食事作りを行っている。 ▶ 長女が、長男、次女への起床の声かけや食事を促したりする。 ▶ 長女は家事の負担感について母親に伝えることができない。また、母親からの相談事を聞いたり、母親から家庭のことを外部に話さないように強いられることが負担となっている。
相談経緯・支援経過	段階 1 気づく	▶ 長女から中学校の担任に「母親が夜働いているため家にいない。そのときに弟や妹の世話をしている」と相談があり、中学校からこども家庭センターの相談窓口へ情報提供があった。長女に深刻な様子はないが、学校としてもどう対応したらいいか相談したいという内容だった。

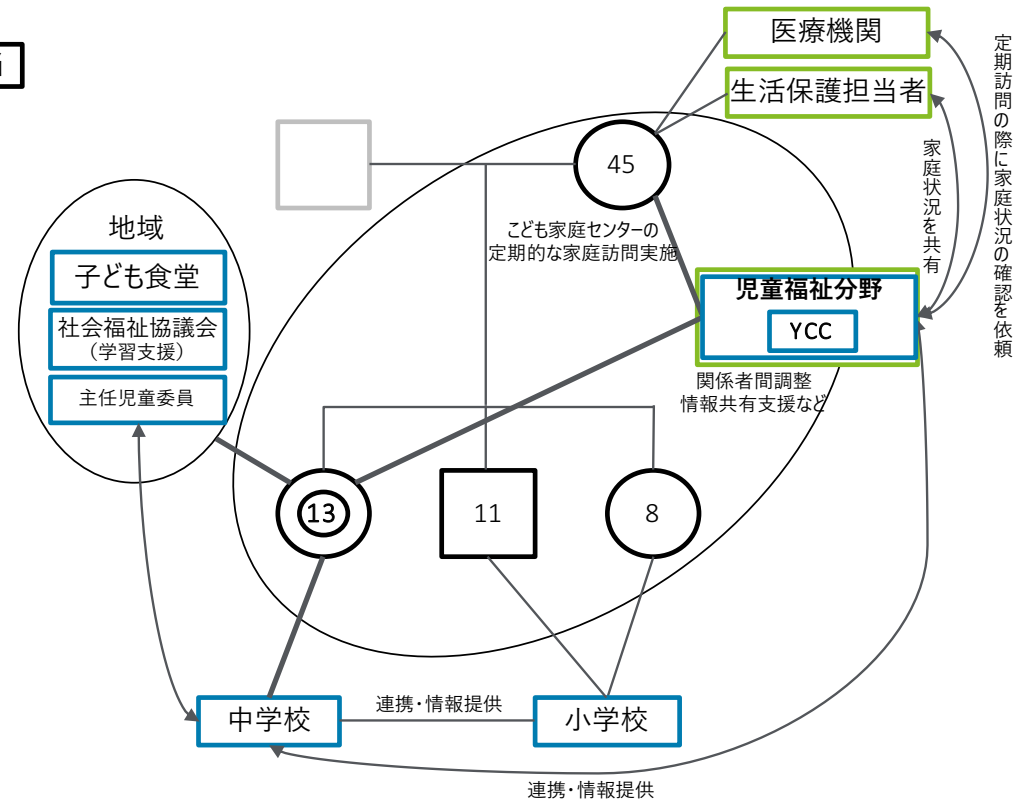
	段階 2 情報 集約	➤ 要対協で本ケースを受理し調査を実施した。 ➤ 学校からは長女が体調不調になりやすく休みがちであることや、学校が母親へ連絡を取ろうとするも中々連絡が取れない状況であることを YCC が聞き取った。 ➤ 生活保護受給家庭だったため、支援状況を YCC が確認した。 ➤ 母親が医療機関を受診しているという情報があり、母親の様子について、YCC は医療機関とも情報共有を行った。 ➤ YCC は学校と情報共有を行いながら支援につなげる方法を模索した。
	段階 3 支援 ※ 経時的 に掲載	➤ YCC が長女との面談を試みるも、拒否感を持つ様子うかがえたため、長女が信頼している学校教員が長女と面談を行い、YCC の支援につなげるタイミングを図った。 ➤ 地域の子ども食堂や学習支援などの情報を長女に知らせるため、チラシ等の配布を学校の教員に依頼し、学校の教員から長女に地域につながるメリットを伝えてもらった。 ➤ YCC は生活保護の担当者と情報共有を行い、長女への学習支援のほかに母親に対する支援も検討した。生活保護の定期訪問や連絡をする機会に家庭状況の確認をお願いした。母親から生活保護の担当者に、こどもたちの学習支援に関する相談があったため、長女は学習支援につながる事ができた。 ➤ YCC が直接長女と母親と信頼関係を構築することができたため、こども家庭センターの支援対象児見守り強化事業(配食支援)の導入を行い、定期的な家庭訪問を行うことができています。
	段階 4 見守り	➤ YCC は学校、生活保護の担当者、主任児童委員、支援対象児童見守り強化事業の担当者と情報共有を定期的に実施している。
今後の方針／ 新たな課題		継続対応の必要あり ➤ YCC は引き続き関係機関と連携しながら、長女と家族を見守っていく。 ➤ 長女や家族との更なる信頼関係の構築を目指す。 ➤ 母親に対して家庭の状況の改善が図れるように働きかけを継続し、家事支援導入を検討していく。

事例3（中学生、主な連携分野：福祉分野、YCCとの連携あり）

介入前



介入後



事例4（中学生、主な連携分野：教育分野（学校）、YCC との連携なし）

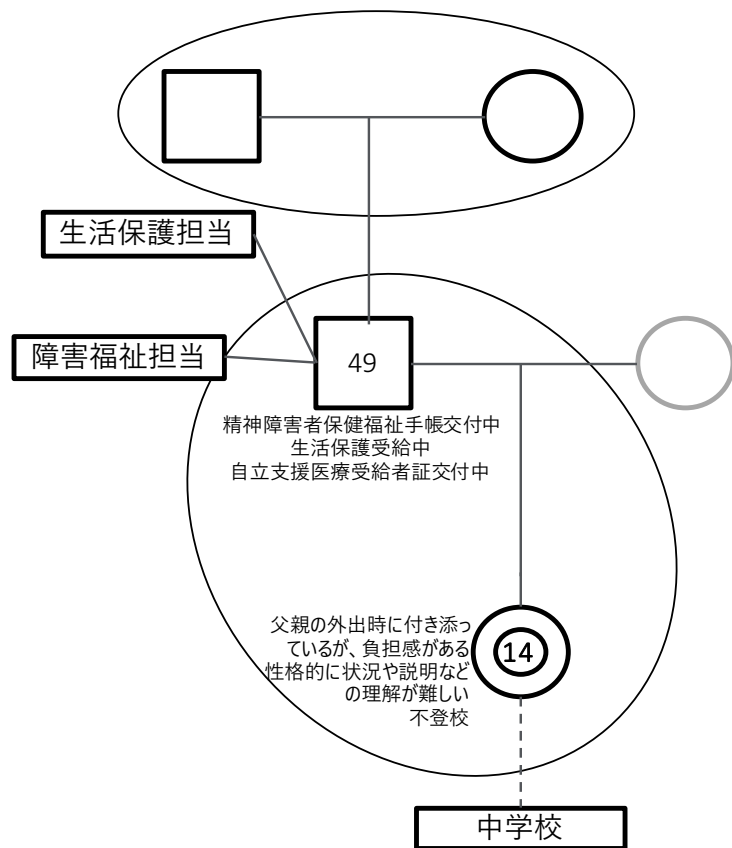
項目		事例の内容
本人の状況	年齢等	14 歳（中学 2 年生）
	性別	女性
	特性等	性格的に状況や説明などの理解が難しい様子がある。コミュニケーションも得意ではなく、自分の気持ちを話し SOS を発信することが容易ではない。
	要対協登録	あり
家族構成		父親と長女（YC 本人）の 2 人家族
ケアを要する家族	本人との関係	父親
	年齢	49 歳
	状況	精神障害者保健福祉手帳交付中
		生活保護受給中
		自立支援医療受給者証交付中
YC が担うケア内容		➤ 主に父親のお世話 ＜精神的支援＞ ➤ 情緒的な支援 ＜見守り支援＞ ➤ 外出同行等
現サービス利用状況		①支援対象：父親 ➤ 障害福祉サービス計画の相談支援
サービス利用前の課題		➤ 通院と服薬の自己中断により、父親の病状悪化が定期的に起きているものの、長女は病状悪化時に SOS を出せず、困っている。 ➤ 父親の在宅療養中は、父親の外出に長女が付き添っており、負担に感じている。 ➤ 長女が、父親の感情の受け止めや、病状悪化時の対応をしているが、対応方法が分からず困っている。 ➤ 長女には発達や能力の課題があるが、父親からの理解やフォローを受けることは難しい。また、不登校となり孤立しており、自立にあたり、支援が必要である。

項目	事例の内容
相談経緯・支援経過	段階 1 気づく ➤ 父親が病状悪化により入院し、長女の世話をするために父方祖母が家に日帰り通っていることについて、行政の生活保護担当者から児童ケースワーカーに連絡があった。
	段階 2 情報集約 ➤ 児童ケースワーカーから長女の所属中学校へ、上記の件についての情報提供と学校での様子の確認依頼を行った。 ➤ 心配した中学校が SSW の派遣を依頼した。 ➤ SSW から児童ケースワーカーに連絡し、連携を開始した。
	段階 3 支援 ➤ 父親の退院前に、連携ケースカンファレンスを実施し、以下の通り役割分担を行い、支援を実施した。 <u><児童ケースワーカー（要対協管理ケースのカンファレンス実施機関）></u> ➤ 退院後の訪問看護の手配を病院に依頼。長女の発達検査へのつなぎと父親への説明を行った。 <u><病院（入院先の精神保健相談員）></u> ➤ 退院後のデイケアについて主治医や父親と調整した。 <u><相談支援専門員></u> ➤ 長女の代わりに同行支援を実施し、長女の負担を軽減した。 <u><中学校></u> ➤ 長女の SOS を拾えるよう、週一回の放課後登校もしくは家庭訪問を実施した。進路への通常より手厚いサポートを行った。 <u><SSW></u> ➤ 中学校での支援体制の構築。進学について親子の想いを代弁しながら調整し、準備について説明を行い、親子の不安を軽減した。 <u><生活保護ケースワーカー></u> ➤ 進学にあたって資金を早くから準備していく必要があるため、父親に必要な準備について説明した。 ■支援における工夫 ➤ 通院や服薬の中断に気づけるように、関わる支援機関で、変化があれば情報共有できる仕組みを整えた。 ➤ 長女が不登校であることが、親子関係を悪くする一因となっていたため、学校からの不登校支援を実施することにより父親の不安を軽減した。 ➤ 親子ともに能力的な面から、進路の選択肢について、聴覚による説明だ

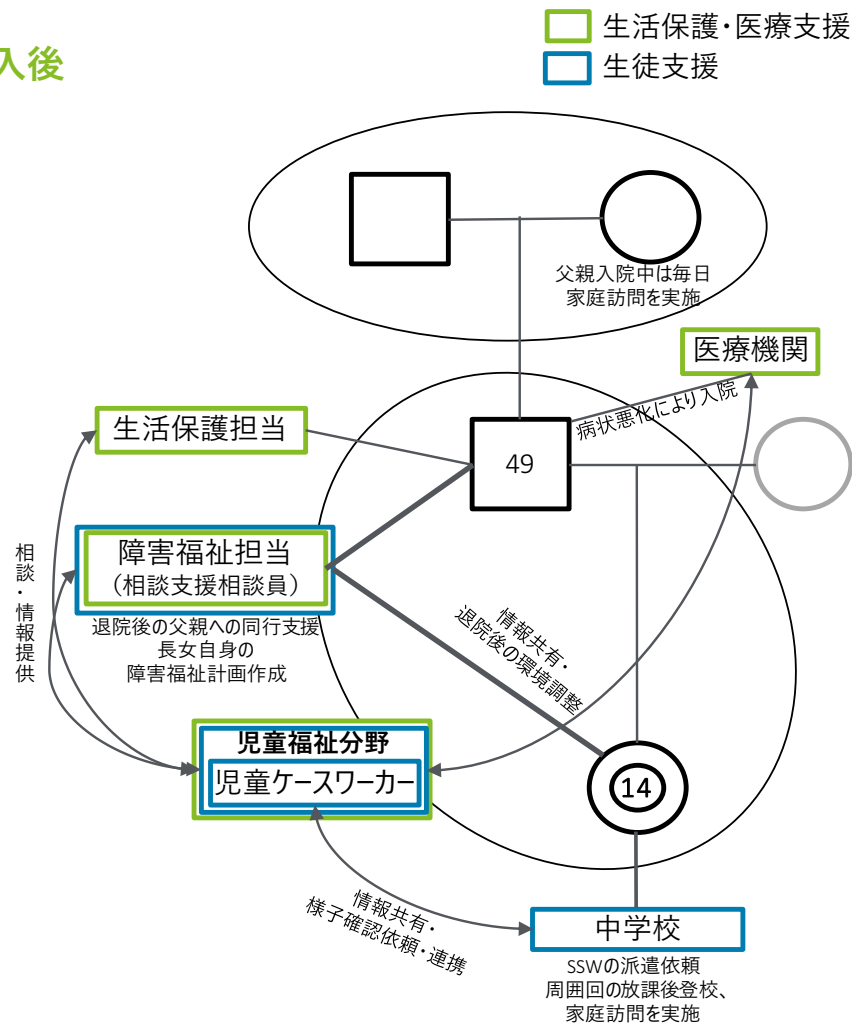
項目		事例の内容
		けでなく、シンプルな図を使うなど、視覚によるサポートを行った。 ➤ 長女は父親の病気のことを知らされていなかったため、長女の状況に配慮しながら、安心できるように、父親の病状や今後の見込み、相談先について説明を実施した。
	段階 4 見守り	➤ 父親の病状や生活状況は、父親の病院、訪問看護と計画相談支援を中心に、見守りを継続した。 ➤ 長女については、中学校で週に一回見守りを継続した。 ➤ 中学校卒業後も家族以外に長女が相談できる周囲の大人を確保するため、中学校 3 年生の 3 学期までに長女自身の障がい福祉サービスの計画相談支援を導入し、長女からの SOS を拾える体制を整えた。
今後の方針／ 新たな課題		継続対応の必要あり ➤ 父親の支援者と長女の支援者間で定期的に情報共有と目標のすりあわせが必要である。 ➤ 親子関係が良好ではないため、当面は父親と長女の間に入る支援が必要である。 ➤ 父親が長女の障害を理解できるよう、長女の相談支援専門員が、父親へ説明を行っていく必要がある。 ➤ 長女が高校を継続できない場合、別途サポートが必要となる。また、高校を卒業できる場合も、就職について支援が必要である。

事例4（中学生、主な連携分野：教育分野（学校）、YCCとの連携なし）

介入前



介入後



事例5（18歳以上、主な連携分野：高齢者福祉分野、教育分野、YCC連携あり）

項目		事例の内容
本人の状況	年齢等	22 歳（サポート校 2 年次で休学中：通信制高校に様々なサポートサービスを付加した教育施設）
	性別	女性
	特性等	—
	要対協登録	なし
家族構成		母親 48 歳、長男 25 歳、長女（YC 本人）、次女、母方祖母の 5 人家族
ケアを要する家族	本人との関係	祖母及び妹（次女）
	年齢	祖母 82 歳、妹 11 歳
	状況	祖母（要介護認定：要介護 3、認定日：令和 5 年 5 月再認定）
		妹（心房中核欠損症、地域の中核病院にて半年 1 回の経過観察中）
YC が担うケア内容		➤ 主に祖母の介護と家事支援 ＜身体的な介護＞ ＜家事支援＞ ➤ 買い物、食事の準備 ＜その他＞ ➤ 祖母の受診同行 ※妹（次女）の受診同行は母親が対応している ➤ 不登校の妹（次女）（小学 5 年生）の見守り
支援が入る前のサービス利用状況		① 支援対象：祖母 ➤ 介護保険：通所介護（以下、デイサービス）を週 3 回利用している。
サービス利用前の課題		➤ 父親が亡くなり、ダブルワークすることになった母親をサポートするため、祖母が 10 年ほど前から母親やこどもたちと同居を開始した。数年前から祖母が要介護状態となりデイサービスの利用を開始している。 ➤ その頃から長女が祖母のケアや家事を行うようになった。不登校の次女の小学校や祖母の介護関係機関等とのやり取りも全て長女が窓口となり対応している。 ➤ 長女は家事や家族の世話をすることが自身の役割であると思っている様子がある。関係機関（高齢介護課、学校担任の先生など）は母親と連絡がつかず、直接やり取りすることが困難である。 ➤ 母親はダブルワークのため、祖母の介護に時間をかけることは難しく、

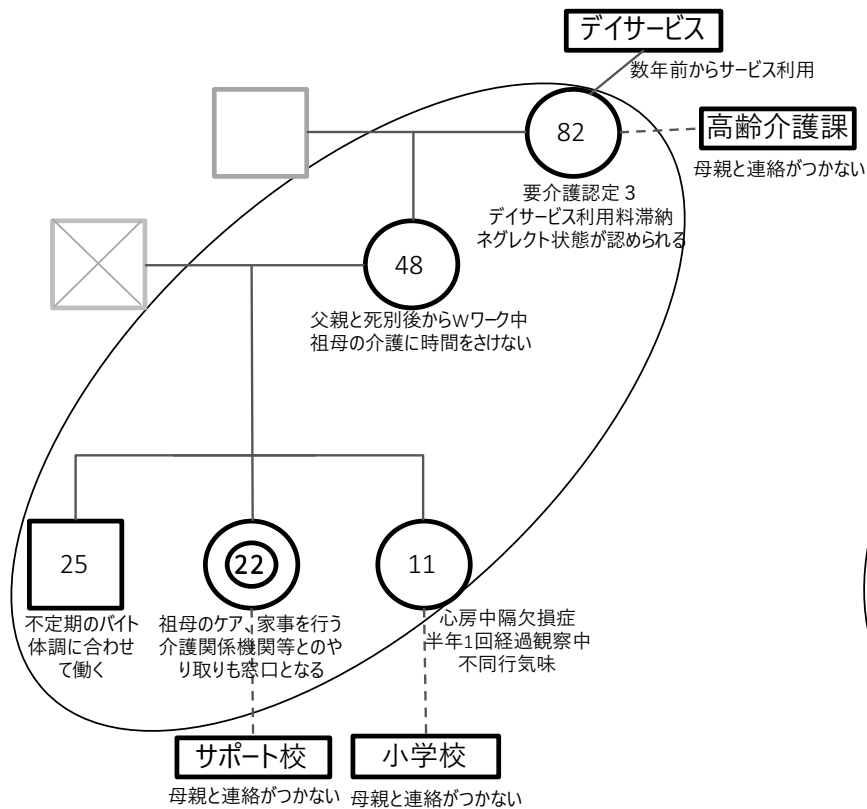
項目		事例の内容
		長男は不定期のバイトなどで働いている様子がある。
相談経緯・支援経過	段階 1 気づく	➤ 祖母のデイサービス利用料の滞納と祖母へのネグレクト（おむつ交換や入浴などの衛生面に不安があり、食事も十分に取れていない様子等）があり、デイサービスの事業所が祖母の家族に注意したが、状況が改善されないため、事業所が地域包括支援センターに相談した。 ➤ 地域包括支援センターの職員から、長女がYC の可能性があるとして子ども・若者総合相談センターの支援窓口（以下、当窓口）に相談があった。 ➤ 高齢介護課は、高齢者虐待の可能性があると見て、祖母の支援を切り口として家庭への関わりを開始した。
	段階 2 情報集約	➤ 当窓口で、地域包括支援センターの職員から、祖母のケアの状態や長女の担っていること、母親やその他家族の様子等を聞き取った。 ➤ 複合的な課題であり、関係機関も複数あるため、家族状況の多角的な状況の把握と共有、支援の方向性、役割分担の確認の観点で、地域包括支援センターの提案で関係機関の重層的支援会議を開催した。参加者は子ども・若者総合相談センター、高齢介護課、地域包括支援センター、介護保険の事業者：居宅介護支援事業所のケアマネジャー、生活支援のヘルパー、学校：校長、担任の先生、SSW など。
	段階 3 支援	➤ 重層的支援会議で役割分担をし、各関係機関が対応した。 <高齢介護課> ➤ 高齢介護課の本ケース担当職員が複数回自宅訪問し、母親と話をすることができた。最終的には祖母が介護施設に入所する方針となり、入所支援調整を行った。 <YCC> ➤ 不登校状態が続く次女及び家庭の状況を関係機関（学校、高齢者福祉関係者）と共有するためケース検討会議を開催した。 ➤ 祖母の施設入所の話で高齢介護課が訪問する際に、当窓口担当者が同行した。長女と母親、次女と会うことができ、今後も当窓口担当者が訪問する許可を長女と母親から得た。 ➤ 祖母の施設入所により、祖母へのケア負担がなくなったため、長女の就労等への相談や、次女のお世話を継続していることについて、長女の気持ちを確認し、家庭状況の確認も行うとともに、不定期で訪問を継続し

項目		事例の内容
		た。特に次女の様子については、小学校と情報共有をしていった。 <小学校> ➤ 小学校も関係機関と連携しながら訪問等続け、家庭にアプローチをしていった。
	段階 4 見守り	<YCC による YC 支援> ➤ 訪問を継続していく。 ➤ 長女は、買い物や通院以外は外出する機会がないため、一緒に近くの公園等に出かけることを提案していく。 ➤ 小学校と情報共有をしていく。
今後の方針／ 新たな課題		継続対応の必要あり
		➤ 引き続き関係機関（特に小学校）と連携しながら、訪問を継続していく。 ➤ 長女は就労しなければという気持ちはあるものの具体的な行動は起こしにくい様子がうかがえるため、まずは当窓口の YCC との関係構築を進め、いずれ地域の就労支援機関等につなげていきたいと考えている。

事例5（18歳以上、主な連携分野：高齢者福祉分野、教育分野、YCC連携あり）

□ 介護支援
□ 若者・児童支援

介入前



介入後

